# 正路喜社闘争九年の総括

# 砦にひるがえる勝利の旗

正路喜社労組支援共闘会議 編

正路喜社闘争九年間の総括

# 砦にひるがえる勝利の旗

正路喜社労組支援共闘会議　編

# 正路喜社闘争勝利万歳！

総評全国一般東京地本中央執行委員長
正路喜社労組支援共闘会議議長
倉　持　米　一

正路喜社労組支援共闘会議に結集をして頂いた総評、東京地評、中央区労協、民放労連、広告労協、新聞労連、全国一般、東京争議団共闘、小島法律事務所、学者、文化人、社会党、共産党の皆さん。

皆さんの階級的、同志的支援に支えられた総評全国一般労働組合東京地方本部正路喜社労働組合同志八人の九年にわたる英雄的破産反対闘争は、TBS、毎日新聞の破産攻撃及び組織破壊攻撃に決定的な打撃をあたえ数多くの成果をふまえて九月二十五日終結をみるに至りました。

この間、支援共闘会議の皆さんには定期に、あるいは随時に御参集を頂き、

経営及びTBS、毎日新聞の破産の狙いとその動向。

地裁及び高裁における破産と労働問題に対する取扱いとその態度。

司法反動の現状。

産業地域における闘う労働者の結集と宣伝対策の強化。

闘争資金充実のためのカンパ対策の拡大。
職場占拠を持続的に完全に確保するための泊り込み対策。
警察、暴力団の争議介入排除についての事前対策。
地裁、高裁闘争についての動員対策及び和解闘争戦術。
ＴＢＳ、毎日新聞に対するビラマキ、抗議決起集会など。

御指導と御協力を頂いてまいりましたことを、ここにあらためて感謝の意を表します。

ことにＴＢＳ労働組合がみずからの職場の合理化問題と正路喜社闘争を結合し、ストライキ闘争をもって闘い勝利に導いて頂いたこと。毎日新聞労働組合、電通労働組合が積極的に宣伝、カンパ、抗議を恒久的に組織をして頂いたこと。全国一般東京地本全組織が六九年春闘四・四半日統一ストライキを正路喜社闘争勝利にむけて集中して闘ったこと。小島法律事務所が小島成一先生、中村洋二郎先生を先頭に、争議と法廷闘争を結合させてともに、つねに労働者と共に階級的視点にたって闘い資本権力の破産攻撃を法廷において、かんぷなきまでに粉砕したこと。ＴＢＳ、毎日新聞の代理人酒巻弁護士、管財人河本弁護士、高等裁判所近藤裁判長をして「破産法は労働問題との関係で改正の必要がある」との発言をせしめたことは正路喜社闘争の勝利をあますことなく語るものであります。

このことは、破産法をもってしても八人の同志が労働者解放にかけた青春の炎をかきけし、組織をうちこわすことは不可能だったということを意味します。

正路喜社労組支援共闘会議に結集をした組合また労働者一人一人の奮闘が組織力戦闘力とし

で、いかんなく発揮をされた結果、組織破壊を狙い、破産を強行し、みずからの債権確保にのみ汲々とし、他をかえりみることをしなかった、TBS、毎日新聞の責任者を団体交渉、個別交渉、和解交渉の座につかせることに成功したものと信じます。

もちろん、正路喜社労働組合同志八人の頑強な闘争姿勢こそ、まさにその基礎であったことはいうまでもありません。

正路喜社労働組合同志八人の皆さん。

皆さんの階級的決意と行動によって闘われた破産反対闘争は、今後なお、日米共同声明のもと強行される貿易資本の自由化、産業再編成、独占集中大型合併、合理化推進によって、ひきおこされる合併、吸収、合弁会社の設立、協業化、業務提携、機械化、工場移転、倒産、破産、組織破壊、配転、出向、活動家の首切りなどの反対闘争に、労働者の闘いのみちすじをあたえたものと信じます。

だれかが、決意をして闘い労働者の闘いの展望を切りひらかない限り、労働者の勝利へのみち、労働者が政権を握る日は、労働者のものにはなりません。

しかし、まったく筆舌に尽しがたい御苦労をおかけ致しました。

御苦労さま。

おめでとう。

ありがとうをくりかえし申し上げます。

かさねて、御家族の皆さんが正路喜社闘争を、困苦に堪えて家庭から、支えて下さったこと

に対し拍手を贈って感謝の言葉と致します。

正路喜社労組支援共闘会議の皆さんの階級的、同志的支援と奮闘に感謝と拍手を贈ります。同志八人の就職完了の日をもって正路喜社労組支援共闘会議を解散致します。

ごあいさつを終るにあたって正路喜社闘争を東京地評争対部長として、つねに同志的に適確に御指導を頂いた故佐藤福正氏に正路喜社闘争の勝利を告げ、皆さんとともに、氏のごめいふくを祈りたいとおもいます。

正路喜社労働組合同志八人の団結と奮闘万歳！

正路喜社労組支援共闘会議の統一と奮闘万歳！

（一九七〇年十月二十二日、正路喜社闘争勝利報告集会における挨拶）

# この「闘いの歴史」の事実から教訓を

東京地評組織共闘部常任幹事
長谷川　月　男

組合結成して二年たらずの〝未経験〟な全国一般東京地本の正路喜社労組が、マスコミ独占の凶暴な破産・合理化攻撃を受けて九年、「とにかくがんばり」ぬいたことに、心から敬意を表します。

独占の高度経済成長政策による中小企業とりつぶし政策、それにともなう労働組合破壊ー「計画倒産」の実態を、よくここまでバクロしつくされたものです。〝反独占闘争〟というコトバをコトバだけに終らせなかった闘いの歴史は、貴重なものです。

全国一般東京地本は、五〇年代から、中小企業労働運動を「独占に抵抗する最底辺の運動」として位置づけ首都の労働運動のなかで独得の役割をはたしてきました。その全国一般東京地本が正路喜社闘争で発揮した指導性は、マスコミ独占や権力にとっても〝貴重な教訓〟となったにちがいありません。

正路喜社闘争の到達点は、〝前人未踏の原野〟を拓（き）り開いたといっても過言ではないでしょう。中央区労協やマスコミ共闘の仲間たちの「共闘会議」の奮闘もきわめて教訓的です。

この若い八人の仲間の〝青春を賭けた〟闘いの歴史を、法則的に、批判的に学ぶことを、組

合幹部、活動家はもちろん、とくに若い青年労働者に一人でも多くやってほしいものです。六〇年代の運動の〝停滞と混迷〟を打ち破って、〝激動の七〇年代〟への展望をきりひらくためにも、「頭の中」だけで考えず、労働者の「闘いの歴史」の事実から、教訓を科学的に、批判的に、しかも謙虚に学ぶことが、いまほど必要な時期はないと思うからです。

# 闘いの教訓が引きつがれ発展させられることをのぞむ

弁護士　小島成一

どんな闘いも、貴重な教訓をもっているはずです。しかし、この教訓を引き出して、労働運動の実践的な理論に整理することは大変に困難な仕事です。不屈に闘いぬいてこられた正路喜社の仲間は、この困難な仕事も立派にまとめられました。

前に、正路喜社の仲間たちは、闘う労働者の「ど根性」をいきいきと書いたことがあります。「ど根性」がなければ闘いの火はもえ上りません。持続しません。しかし、「ど根性」だけでは巨大な敵に勝利できません。闘いをとりまく情勢ーそのなかで敵を明確に分析し、味方の団結をより強めより拡げ、敵の弱点に集中的攻撃をかけうる正しい戦略戦術（ここまではよく言われることです）、これを立てる基礎になる理論が大切です。しかし、この実践的理論が必ずしも強くないのです。

この本では、成果と欠陥を実践的理論の観点でまとめようと努力されています。九年間その都度、考えをしぼりぬいた情勢分析、方針と戦術、果敢な実践から引き出されたものです。僭越な言い方になりますが、不充分な点が多々あるかもしれません。しかし、それはこれからのみなさんの闘いで補われ、改められるでしょう。この労作が叩き台になって、闘う労働者の理

論的武器が打ち鍛えられてゆくことを正路喜社の仲間は心から望んでいると思います。

正路喜社の闘いは、いまあらゆる産業、地域で闘われている反合理化闘争に実践的に役立つ多くの教訓をもっています。これが引きつがれ、発展させられることこそ、九年間の輝かしい正路喜社闘争を生かす途だと思います。

# この勝利は私たちの勝利

民放労連中央執行委員長
竹村富弥

マスコミ労働者はこの一年、12チャンネル労組をはじめ大きな争議をつぎつぎと勝利させ、そしていま正路喜社労組は九年にわたる粘りづよいたたかいの末、勝利のうちに闘争をおわろうとしています。

かずかずの大争議を勝利させたものは、要求をあくまで捨てず、たたかいを産業と地域にひろげ、しかも産業全体、地域全体の労働者の共通のたたかいの先頭にたつという原則的な方針です。

わたしたち民放労連が、TBS労組や12チャンネル労組など争議組合を先頭に正路喜社闘争に積極的に参加するようになったのは、一九六五年、マスコミ労働者に対して、狂暴な弾圧が加えられてからでした。この年から六七年にかけ民放労連は、全国で、ロックアウト、機動隊の争議への介入、分裂、首切り、大量処分などの攻撃をうけました。

正路喜社労組のたたかいに学ぼう、正路喜社労組と共にたたかおうというスローガンはわたしたちのたたかいの現状から生れたものです。12チャンネル労組のたたかいを連帯ストライキでたたかった東京地区の民放労働者は、正路喜社労組支援の連帯ストライキ権を確立してたた

かいました。また福井放送や毎放映などの長期争議組合も正路喜社労組に追いつき、追いこせとたたかいを前進させてきました。

いま正路喜社闘争の勝利は、わたしたち民放労働者のたたかいの新しい勝利の確信となっています。

正路喜社の仲間たち、家族の皆さん、ほんとうに有難とう、ごくろうさまでした。

# 正路喜社闘争勝利の教訓を
## 今後のたたかいに

新聞労連中央執行委員（弾圧対策部長）
岩　切　信

正路喜社労組の九年間にわたる、まさに歴史的な争議の総括が、大きな勝利のあとで出版されることに、新聞労働者は、心から喜び、大きな期待を持っています。

この総括は、たんに、正路喜社労組八人だけのものではなく、六十年代のマスコミ労働者全体のたたかいの財産となるべきものであり、それはまた、新聞労働者のたたかいの総括でもあるからです。

いまでこそ、正路喜社「破産」攻撃の真のねらいと争議の意義は明らかですが、当時、新聞では、サンケイの平和協定、労連脱退（三十五年）山陽労組への反共分裂（三十六年二月）と、各個撃破の政策をとりながら、新聞労働運動全体を右傾化、御用化する攻撃が激化した時期です。正路喜社の仲間は、正路喜社労組を破壊することによって、広告労働運動を無力化させ、ひいては、マスコミの反動化、合理化政策を強化し、マスコミ労働運動を御用化するねらいをいち早く見抜いて、「弾圧の拠点を統一の拠点」としてたたかい抜き、巨大な統一の力をつくり上げ、その力で、みずからの争議に勝利しました。

とくに、六十年代の後半で、ともにいくつかの大統一行動の前進をかちとりましたが、東京新聞労組はじめ新聞労連の争議組合は、この正路喜社のたたかいにはげまされ、いま、いずれも勝利に向かっているといえます。

そして、この正路喜社争議の教訓を、私たちは、いま、大急ぎで、マスコミ労働者全体のものにする情勢に迫られています。

日米共同声明の危険な路線の下で、独占資本との結びつきを強めるマスコミ資本は、情報産業化へのぼう大な設備投資を行ない、大合理化を強行しようとしています。

読売資本の下での報知新聞労働者への無法かつ暴力的な大量首切り、「会社更正法」を使っての日本海新聞労働者への首切り攻撃は、新聞労働運動の右傾化をねらい、ひいては六十年代に力を増したマスコミ労働者の統一闘争の破壊をねらっていることは明らかです。

勝利への鉄則を、正路喜社労組の苦闘の中から学びとり、七〇年代のマスコミ労働運動の大きな前進をかちとろうではありませんか。

# 正路喜社闘争勝利の記録

## くめどもつきぬ教訓をこの中から——

関東広告労協議長
荒川恒行

正路喜社闘争の勝利は、昨七〇年のわが国の労働運動の輝かしい成果であると同時に、六〇年代を通しての大きな成果として正しく総括されるべき事柄であろうと確信しています。六〇年安保闘争の教訓をふまえてスタートしたこの闘争は、七〇年安保廃棄の闘争の中で勝利したのです。とくに、マスコミ産業に働く労働者に与えた正路喜社闘争の持つ意味の大きさは、はかりしれないものがあろうかと思います。

正路喜社の労働者が争議に突入した頃はマスコミの労働者は大産業別に結集して闘争するすべを知らなかった、それが現在はマスコミ共闘に結集し、春闘や言論、報道の自由を守るたたかいなどの重要なたたかいにとりくむまでに成長しています。

広告労協もその中で正路喜社のたたかいを核にして大きく発展してきました。かつて広告の労働組合は正路喜社が闘争に入った時点で壊滅的な打撃を受けました。「組合を作ってたたかうと正路喜社のようになるぞ」というおどしが一斉にかけられたのです。「会社がつぶされちゃ、もともこもない」と労組を解散させられたところや、広告労協、総評全国一般を離脱する

労組が続出しました。そして広告労協は開店休業の状態に陥入り、広告の労組のところでは正路喜社との共闘がタブーになっていったのです。

しかし、こうした中で、正路喜社労組の仲間と少数の良心的な広告労働者が、歯をくいしばって団結の輪を少しづつではあったが回復し、ついに、三年ぶりで、関東広告労協は一九六四年十月、第三回総会を成功させ、正路喜社闘争支援を正式に決定しました。翌々年かの、読売ホールを埋めつくした闘争五周年大集会がかちとられ共闘会議が正式に発足しました。思えば長いようで短かかった道程ではありました。この小冊子が発行され、この勝利の記録が多くの労働者に読まれ、討議され、そしてこの中からくめどもつきぬ教訓を引きだされて、七〇年代の輝かしい成果のための宝庫にしていただきたいと思います。

# 正路喜社労組の仲間
## 本当に御苦労様

中央区労協事務局長
渡辺清次郎

十年前、あの偉大な安保闘争のなかで、手を一杯に拡げて歩いたフランスデモ、日本の未来を語り夢を大きく拡大しながら、敵もまた、この統一の力の分断に全力を挙げた。

この十年間、私たちの中にもちこまれた分裂攻撃のなかで、厳しい「合理化」攻撃のなかで、悩み苦しみながら、統一の素晴らしさをあらためて知った。そして「要求の統一こそたたかう力」を学んだ。

十年間のこの苦悩はまた正路喜社労組の仲間の苦悩であったと思う。佐藤委員長を中心に、仲間はこの苦悩をのりこえた。それは、たたかいに対して、いつも前向きにぶつかりながら、独占資本の悪らつな攻撃に、怒りを要求にし、その要求は産業、地域の仲間の要求に統一させて。

共闘会議がつくられた。正路喜社労組の仲間の支援としてつくられたのではない。独占資本の労働者に対する苛酷な攻撃に反撃を、七〇年代のたたかいを拡げるために、共闘会議は力強く組織されたのだった。

正路喜社闘争は終結した。勝利報告集会は、国労会館の会場の床を震動させた。勝利を祝い、また明日からのたたかいへの決意をこめて。

正路喜社労組の仲間、本当に御苦労様。仲間の築いた〝とりで〟は、六〇年代の中央区の労働者にとって間違いなく砦だった。

私たちは産業に、地域に無数の〝とりで〟を築かなければならない。七〇年代の明るい展望を本物にするために。貴方たちのたたかいにはげまされた一人一人が。

最後に、この闘争のなかで、私にとってかつてなく多くのことを教えてくれた共闘幹事会の諸先輩に、感謝をこめて。

# 目　次

第一章　独占資本の正路喜社支配と労組破壊攻撃……19
1　六〇年代をむかえた広告＝マスコミの状況と正路喜社労組……21
2　独占資本の正路喜社吸収合併……28
3　労組破壊攻撃と偽装破産……32
4　労組のたたかい……38
5　独占資本の攻撃と労組のたたかいのまとめ……50
第二章　長期抵抗路線の時期と情勢の変化……57
1　長期抵抗態勢の確立と反撃への準備……59
2　闘争方針の確立とその問題点……68
3　情勢の変化と要求の再検討……74
第三章　独占資本と対決する戦線の形成……85

1　統一行動の積み重ねと共闘会議の確立……87
2　TBS労組のスト権確立と全国一般四・二統一スト……100
3　TBS玄関前の抗議集会、大量宣伝活動と最後の追い込み……105
4　三年連続の和解交渉……120
5　情宣活動……133
6　財政活動……136
7　十・二三正路喜社闘争勝利報告集会……139
8　統一の教訓……141
第四章　たたかいをふりかえって—総括……153
1　たたかいが得たもの……156
2　勝利をかちとった力……162
3　独占の諸矛盾の拡大と力関係の変化……166
4　柔軟な戦術と大胆な妥協と交渉の主導権……177
附録　正路喜社闘争九年の歩み　——年表——

# 第一章　独占資本の正路喜社支配と労組破壊攻撃

正路喜社闘争は、独占資本による、広告産業支配、再編成のもとでの、階級的労働組合破壊の攻撃から、はじまった。

独占資本の指導のもとに、放送、新聞、広告の資本が一致してかけてきた破産攻撃にたいして、労働組合の備えは不十分だった。独占の直接の攻撃としてとらえることができず、方針は不明確で、独占に対決する階級的な統一闘争も組織されず、正路喜社労組員の圧倒的多数は、闘争に突入する前に戦線から脱落した。

独占資本の意図は成功するかに見えた。しかし、少数にはなったが、独占と対決して、反合理化闘争をたたかいぬく決意をかためた労働者が、組合の旗を守った。たたかいは、ここからはじまった。以下この章では、争議の背景をなす、六〇年代をむかえる広告産業の情勢、独占資本の正路喜社支配と労組破壊攻撃の事実経過、および労組のたたかいについて述べる。

# 1、六〇年代をむかえた広告＝マスコミの状況と正路喜社労組

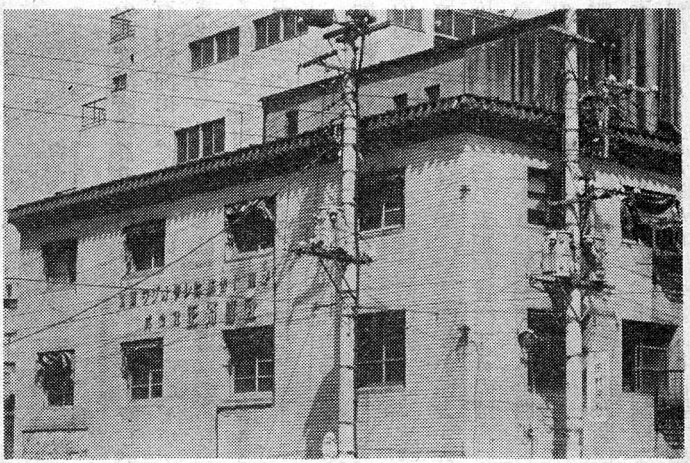

正路喜社の社屋、東京・京橋

## 六〇年代をむかえた広告

朝鮮戦争後、復活を完了した日本独占資本の高度経済成長政策のもとで、民放テレビの発足をむえた広告業界は、五〇年代後半から未曽有の好況にめぐまれていた。電通をのぞいて、いづれも中小資本であり、おくれた経営形態のままであった広告資本は、独占資本のあらたな販売・広告政策、市場管理政策を推進・消化する体制を急速にととのえることを要求されながら、一方、広告市場に直接のりだしてきた独占資本との対決もせまられていた。

この勝負は、最初からはっきりしていた。好況であっても、経営困難になる中小広告企業は、六〇年代前半までに、ほとんど独占の支配下に入ったのである。テレビの全国的ネットワーク形成にともなう支店開設などの設備投資の必要と、信用取引の無際限な拡大、高度成長のもとで倒産させられた中小スポンサーの広告費の代理店負担などで、営業規模が拡大するほど多大の資金を必要とし、金繰りに苦しむ中小広告資本に、独占の支配が貫徹するのは容易なことであった。これは、電通以外のすべての広告代理店の問題であり、創業明治二十四年という業界屈指の名門正路喜社にとっても例外ではありえなかった。

株式会社正路喜社は、マスコミ独占企業や銀行資本と直接の関係をもたない、血縁関係で結ばれた中小資本家のグループが経営していた老舗であった。それだけに、歩合外交制度を六〇年まで温存するなど、古い経営形態をとっていた。しかも五九年から、大阪、名古屋、札幌、

福岡に支店を設け、社屋も増築し、設備も、人員も、扱う広告量も急速に膨張していった。

正路喜社は名門だから、現金取引がたてまえの放送局、新聞社などに対する支払いも、三ヵ月の手形決裁を認められていた。それでも、手形割引手数料として、三ヵ月分の金利は負担させられていた。ただ、独占広告代理店の電通だけは、もっと長い手形で、しかも金利負担は免除されていた。ところが広告主からの入金は、ほとんど手形で、その済度も長びく一方であり、小切手支払が普通だった独占電機メーカーなどもこの頃から手形決裁になった。もちろん手形割引手数料を広告主から取ることなど決してできない。つまり広告代理店は、放送局・新聞社と広告主の双方に対して、金融業的任務をおわされていたのである。この資金繰りと金利負担は、中小資本には大きな重荷となる。しかも、広告主が倒産し、不渡をだしても、放送局、新聞社には全額立替えて払わねばならない。資産が少く、銀行の借出順位最低ランクの中小広告代理業は、高利の金融に依存せざるを得ないところへ追いこまれていく。こうして正路喜社の経営は困難を増大させていった。

一方、日本経済のなかで広告の占める比重は急激に大きくなり、六〇年代前半には自立した一産業部門といえるほどの膨張を示した。第二次大戦後の帝国主義的海外進出が相対的に困難な状況のもとで「高度成長政策」を進め、急激な設備投資を繰り返してきた日本独占資本が、市場問題を「解決」するうえで、広告の重要性が飛躍的に高まったのである。

また、五八年から六〇年にかけての警職法闘争、安保闘争は、日本独占資本とアメリカ帝国主義に、マスコミの影響力の大きさを、まざまざと見せつけた。彼等は経団連にマスコミ対策

委員会を設置し、マスコミに対する財界の統制をさらに強め、直接的なものにすることを考え、そのための有力な手段として、広告からの圧力が意識されたのである。広告こそは、マスコミ、とくに大きな影響力をもつ新聞と民間放送をささえる経済的な基盤であった。しかもそのなかで、独占資本の広告費がますます大きな比重をもちつつあったのである。

ところが、広告業界は、電通をのぞいて中小資本の群居状態であり、独占の政策を推進する政治的見識もなく、結局はマスコミ資本側の代弁者でしかなかったのである。そのうえ、前述した如く広告費は急激なのびをみせ、六〇年安保条約にもとづく、資本の自由化によって、アメリカ系の世界的広告代理店の日本進出は、すぐ目の前に迫っていた。こうして、独占資本が広告産業の再編成と支配にのりだしたのは、中小資本に安易にもうけさせるわけにはいかないし、このままでは国際的広告資本に完全に支配されてしまうという経済的利害と、マスコミの反動化を追求して、軍国主義的復活の世論づくりをする政治的計算が同時に解決される道筋であった。それは、まさに六〇年代を貫く日本独占資本の基本的政策にのっとったものであった。

## 正路喜社労組と独占の宣戦布告

一九五九年十二月二三日、ひどい低賃金と無権利状態で働らかされていた、正路喜社の労働者たちは労働組合を結成した。結成大会では上部団体加盟問題が検討され、執行委員会の「地

区労に加盟するが、上部団体加盟は見送る」という提案を、活発な討論のすえ、圧倒的多数でひっくり返し、総評全国一般東京地本、ならびに中央区労協加盟を決定した。正路喜社労組は結成後ただちに賃上げ闘争にとりくんだ。当時の初任給は、中卒五千五百円、高卒七千五百円大卒一万円で、定期昇給は千円に達せず、生活はぎりぎりまで追いつめられていた。結成にともなう賃上げ要求一律二千円は、満額無査定でかちとるまで粘り強くたたかわれ、引きつづき六〇年春闘、六一年春闘を精力的にとりくんで、大幅賃上げを達成した。

このころの組合は、未熟な点が多く、たたかいも経営者にたいする経済要求、それも賃上げ中心だったが、重要な問題は、すべて民主的に全組合員で討論され、組合員も、要求に合致しない執行部の提案は積極的に批判し、修正決議が行なわれることも少なくなかった。執行委員会も、組合員の要求を基礎に、忠実に、真剣にたたかい、組合は全体として団結を強化し、一歩一歩成長して行った。

正路喜社に組合が結成された頃、同じ広告代理店の三正堂にも組合が作られ、ともに全国一般、中央区労協に結集し、階級的にたたかう方向で、緊密に連絡をとりながら手をたづさえて激しくたたかった。「組合が出来て総評に入った」「賃上げをした」という噂は広告業界に拡がり、組合結成を怖れて臨時昇給をおこなう会社もあった。五九年まで、広告労働者は、電通をはじめとする大手に組織があっただけであった。しかも、いづれも従業員組合と称し、実態もその名称にふさわしいものであった。電通の労働者は、五五年に広告労働者の有史以来のストライキを決行したが、翌年から激しい組織破壊攻撃を受けて半身不随の状態にあった。

しかし、広告市場の好況は、封建的人間関係が支配していた広告職場を変え、新しい、若い労働者が既組織の大手のみでなく、未組織の中小にも急速に増えていった。五九年末の正路喜社・三正堂両労組の結成はその現われであった。広告業界で労組結成の話はまさに十年来のことだった。しかもこの両労組は、今までの広告労働組合とちがって、上部団体をもち、地域組織にも加盟して、企業組合のワクにとどまらず、階級的にたたかう姿勢を示していた。この両労組の結成が、業界全体に大きな波紋をまきおこしたのはそのせいである。

六〇年安保闘争は、広告労働者にも大きな影響をあたえた。正路喜社労組も結成以来、統一行動に参加し続け、高揚期には連日三・四〇人がデモの隊列に加わった。三正堂労組も、多数が参加したほか、電通や万年社の労組からも参加者がだんだん増えていった。従前から「広告労連」結成の動きはあったものの結局流れてきたのが、安保闘争にともに腕をくんで参加したこと、正路喜社・三正堂両労組が活発な活動を展開したことの影響で、安保闘争の直後、六〇年十月に関東広告労協が結成された。正路喜社労組は最初の議長をだした。結成時には電通、万年、三正堂、正路喜社の四組合だった組織は、組織化の前進で、一年間に十組合を結集するまでに成長した。

広告業界の再編成をおしすすめ、マスコミ反動化をさらに強行しようとしていた独占資本は、思わぬ伏兵の出現に仰天し、とくに電通資本はただちに対策を考えた。五六年に電通労組の高揚を押さえ、総評加盟をくいとめた電通資本は、総評という名の表す階級的労働運動に異常な、しかし正しい、警戒心をいだいていた。

六〇年春、ようやく盛り上ってきた安保の大統一行動の足音におびえつつ、「広告経営管理セミナー」という広告各社のトップの会議がおこなわれた。「広告の鬼」といわれた電通の吉田社長（当時）はこの会議で、みづから「パネル・ディスカッション」を主催し、いちはやく労組問題をとりあげて、長広舌をぶちまくった。彼の主要な論点は、

1、最近広告の組合が、総評のよびかけで横の連絡をとろうとしている点に注意を喚起しつつ、

2、総評の理念は、マスコミ、とくに広告とあいいれないが、最近総評系組合ができたらしいといって、正路喜社、三正堂両労組を攻撃し、

3、メーデーや安保闘争参加を一種の事大主義、英雄主義として非難し、

4、本来広告業界に組合はいらないが、もしつくるなら従業員組合として企業とともに歩むものでなければならない、といい

5、最後に、そのため緊急に小委員会をつくり、常時設置して、経営者の意志統一をはかろうと提案する、ということであった。

正路喜社に対する独占の支配が貫かれようとしていた六一年初頭の広告をめぐる情勢は、このようなものであった。

## 2、独占資本の正路喜社吸収合併

関東広告労協の発足、60年10月

## 毎日・TBS資本の正路喜社支配

急激な設備投資と、営業拡大で株式会社正路喜社は、金繰りに苦しんでいた。従来の低賃金が組合結成のため、急速に大企業なみとなり、人件費も急増した。中小広告資本は銀行から金が借りられないので、それまでも高利の金をつなぎ資金に借りていたが、五九年頃から日本最大の高利貸といわれる森脇将光から金を借りるようになった。勿論、高利であり、日歩三十銭ともいわれた。実態はよくわからない。こうして売上げがのびるほど、つなぎ資金の必要で、高い金利負担に苦しむようになっていった。六〇年末に、案内部門切離し、別会社設立を骨子とする合理化構想がもらされた。森脇とそれまでの借金のカタをつけ、銀行から金を借りることと結びついた構想であった。ところが、年があけて六一年春、突然予定されていた銀行からの融資がストップされた。のちに正路喜社吸収合併にのりだしてくる東急資本のさしがねがあったのではないか、とも考えられる。その銀行の正路喜社担当常務が、すぐあとで東急系企業の重役におさまっているからである。困った正路喜社は、合理化案をひっこめ、森脇と従来の借金を凍結し、以来銀行並みの利子で借りることに話をつけて、最大の取引先で古くから密接な関係にあった毎日新聞社に、支払期限の延期を申し入れた。これを機に、毎日新聞は子会社の社長を派遣、正路喜社に常駐させて経営、経理面を監査した。彼は労組との団交にも出席したいと言いだし、六一年夏期一時金交渉では、「正路喜社はいま一時金が出せる状態ではな

い。すくなくとも毎日新聞社より高いものは、絶対出せない。これは毎日新聞社の意向だ」として、労使関係にも直接介入してきた。

六月一日には、社長一人を代表取締役として残し、会長、専務をはじめ全重役が平取締に降格した。八月十日、社長から「毎日、TBSの援助で臨時株主総会を行い、役員を総改選し、毎日新聞から二名、TBSから一名の役員を迎える」と発表された。毎日新聞とTBSは遂に正路喜社の直接支配にのりだしたかに見えた。しかし事態は三転した。東急、電通資本を加えての吸収合併案が具体化してきたからである。

## TBS・毎日・東急・電通連合の大構想

私鉄中心の東急資本は、六〇年安保闘争直後、広告代理店創設の方針を発表し、六一年春、東急エージェンシイとして発足した。この広告代理店の誕生は、複雑な意味をもっていた。東急本社の社長がここの社長もかねたが、彼は財界若手のホープとして、マスコミ対策委やのちの広報センターなどに顔を連ねる常連であった。そのうえこの代理店は、発足当時、経団連の役員をしている財界の大ものを重役陣にずらりと並べ、「経団連代理店」と呼ばれた。しかも、構想が発表されたとき、アメリカ広告資本の進出、広告労働者の決起と並べて、東急資本の広告産業進出を「三大難題」としていた電通の吉田社長まで、発足時には重役として参加し、東急エージェンシイのスタッフを電通で教育するというご念のいった協力ぶりであった。

発足にあたっての抱負は「放送局、新聞社の側だった今までの代理店とちがい、スポンサーの側に立つ代理店を」ということだった。つまり、独占資本による広告業界再編成と、マスコミの支配、反動化・軍国主義化の徹底という、独占の六〇年代マスコミ＝広告戦略を具現した広告代理店なのである。毎日・TBS資本は、電通とも相談してこの東急エージェンシイと、老舗で、全国のマスコミ媒体と取引口座をもち、数多くの大スポンサーを扱い、熟練した若手労働力の豊富な正路喜社との合体を策したのである。毎日、TBS、電通、東急、正路喜社の連合というこの構想は、電通につぐ広告業界の独占的地位をすら想像させるものがあり、まさに広告業界地図の塗りかえと言いうるものであった。

正路喜社は、毎日とTBSに城をなかば明け渡すはずだったから、毎日、TBSと東急、電通の間の話がつけば、正路喜社の経営者の若干の抵抗は全く問題にならず、人事と経営の全権を譲り渡すことになった。東急が一億五千万、TBS、毎日、電通が各一億づつだし、当面四億五千万の資金で正路喜社をそのまま運営する、東急エージェンシイとの合併は当面考えない、という方針であった。八月末には、大筋がきまった。九月はじめには最終決定がなされることになっていた。

# 3、労組破壊攻撃と偽装破産

協定書に調印する社長、61年11月１日

## 三条件・四条件

すべては終ったはずなのに、九月はじめには、結論がでなかった。一つだけ残っていたことがあった。十日間にわたる慎重な調査と検討ののち、九月十二日、毎日、TBS、東急、電通のトップ会談がおこなわれ、最終条件として、正路喜社労働組合に、三ケ条の労働協約締結を申入れてきた。それは、

一、六億の赤字が解消するまで争議行為を行なわない

二、東急エージェンシイと人事交流を行なう

三、配転によっても使えないものは、降等、減給、解雇を行なうことがある。

というものであった。のちに、法廷で旧総務局長が証言するように、「組合は全部解散しろ」という立場から出されたものであり、事実上の組合活動の停止と、屈服しない幹部活動家の職場からの排除をねらったものである。正路喜社労組は、「本来労働組合としては絶対認めることが出来ないもの」ということで全体が一致しながらも、絶対反対で押しきろうという意見と、若干の修正や表現の変更をもとめつつ、「偽装的」に受諾しようという意見にわかれていた。十四日間にわたって、資本と職制、および組合内の内通者の激しい攻撃の中で公然とおこなわれた全組合員参加の大論議のすえ、「ついに統一と組織を守る観点から、受諾の意志を表明せざるを得なかった。」しかし、この満場一致の決定とともに、「労働者は組合に団結し

て、統一された労働者の力でたたかうことによってのみ、資本の力に抗して自分たちの生活と権利を守れること」、「形を変えて今後のますます強くなる資本の圧迫に対して、全員が一致団結して闘う意志を確認することが出来た。」（引用はいずれも当時の正路喜社労組執行委員会の経過報告）。事実、十四日間の大論議と最後の一致は、一歩後退しても、むしろ資本を迎えうつ強固な統一をかちとった結果になり、内通者は孤立して、出勤してくることもできなくなった。したがって、独占資本が望んだのと逆の状態が作られてしまったのである。執行部の色わけ、代議員会の構成など、緊密に幹部活動家を調査していた独占は、公然とうち出される正路喜社労組の報告、方針をあわせて検討し、あらたな攻撃の準備にはいっていた。「組合、若干の修正とともに受諾」の報告を聞くや、独占は修正を理由に、更に改悪された四条件をおしつけてきた。

組合の一部修正による妥結提案は次のようなものである。

一、組合は企業再建に全面的に協力する

二、労使間のあらゆる問題は会社と組合の交渉で平和的に解決し、組合はスト権を行使する意図をもたない。

三、東急エージェンシイとの人事交流は原則的に了承する。あらゆる人事移動にあたって、本人の希望、意志、能力、生活条件を考慮に入れるよう要望する。

四、会社は誠意をもって業務に従事するものについて、降等、減給、整理などの不利益な扱いはしない。

これに対する独占資本の四条件は以下の如きものであった。

一、組合は全面的に企業再建に協力する。

二、労使間の問題は、会社は組合の意見を充分に聞くが、会社が決定する。組合はスト権を行使する意図をもたない。

三、東急エージェンシイとの人事交流は無条件にこれを認める。あらゆる人事移動は組合に通知し、意見を聞くが、会社がこれを決定する。

四、会社は能力のないものについては、降職、減給、解雇を行なうが、組合はこれを承認する。

この四条件が、広告経営者管理セミナーで行なわれた電通社長の広告労働組合論と瓜二つであることに注目しなければならない。正路喜社労組執行委員会は、緊急全員集会を開き、拒否提案をおこなつて、満場一致で了承をえた。あれほどの大論議のすえ、基本的に三条件をのんだ組合が、一転して四条件を拒否したのはなぜか。それは第一に、三条件受諾が一歩退いて統一を守りあらたな戦闘体制を組織することであったからであり、第二に、苛酷な四条件が全組合員の憤激をかりたてたからであり、第三に、独占資本の組合潰しの本性と厳しさを見ぬいて、偽装的条件受諾で切りぬけられないことを悟ったからである。そこには、怒りとともに、あきらめの気持も存在した。

現に、独占の側は、組合が三条件受諾を夜おそくきめた九月二八日の翌日、まだ正式回答もとどかぬうちに、最高首脳会議をもっていったん倒産させることを決めていた。この会議には

ＴＢＳ鹿倉社長、毎日新聞梅島専務、東急五島社長、電通吉田社長（いずれも当時）が出席、電通社長が「あのような組合も組合なら、それを許した経営者も問題だ。マスコミ、広告百年の計のために倒産させるべきだ」と述べ、反対する毎日新聞専務を、戦前毎日新聞の重役で、戦後パージになり電通に面倒をみてもらっていて、ＴＢＳ発足のとき専務になった鹿倉氏が、一喝して決めたといわれる。独占の四条件は条件というより、「態度表明」であり「捨て科白」であった。正路喜社労組は、よりきびしい攻撃に対決しなければならなかった。

## 偽装閉鎖から完全閉鎖へ

ＴＢＳと毎日新聞は、十月六日株式会社正路喜社に対する破産申請をおこない、十月九日財産仮差押えがあり、正路喜社の倒産は、業界に公然と知れわたった。正路喜社の経営者は、吸収合併がとりやめになっても、決して潰されてしまうとは考えなかった。正路喜社の社長はのちに法廷で破産申請について「びっくりしました」「寝耳に水でした」「全然予期しておりません」「夢想だにしなかった」と証言すのではある。彼は、まさにびっくりして、毎日新聞、ＴＢＳの意向を尋ねる。ＴＢＳ、毎日は「本当に潰すのではない、再建させるから待て」と社長を安心させる。こうして、社長は、十月分賃金も未払いのまま、十月三十一日、全員解雇の通告を行うのである。しかし、その前に、一部の職制、非組合員、重役にたいしては、ひそかに再建されるむねを伝え、待機するよう言いふくめてあった。

TBS、毎日は、組合は存在しなくなると固く信じていた。企業が潰れて組合が残ることなど、考えてもみなかったのである。そのうえで、この業界の慣例にのつとって再建させようとしていたのである。広告業界で、潰されたままになった例はひとつもなかったのだ。しかし、独占は大きな誤算をした。企業がなくなり、労働者の団結は、大きな傷手を受け、大部分が解雇を認めてやめていったが、しかし労働組合は消滅せず、わずか一割ではあっても、組合の旗を守つて闘いぬく部分が残ったのである。しかも会社建物を占拠し、腰をすえてたたかいをひろげる構えも見せていた。正路喜社の経営者も、組合を無視して再建計画を追求することは出来なくなった。経営者はやむをえず労組とも話合い、残った組合員全員の再雇用を前提とした再建案を作成し、独占に提出した。それは、再建会社の規模の拡大を意味し、一面では彼らの利益にもかなったのである。かくて、独占が、中小資本との約束を守つて再開にふみきれば、労働組合を雇用せざるをえず、企業閉鎖反対闘争で、独占が労働組合の要求を全面的にみとめて敗れることになる。これは、もとより独占の意図を真向から裏切るものであった。独占資本はためらわず、中小資本家との約束をすてさって、完全閉鎖へと方針を転換した。たたかいはあらたな局面を迎えていた。

# 4、労組のたたかい

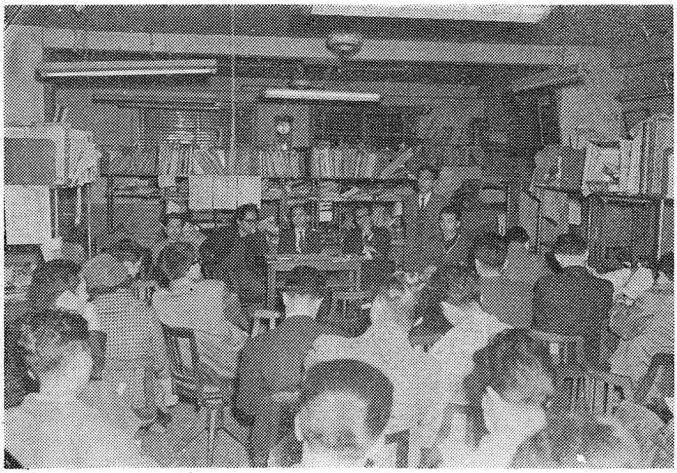

倒産直後の共闘会議、正路喜社一階

## 三条件以前のたたかい

正路喜社労組は、職場も執行部もよく団結していた。賃上げ、一時金の要求を熱心にたたかい、急速に労働条件を改善していたが、もちろん企業のワクをこえたたたかいにはなつていなかった。しかし一方では、原水禁運動や松川事件にも積極的にとりくみ、安保闘争や政暴法闘争にも職場から大量に参加していた。職場は、長い半封建的支配から解放されつつ、階級的めざめが大衆的にはじまっていた。

しかし「合理化」と正面から対決した経験はなかった。経営者の抑圧とはよくたたかい、政治闘争にも多数が参加したが、独占の支配と政策をみぬき、職場の具体的事実と結合させ、大衆に独占の攻撃を理解させる活動は全くなされていなかった。したがって、階級性も低く、どうしても従業員的、企業内的弱さを多くもっていた。だから、毎日新聞の圧力が一時金闘争にかけられたときも、毎日資本とたたかう行動はなに一つおこさなかった。TBS、毎日の進出の気配を知り、東急を含めた吸収合併等が公然と論議されても、直接対労組に三条件が出されるまで、労働組合は活動を何らおこさなかった。要求討議もしなかった。予想される事態に対して、組合の団結を強化し、教育をするための行動は何もくまれなかった。上部単産の「資本企業の動向を適確に調査分析し、背景資本の動向を正確に把握しなければならない」との指摘もあつたが、「合理化」と対決せねばならぬと考え、決意はしたものの、具体化することはで

きなかった。結局客観的には、吸収合併が無事おこなわれるのを、首を長くして待っていただけであった。

## 三条件・四条件への対応

以上のべた弱点、或いは経験不足を前提とすれば、三条件四条件に対する対応はせい一杯のものであったといえよう。

最上の対処は、大衆的に資本、とくに独占資本の苛酷で悪辣な合理化攻撃を原則的に暴露、理解させつつ、柔軟な態度で、早期に大胆な妥協をおこない、倒産をさせず解決をして、職場で独占の攻撃を迎えうつことといえよう。しかし、当時の組合員の階級的思想的水準では、資本の提案に最大限抵抗しつつギリギリまで頑張って、一定の思想的準備をかちとり、最終段階で譲歩する以外やりようがなかったと思う。

それにしても、三条件とTBS、毎日、電通資本のねらいをあきらかにし、六〇年代のマスコミ・広告の反動化・合理化政策との関連をマスコミや地域の仲間に具体的に示しながら、企業のワクをこえた統一で独占と対決する点では極めて不充分だった。しかし、独占の攻撃に対して、企業内的団結ではあれ、ともかく対決し、かつ柔軟に全体の統一をかちとった正路喜社労組は、それまでのまじめな活動とあいまって吸収合併とりやめが伝えられても、一定の団結を維持していた。まだ、誰も会社をやめていこうとしなかった。どうなるのかわからないなが

らに結集していた。しかし破産申請、賃金未払、全員解雇と追いこまれるともろかった。圧倒的多数は戦意を失い、ちりぢりになっていった。

## 破産申請、賃金未払に対して

まず、実際に倒産という事態があり得るとは考えていなかった。三条件段階から戦闘的な部分は「潰して損になる会社を潰すはずがないから、三条件をけつて頑張ろう」という意志統一であった。だから、本当に破産申請があり、財産の差押えがはじまると動揺した。破産の狙いもつかめなかった。やっぱり営業状態が悪かったのだと考えたり、高金利不良債権の切捨てのためだと思ったりもした。賃金も支払われなかった。激しく団交で追求して、徹夜もしたが、結局何もとれなかった。会社の財産を差押えている独占を攻撃せずに、経営者だけ攻めていたからだ。執行部が一致しなかったためスト権もなかなか立てられなかった。スト権は賃金支払不能の段階でようやく提起し、確立した。しかしそれは、執行部の多数が退陣することを前提にしてのことだった。

### 闘　争　宣　言

広告に独占資本の支配が強化され、集中と系列化が進行する過程で、株式会社正路喜社

の経営は金融面での破端を拡大しつつ、あらゆるシワヨセを労働者に押しつけようとしながら、六億の債務を負い、十月初旬、新聞社・放送局など債権者から破産申請を受けるにいたった。

この間、東急資本より、資本ティケイの前提と称し、わが労組にたいし、スト権ハク奪ー団交権否認、一方的な解雇、賃下げ、配転を基本内容とする、天下に類例のない労働協約の押しつけなど、独占資本の本質をあらわに示した民主主義を真向から否定するファッショ的弾圧が行なわれた。

経営者は企業を再建し、労働者の生活と職場を確保しようとする努力を全く放棄した態度を示し、徹底的な不況宣伝の中で、十月分の賃金は出せない、今後も出せないし、出すつもりもない、予告手当も出せないから解雇には出来ない、自発的に依願退社で全員十月一ぱいで止めていけという、おどろくべき態度で、組合と労働者の自然消滅をねらってきた。

しかも十月二十三日には、一方の債権者、高利貸森脇文庫の手先で、正路喜社原田社長の女婿萩野が暴力団らしき二名を伴い、わが組合の書記長を脅迫するにいたった。

ここにいたって、われわれは全組合員百六十名の生活擁護のため、争議権を確立し、闘争体制をしくことを決定した。

われわれは、正路喜社の現経営者の責任を追求し、一切のシワ寄せを労働者におしつけようとしている、独占資本・悪質金融とダンコ闘い、労働者の生活と権利を守り、闘いと

る決意をかためた。

闘いの前途は、長期にわたり、かつ困難であろう。

しかし、われわれは、同じ広告の労働者、地域の労働者、全日本の労働者とかたく団結し、労働者の統一を守り、つよめ、平和と民主主義のためにたたかうあらゆる日本の人民とともに、悪質な独占資本の攻撃と断固闘い、勝利をわがものにするであろう。

右宣言する

昭和三十六年十月二十五日

全国一般正路喜社労働組合

闘争宣言は発したものの、すでに圧倒的多数の組合員は、たたかう決意を失い、他に職を求めることに腐心していた。

この段階でも、TBS、毎日新聞に対する直接行動は組まれなかった。現実に賃金支給を直接ストップさせているのがTBSと毎日だとわかっていても。

ここでも問題は、独占の攻撃の根の深さ、徹底ぶりを理解しなかったことと、それを知った時にも、独占と正面から対決することを避けようとする、非階級的、企業主義的態度にあった。

## 企業再開をめざすたたかい

六一年十月三十一日、破産申請に基く仮差し押えで、営業の見通しがつかぬため、という理由で、会社は従業員全員に解雇通告をおこなった。

この日は、安保国民会議の主催する政暴法粉砕の統一行動日で、急をきいた全国一般および中央区労協の労働者が、デモの途中からかけつけ、ただちに職場占拠の態勢に入った。

正路喜社労組は十一月一日午前零時から、生活擁護の無期限ストに突入した。会社の建物は一夜にしてたたかいの砦になった。

十一月一日、一時から団体交渉がおこなわれ、経営者は、結局組合側の要求を全部のんだ。

協　定　書

株式会社正路喜社（以下「会社」という）と全国一般正路喜社労働組合（以下「組合」という）とは左記の通り協定する

記

一、会社は昭和三十六年十月三十一日付になした組合員全員解雇の辞令を撤回する

今後此の問題は組合と交渉し了承を得なければ会社はこれを行わない

二、企業維持不安定な現状に臨み止むを得ず雇傭関係存続の不可能な事態に至った組合員については別紙退職金協定に基き退職金を支払う

三、会社は組合との労使関係が正常に復するまでの期間本社、社屋の保管管理を組合とともに行う

右の目的を達するため本社社屋に関する管理は労使ともに協力する

右協定の証として本書弐通を作成し相互に各一通を保有する

昭和三十六年十一月一日

株式会社正路喜社
右取締役社長　原田　幸衛
右会社側立会人　高森　有吉
佐野　源錘

全国一般正路喜社労働組合
右闘争委員長　佐藤　一晴
右組合側立会人

総評全国一般労働組合
東京地方本部
教宣部長　大沢　栄一

なお退職金協定は、基準内賃金の二倍に在職年数を乗ずるものとした。就業規則の規定によ

る超低額退職金とくらべれば五倍位の額となる。もちろん、この協定書がただちに効力をもったわけではない。形式的には多くのものをかちとったが、問題はなにも解決しなかった。

また、解雇申し渡し、スト突入と同時に、地域の支援の労働者が集り、ただちに職場占拠の態勢を整えた。協定と占拠は、全国一般東京・中央区労協、弁護団に蓄積された争議経験が生かされて鮮やかだった。同時にこれは、独占が、よもや労組がスト態勢で抵抗することはあるまいと考え、正路喜社の経営者をしっかり自分の方につなぎとめ指導しておかなかった失敗もあらわしている。この弱点は次のような結果も生んだ。

一応の闘争体制をつくりおえると、経営者は企業再開の活動を組合と連携しておこなう態度をみせてきた。ひそかに再開の約束はとりつけていたものの、独占のやり方に不安をもち、かつ組合を無視して企業再開はできぬと判断して共同を申し出たわけである。

組合側はこれに乗っていったが、独占の組合潰し政策との対決がまだ不充分なまま、組合の具体的要求も練らず、経営者の作った再建案を承認するだけで、結局経営者をして独占と交渉させ、その結果をまっているという状況になってしまった。

独占の態度が基本問題——この場合組合潰し——にふれた場合、非妥協的であるということについて、経営者はまったく無智であり、組合は不安を感じつつも、もしやという希望を抱いて独占と経営者の交渉の結果をまっていた。しかし、経営者の提示する案はつぎつぎと葬られていった。どこが悪いのか、指摘もなかった。組合と相談し、組合員全員を雇用する案だったこと自体がいけなかったのだ。こうして時は過ぎ、企業再開の現実的可能性が消えはてた頃、

独占はこちらの幻想をあざ笑うかの如くに、立入禁止の仮処分を申請し、国家権力を用いて争議を圧殺し、決着をつけようとした。

この段階の問題点も、要求を具体的にすることと、交渉の経過一切を刻一刻広く関連労働者に知らせ、数の力で独占に対決し、彼等の反民主的組合圧殺を許さぬ戦線を大至急結成することが不充分だったところにある。しかし、当時の力関係を考えれば、その方向で正しく奮闘していたとしても、この段階で完全閉鎖を阻止し、再開要求を実現することはかなりむつかしかったろうと思われる。

## 破産にたいする法廷闘争

破産申請と仮差押えのもとで、十月分賃金が支給されなかったので、組合はただちに仮処分を申請、経営者も支払うべきものだと認めたため、決定はすぐおりた。しかし、TBS、毎日が正路喜社の全財産を差押えていて、賃金部分の解除も拒否したため、この仮処分決定は実効をもたなかった。また、労働者の権利がいくらかは保護されているからという考えもあって、会社更正法の申請を行ったが、TBS、毎日の承諾がなければ認められないので、これも駄目。結局、経営者と交した十一月一日の退職金協定にもとづいて、退職金と十月分賃金、解雇予告手当を破産債権として届出た。破産の審査には組合員も大量に参加して、潰すべきではないと主張し、当面営業停止の決定はしないようたたかったが、破産決定自体を食いとめること

が中心にすわらず、決定はむしろ異例の早さで、十一月十七日におりてしまった。決定後の第一回債権者集会では、組合の弁護士が、TBS・毎日はじめ大部分のマスコミ債権者の代理をしているTBSの弁護士と、読売新聞の弁護士とともに、監査委員に選ばれた。第二回目の債権者集会で、債権の認否がおこなわれたとき、組合は破産申請者であるTBS、毎日の債権を全額否認した。TBS・毎日側は報復的に、組合員の債権全額を否認した。破産管財人は、管財人の認否で、従業員の賃金債権、解雇予告手当債権、および就業規則による退職金債権は優先債権として認めたが、その余の請求、すなわち十一月一日退職金協定による退職金届出は全額否認した。この債権者集会で債権を否認されたTBS・毎日新聞の弁護士は、あわてて休憩を請求し、組合に対して、一週間以内に六〇〇万円作るから否認を取消してほしいと提案したが、組合は、企業再開の確約がなければ駄目だと突き放し、話合いは物別れに終った。しかし、それまで賃金部分だけは支払ってほしい、という組合の要請をひややかに拒否し、労働組合の権利は労働協約であれ団体交渉権であれ一切みとめず、市民法的権利の水準にひきずりおろす態度をとりつづけてきた、独占の代理人が、否認という事実の力のまえに、はじめて労組との話合い、労組への一定の（まったくわずかなものだが）譲歩を示したのであった。

この段階の法廷闘争の問題点は、破産手続きそれ自体に対するたたかいの不充分さである。破産申請に反対して、決定をださせないたたかい、および破産手続きのワク内で、債権届出によって労働者の権利を守るのではなく、労組法にもとづいて別個に労働債権を請求するたたかいも、いまになって考えれば、試みてもよい、すくなくとも真剣に検討してよい、問題であっ

た。この課題はあとにひきつがれ、現在なお激しくたたかわれている大阪の民放労連毎放映労組、および先に勝利した大阪の全国一般旭広告労組の倒産反対闘争で正しくとりくまれている。

さて、この問題は法廷戦術の技術的問題ではない。独占の破産攻撃の本質（組合潰し）を正確に把握できなかったこと、したがって経営者と話がついているのだから企業再開が比較的容易になされ得るであろうという、情勢分析と闘争方針の基本にあった甘さによるのである。

しかし、TBS・毎日の債権を否認したことは、その後闘争の局面を有利に展開するうえで有力な武器になった。当初、破産の進行をいくらかでも食止めようというまったく戦術的発想と、破産申請者の責任を追求するという感情からはじまったこの戦術は、それがTBS・毎日という正面の敵にむけられた最初の公然たる反撃であることとともに、のちに意外な理論展開をみせて、独占の中小企業支配のからくりの暴露へと進むのである。ここでも、敵と正面から対決し、大胆に要求を追求するところからだけ、道はひらけたのである。

# 5、独占資本の攻撃と労組のたたかいのまとめ

一変した正路喜社の社屋（'61年11月）

第一に、株式会社正路喜社に対する独占の支配は、金融上の困難を契機に、直接的なものとなり、労働者が対決すべき相手は、本質的には独占資本であった。しかも、形態的には株式会社正路喜社が存在し、代表権をもった社長がいて、団体交渉の相手として登場し、そこで結ばれた協約は、きわめて大きな制約のもとでではあるが、相対的な、なにがしかの社会的有効性をもっていた。私的資本の自由な競争をたてまえとする社会で、独占資本の支配を貫徹するためには、矛盾がおこるし、複雑な形態が生まれざるを得ない。

この複雑な形態は、破産決定とともに完全に消滅し、独占資本の単一の支配に入る。労働組合がこの二つの段階のそれぞれに、正確に対応できなかったことは、経過でのべたとおりである。

その原因は、独占の支配をみぬけず、独占と直接対決することを避ける、或るいは知らない、或るいはその経験がない、階級的な未熟さにあった。また、独占の支配自体が実態的なものであり、形式をそなえてはいないのだから、理論を武器に、職場にあらわれた変化や、関連する事実を敏感にうけとめ意識的に調査、分析する科学的な方法を実践的に身につけていないと、独占の支配という本質とその具体的なあらわれを理解することができない。現に、正路喜社争議でも、最初の時期は毎日新聞が、ついで東急が、破産申請からはＴＢＳが、というようにその都度一社ずつが表面にでてきている。電通資本はまったく背後にかくれていたし、独占資本のマスコミ・広告政策が彼らの額にはられていたわけではない。さきにのべた経過は、九年の闘争の過程で研究され、暴露され、再構成されてきたものである。しかし、倒産前後片々

たる一事実として見逃されてきたものが正確に総合されれば、正路喜社倒産と労組破壊攻撃が、六〇年代をつらぬく米日支配層の基本的政策にもとづく、独占の意図的攻撃以外のなにものでもないことを、当時でもつかみ得たにちがいない。

我々は、あらためて、労働者が科学的な理論を学び、その光のもとで事実の調査、収集、分類、分析をし、事態を正確に把握することの重要性、およびそのことが現実のたたかいに果す有効性を強調したい。

とはいえ、企業内的観点をぬけきらぬにしても、労働者の必死のたたかいは、それなりの有効性をもつことがある。たとえば、倒産決定前に経営者からとった諸協定は、結果的に独占の支配の矛盾が生んだ二重形態を利用したことになり、独占の弱点をついて、闘争終結まで一定の役割を果す。しかし、破産決定後、二重形態消滅後の企業再開をめぐる経営者との交渉は、全く無意味なものでしかなかったのである。

第二に、全国の放送、新聞、広告資本は、独占の指導のもとに、一致して正路喜社労組に攻撃をかけてきたのである。個別資本としては、競争関係をはじめ、相互に多くの矛盾をもっていたうえに、正路喜社破産自体が無理をともなっていたから、複雑な利害のからみ合いは存在した。破産方針をめぐってのTBS、毎日、電通資本の意見の相違はその代表的な例である。しかし、結局独占の方針にもとづく労組への攻撃では一致せざるを得なかった。しかも、TBS、毎日、電通とも今日のような深刻な職場での労資対決がなかった。「銃後」は安泰だったのである。

こうして、具体的には毎日新聞を含むほとんどの新聞、放送資本が、ＴＢＳの顧問弁護士に自らの対正路喜社債権をゆだねるという異例な形で、正路喜社事件全体にたいするＴＢＳ資本の指導権を確立し、独占の方針がすみやかに貫徹する保証とした。

また、電通をはじめとする広告資本は「組合が強すぎたから」「総評に入ったから」、名門正路喜社でさえ潰れたという宣伝を強力に行い、自らの労務対策にするとともに、広告労働者が支援にたち上るのを押え、広告労協は開店休業状態となり、広告の労組では、全国一般加盟のところも含めて、正路喜社支援は政治問題と並んでタブーになった。

このような、産業のワクをこえ、いわば「大産業別」的な資本の統一した力に対抗する労働者側の戦線はどうだったか。これも比較にならぬ弱さであった。まず、先に述べた企業内的弱さから、闘争突入前に当該正路喜社労組の団結はあらかた破壊され、大部分の組合員が戦列を離れて、肝心の当該単組の組織力がきわめて弱体になっていた。また、マスコミ共闘は未だ結成されてもいなかったし、広告労協はまったくといっていいほど力がなく、民放労連も組織拡大の途上で今日の如きダイナミックなスト態勢に入っておらず、新聞労連も、五九年の朝日新聞労組のストと安保闘争による高揚のあとのゆりかえしのもとで、困難をかかえていた。

全国一般東京は、合理化反対闘争の少なくない経験を蓄積し、独占資本との対決にとりくみはじめていたが、中部地区協などの職場の末端では、まだそれが共通の意識となるまでには至っていなかった。

マスコミ全体としてはもとより、各単産も、反合理化の統一要求を具体的にねりあげ、それ

を基礎に統一的にたたかっていたというわけではなく、正路喜社労組に加えられた攻撃が、各単産や傘下単組の独自な反合理化闘争と結合され、位置づけられて、理解され支援されるという状況からは、ほど遠かった。マスコミの中では積極的な支援を期待することはできなかった。それに訴える当該単組の弱点が重なって、独占と対決できる統一した力には、およそほど遠かった。

第三に、あからさまな権利侵害にふみきったときの独占の攻撃は、短期に決着をつけるべく、力を集中して一気に攻め込んでくる。また米日支配層の六〇年代の政策をふまえた攻撃だからこそ、彼等の戦術は決して固定的ではなく、戦略目標に従って、こちらの状態や反応を見つつ、柔軟に適応してくる。協約の押しつけ、偽装閉鎖、完全閉鎖という戦術転換はそのことを示している。さらに、独占は自己の経済的優位、法的優位を十分計算して、圧倒的優位のもとで、露骨な攻撃に踏みきる。こちらは小回りもきかず、闘争資金もなく、裁判所を頼りにすることもできなかった。しかし、六〇年安保をまじめにたたかった労働者の戦闘性だけは、職場に根づいていた。彼等は少数になったが、勝利までたたかいぬくことを心に誓っていた。また、全国一般東京と中央区労協、弁護団に蓄積されていた争議経験と階級性は、敵の矛盾をつき、経営者から取れるだけのものは獲得し、職場占拠態勢をいち早くつくり、独占と長期に対決する基礎陣地を構築し得たのである。

独占の攻撃は、強力で、彼等の圧倒的優位のうちに、戦闘の火ぶたがきられた。しかし、独占の圧倒的な力の内に、彼等の矛盾はひそんでいた。

労働者は、決意のほかには何ももっていなかった。しかしそのたたかいは、やがて独占に対決できる力を、階級的に結集した数の力を組織し、独占の矛盾を拡大し、その弱点を突いて、歴史的勝利をかちとるまでに成長する。しかし、それには、九年の歳月がかかったのである。

# 第二章　長期抵抗路線の時期と情勢の変化

無期限全面ストに突入した正路喜社労組は、初期の混迷を脱して、闘争の主敵がＴＢＳ、毎日新聞資本であることを認識するようになった。しかし闘争初期の力関係は敵の側が圧倒的に有利であり、闘争は困難となり、具体的展望を欠くものとなる。正路喜社労組の団結は、階級的で戦闘的なものに成長し、「敵よりも一日長く」長期にねばり抜き、全人民的政治課題を重視して、というこの時期の路線をつくり出した。しかしこの方向は、同時にさまざまな弱点や基本的な点での偏向をともない、正路喜社闘争に重大な試練をもたらした。

この章では、闘争突入後約四年間の苦闘をふりかえり、客観的条件の変化のなかでマスコミ独占にたいする守勢から攻撃に転ずる準備を確立していった過程を明らかにしたいと考える。

# 1、長期抵抗態勢の確立と反撃への準備

たき出しはじまる

## 建物防衛、法廷闘争、生活対策

闘争突入時に占拠した建物（社屋）を守り抜くことは、組合員の団結の場所を確保し、長期にたたかう態勢をつくるうえで、第一に必要なことと考えられた。また、破産の進行をくいとめ、企業再開の物質的な保障をつくるためにも不可欠であると判断した。正路喜社労組は、自分たちだけでなく地域の労働者にも訴えて、連日五十数名をこえる泊り込み防衛体制を組織し、建物管理を厳重に行ない、暴力的ロックアウトにそなえた。泊り込みに参加した労働者たちは、直接争議の実態にふれ、闘争に参加し、最初の支援部隊になつていった。

六二年四月にはいると、TBS、毎日新聞は、破産管財人に圧力をかけて「社屋立入禁止の仮処分」を申請した。彼等は「企業が破産し、破産法によって従業員が解雇された以上もはや労働組合の存在はなく、争議行為は発生の余地がない、占拠しているのは不呈の輩である」と主張し、「二、三週間で立禁の仮処分がおりるだろう」と予想し、争議圧殺をはかった。組合は立禁阻止のために全力をあげ、短期間に三千名以上の裁判所への要請署名を集め、法廷は準備段階から大法廷をつかわせ、毎回超満員になる動員をかちとり、そのような力を背景に、「申請者である破産管財人自身が認めているように、正路喜社は潰れる企業ではなく、組合破壊のために企業閉鎖を行ったものであり、げんに正路喜社の経営者を中心に企業再開の工作が行なわれている。組合員の賃金・退職金もいまだに支払われていない。社屋占拠は、経営者と

交した労働協約によつても認められなければならない。」し、「《企業再開、賃金支払》の要求は当然の根拠をもち、立禁の強行は労働者の正当な争議権と、要求を破壊するものである」と主張した。遂に裁判所は、立禁仮処分決定を下すことが出来ず、ごうをにやしたＴＢＳ・毎日新聞は、秋になると「社屋明渡しの本訴」を新たに提訴し、それ以後「立禁仮処分申請」は事実上棚上げされた。

一方、債権者集会で債権を否認されたＴＢＳ・毎日新聞は、ただちに「債権確定訴訟」を起こした。この裁判は後に述べるように、重要な意義をもつ闘争に発展していった。また賃金債権を全額否認された組合も「賃金債権確定訴訟」を起こし「社屋明渡し本訴」とともに並行して審理され、長期の法廷闘争が展開されていった。

当初、早期企業再開が可能と考えたので失業保険にたよって何ら他に方法を講じなかった財政活動も、失業保険が切れる段階で、闘争は、いやおうなく長期化すると見ざるをえなくなり、ようやく真剣に財政・生活対策を考え出した。行商がはじまり、地域の組合に物品販売と闘争支援を訴える活動が日課になっていった。長期の闘争生活を維持するために、組合員一人一人の生活実態だけを基準にし、また今迄の賃金水準を超えない範囲で、生活費体系を全員の討論と家族の意思も含めて決定した。平均年令二十四歳、月平均一万八千円の活動費は、当時の賃金水準からみても低いものであったが、ギリギリまで生活水準をきりつめ、しかも闘争生活を特殊なものと考えず、結婚もし子供も生む、親兄弟に迷惑をかけずにやって行くという立場で決められた。三日間つづいたこの討論によって、お互いに生活実態や生い立ちも知りあ

い団結は強まり、生活の展望も生まれた。こうして月々の必要経費が明確になり、闘争財政計画をもつて、行商活動がとり組まれ、やがて全都一二〇〇組合を訪問し、七〇〇近い組合で行商が行なわれる迄に発展し、この活動を通じて、正路喜社闘争は広く知られるようになっていった。

## 任務分担、上部関連団体担当、組織化

財政活動と日常活動が安定すると、行商で生活を支えながら、粘り強く裁判闘争をたたかっていく、そのためにも地域の共闘を強化しなければならないと考えて、任務分担を明確にし、組織方針をもつた。中央区を五つの地区にわけて、担当者をきめ、行商や裁判傍聴動員などを行い、他労組との交流を日常的なものにしていった。また上部団体、関連組織の活動に積極的に参加し強化していくことが敵と対決する力量をつくるうえで重要だと考え、任務配置をした。個人加盟の地域的単一労組である全国一般中部地域支部の組織化、結成にオルグとして一名配置し、関東広告労協の幹事や、マスコミ担当などをきめ、結成された東京争議団共闘の事務局長を出し、それぞれ配置された組織の拡大、強化のために献身していくことになった。こうして全員の任務分担がきまり、闘争生活が軌道にのりはじめ、団結も前進して行った。

東京争議団に結集した中小争議団の不屈の階級的な闘争と経験は、正路喜社労組に大きな影響を与えるものであった。また、全国一般中部地域支部は六二年の秋に一二〇名の公然部隊で

結成をかちとり、正路喜社労組は新たに、強力な支援部隊をつくりあげることに成功した。さらに、正路喜社労組は闘争勝利の条件としても、新安保体制下の政治情勢を変えて行くことが重要と考え、地域の統一行動を前進させるために、九・三〇武山基地反対闘争、十・二二横田大集会などに積極的にとりくみ、事務局を引きうけるなどの活動を行った。

こうして正路喜社闘争は、地域の組合幹部や平和活動家、あらたに組合運動に入った地域支部の青年たちの間にひろまっていった。組合員は一人一人が配置された任務分担を真面目に果しながら、闘争支援を訴え、裁判傍聴動員を要請し、行商物品を持つて活動し、長期に粘り抜く決意と意思統一を確立していった。失業保険にたよってゴロゴロしながら、経営者と再建交渉をしていたときよりはるかに元気に、明るくなった。しかし、それは具体的に要求をかちとる方針ができたことを意味しなかったし、本当の確信にはならなかった。

## 闘争突入一年間の成果と問題点

建物占拠に成功し、裁判闘争で、「立禁」の決定をださせず、「本訴」に移行させ、長期にもちこんだことは闘争を進めるうえで大きな力になった。TBS・毎日新聞は、破産会社では組合も争議も存在しないから、「立禁」の決定は必ずすぐおりると確信し、「合法的」に争議破壊をすることに賭け、しかも、これが阻止されたため、その後有効な攻撃を組織し得ず、裁判所を非難、攻撃し、圧力をかけ、最終的には自分たちの権力に期待し、「本訴」の判決を急

がせていくという攻撃しかとり得なくなった。生活費をきめ、任務配置をして活動したことも、団結を前進させ、地域的な支援共闘を組織していくうえで成果を生みだした。なお闘争突入一年を経過した段階で、退職した元組合員の賃金、退職金を獲得した。これは、TBS、毎日新聞と他のマスコミ債権者との間に矛盾が生じTBS・毎日も配当に賛成せざるを得なくなったためであり、同時に元組合員と組合の間を分断し、正路喜社労組を一層孤立させようとの意図もあった。しかし、一年間たたかいぬいてはじめてかち取った要求の一部であった。

また、企業再開のための交渉や裁判闘争の経過を通して、たたかう主敵はTBS・毎日新聞であることを明らかにし、これ等マスコミ独占や、日本独占資本と長期に階級的に対決し、勝利をかちとろうと決意したことは重要な点であった。安保闘争の経験によって前進していた組合員の階級的立場は、争議のなかで、また東京争議団共闘や、地域の先進的な労働者と交流することによって一層前進した。この時期に確立されていった組合の戦闘的な団結は、困難な闘争を最後までたたかいぬくうえで大きな武器となったし、そのような戦闘的団結なしに九年間もの長期にわたってマスコミ独占と対決し抜くことは不可能であったといえよう。

以上のような成果と同時に問題点も少なくなかった。長期にたたかう決意をかためたことは、それなりに積極的な面をもったが、しかしまた、勝利を具体化していく展望をもち得ないことをも意味していた。敵は、マスコミ独占ということが明らかにされたが、これと対決する部隊をどう組織し、要求をかちとるのに必要な力をどのようにして獲得するかという具体的な方針を確立することが出来なかった。ともかく頑張ること、自分たちの闘争だけでなく、可能

なかぎりあらゆる闘争に参加し、支援し、協力すること、そうすれば、真剣にたたかっていれば、そのうちなんとかなるだろうというのがいわば方針であったといわざるをえない。

六二年の暮に、何がしかの金で解決したらどうかという話がＴＢＳ・毎日新聞の弁護士から出て来て、正路喜社労組は討論のすえに解決しようと決定し、交渉に入ったが、話しは物分れに終った。この時組合は、展望が具体的にもち得ないところから解決の方向に傾いたものの、情勢分析も力関係の判断も不充分で、したがってどのような解決にも必要な統一された決意もなく、要求についても交渉戦術についてもあいまいなままに、むこうが解決したいといえば応じようという、まったく受動的な態度で臨んだ。当然のこととして、資本は姿勢をいっそう硬化させ、交渉はほとんど深まらずに終わった。このような組合の姿勢は、のちのちまで資本に組合の立場や要求を誤解させ、闘争解決が長びく一つの原因となった。

## マスコミ債権の否認と訴訟

ＴＢＳ・毎日新聞の「債権確定訴訟」は、六四年二月に一審判決が出て、組合側が敗訴し、ただちに高裁に控訴、闘争終結まで争われた。この裁判の意義は、一口でいえば独占資本が中小企業を「前近代的」、非民主的な手段で収奪していく実態をバクロするもので、日本の広告産業のゆがみを根本的に規定しており、労働者だけでなく中小企業家の支持を得る可能性をもつものであった。この裁判は、ＴＢＳ・毎日新聞が、株式会社正路喜社に有している債権約三

億円を正路喜社労組が否認したことからおこされ、その債権が正当かどうかが直接の争点となっていた。この金は、広告主の広告代金とその利子であるが、組合は、それを広告代理店が債権としてすべて責任を負わされている点に疑問をもち解明していった。

放送や新聞の広告契約は、広告主と放送局、新聞社間で行なわれ、料金も両者で決定され、代理店は一定率のリベートを放送局・新聞社から受けとることになっている。広告代理店は、放送局・新聞社の時間・紙面のセールスの代行をし、契約締結の仲介、サービスを行うのが業務であり、勝手な価格で売り買いすることは出来ない。ところが広告費の決済方法は、広告代理店が広告主から金を回集し、放送局・新聞社に支払うという形態、代理店が広告主及び放送局・新聞社と直接契約を結んでいるような恰好になっている。

これは、広告主の代金回集がおくれたり、長期手形支払になっても、代理店が現金で立替えたり、金利を負担し、広告主が倒産した場合にも代理店が負担するということで、放送局・新聞社にとっては現金で回集するのと同じ役割「安全弁」として機能し、広告主にとっては「金融業的」役割を果たしていることを意味する。中小広告代理店はマスコミ独占によってかかる過大な役割を押しつけられ、日常的に、資金繰りや金利負担に悩む結果になるのである。これが独占広告代理店になると逆に作用する。電通は、TBSや毎日新聞の広告収入の五割以上をおさえることによって強力な発言権をもち、単に取引条件を有利にさせるだけでなく、マスコミ反動化を促進する武器としてこの関係が積極的に利用されるのである。

こうしてこの裁判は、独占資本のマスコミ反動化を推進して行く経済的基礎を暴露し、独占

資本が中小企業を収奪する体制にメスを入れ、独占の横暴から中小企業を擁護していく意義をもつものとなった。

## 2、闘争方針の確立とその問題点

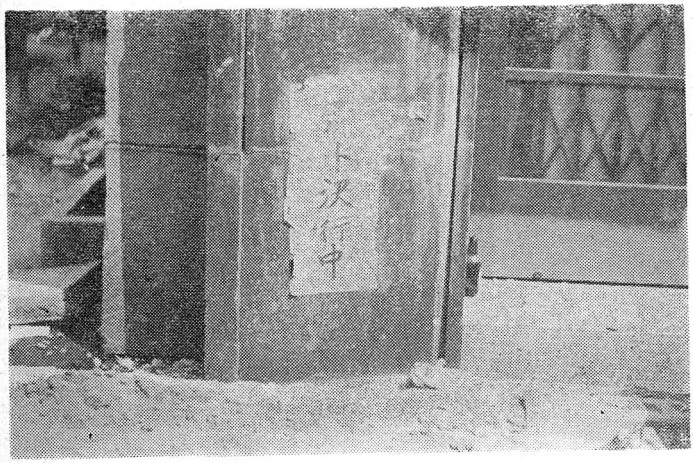


閉ざされた玄関

六二年末の交渉が、実を結ばなかったこともあって、正路喜社労組は、早急に闘争方針を確立する必要に迫られた。企業再開要求の実現は困難だ、と感じながらも、なんとしてもこの要求を実現する筋道を見出そうと、一生懸命だった。六三年に入ると、上部団体から除名されて、きわめて困難な状況下で奮闘していたエスエス労組が、裁判所の和解で、職場復帰の勝利をかちとった。つづいて、日本信託労組が都労委で完勝し、たたかいを大きく進めた。当時は、職場復帰はもとより、都労委での勝利すらきわめてめずらしいことであった。同じような闘争方向で闘っていた仲間たちの勝利は、正路喜社労組にも、大きな確信となった。また、神奈川の三協紙器争議団が、独自の地域共闘で大きく闘いを発展させ、その手本として、炭労・日炭高松の「統一そこに勝利がある」が伝えられた。個別争議と民主勢力の政治的統一行動を結合して、合理化攻撃をはね返していこうという高松方式も、極めて魅力的に感じられた。これらの具体的な勝利に力づけられながら、またその闘争方針からも学びつつ、自分たちの一年間の実践と、明らかになった敵、マスコミ独占の姿から、正路喜社労組は、真剣に論議し、闘争方針としてまとめあげた。

それは、六三年二月の「破産にたいするたたかいの中間総括」および六月に開かれた拡大共闘会議にたいする「方針」に表現されている。また、この年の九月に東京争議団共闘が発行したパンフ「たたかう労働者のど根性」のうちの倒産争議の項にも色濃く反映している。

その基本的立場は、

1　敵の攻撃を政治的にとらえるべきだ、つまり、独占の権力維持、搾取体制強化のための意

識的攻撃が本質である。

2 したがって、こちらの攻撃も政治的でなければならない。つまり当面の政治的対決点で敵の政策がうまく進行しないような打撃を考えねばならない。

3 そのためには、まず攻撃を受けた本人が、敵権力を打倒するまで闘い続ける決意をもつべきだ。

4 その上で、周囲の仲間の要求解決に献身的に奉仕し、どのような要求も権力の政治的中心課題から出ているのだから、根源にむかっての統一に組織する。

5 このように政治的危機をつくり出す拠点になって、はじめて勝利の可能性がでてくる。

6 基本要求を貫徹するまで争議を終えてはならない。正路喜社の場合、解雇撤回、企業再開、全員再雇用まで闘いぬくことを、なによりも重要な、最初の基本原則とする。

7 活動の重要な場所は、マスコミと地域である。

というものであった。

もちろん「方針」には、パンフをつくるとか、TBSへの抗議行動を組織するとか、書いてあったが、結局実践されなかった。

六〇年安保闘争後、急速な経済成長をとげつつ、政治的反動を強化しつつあった、米日独占の巧妙な攻撃の結果、階級協調的傾向がめだちだしていた労働戦線や、統一が困難になっていった平和・民主運動の状況など、当時の情勢のもとで、争議団が提起した基本方針は、米日反動と日本人民の中心的・基本的対決点から争議を位置づけたこと、政治的統一戦線への結集を

目ざしたこと、戦術的重点として敵の弱点を突くことを強調したこと、闘争を組織していく前提として、個々の労働者の階級的前進を追求しようとしたこと等の点で、積極的なものであった。

しかし、同時に共闘してもらわねばならぬ労働者の状態がどうなっているか、具体的で日常的、個別的な要求は何か、正路喜社闘争の要求とどこで結合するのか、共通の要求を解決する有効な行動は何か、がまったく明らかにされていなかった。

また「まず自分を変える」として、思想的立場の確立を権利闘争の前提としたこと、「敵の総路線をつきくずす拠点になる」という、階級闘争の請負い、〝中核〟意識など思いあがった思想が生まれるなど労働組合運動の基本的性格から逸脱する傾向をもっていた。

それは、労働組合運動における、経済闘争と政治課題との結合、人民的な政治戦線への民主勢力の統一への役割の点でも、誤っていた。当面する政治課題を直接掲げた行動、政治戦線への組織的結集を直接促進する闘争でなければ、力にならないという傾向を強くもっていた。また、要求の全面的解決までたたかいぬく決意は当然としても、それを「基本原則」とすることは、具体的な力関係のもとで必要な妥協を怖れず、まさに「政治的」な、全面的な視野にたつことを、あらかじめ拒否する、階級的にも未熟な態度であった。

こうした弱点は、労働組合運動の階級性と大衆性を正しく統一的にとらえきれない傾向や、それに厳しい攻撃からくる孤立感、既存の労働組合、上部団体や大労組に反発する傾向などと結びついており、当時の諸情勢の反映、争議団の部分的な経験による制約などによって生まれ

たものであった。

しかし、粘り強くたたかい続ける他の争議団の経験や教訓を知り、それを自分たちの闘争と関連させて、一定の命題に練りあげ、路線として定着させる活動は、正路喜社労組がはじめて系統的に現状分析をし、戦略的長期路線を確立する過程であった。したがって、いわば弱点も含めて、主体的につくりあげられたこの路線は、正路喜社労組の活動に背骨をとおし、首尾一貫したものにし、それなりの展望をあたえ、勝利の確信をきづき精力的な活動をひきだし、のちに闘争を飛躍させる前提として、大きな役割を果す側面をもっていた。

しかし、正路喜社闘争自体は前進しなかった。いよいよオルグ集団的な存在になっていった。「砦」は階級闘争よろず御用承り所みたいになっていった。それぞれは、配置された諸団体の任務に献身的にはげみ、一定の成果をあげていたが、それはそれだけのことであった。結局正路喜社争議自体のとりくみは、いよいよ受動的になっていった。裁判の重要段階などでは力をあわせて奮闘したが持続的にならなかった。むしろ各組合員は、正路喜社闘争はしんどいから、他団体の任務に「逃げこむ」ような傾向も出てきた。財政活動も手をぬきはじめ、六四、五年は、ただでさえ安い生活費が、さらにとどこおりがちになった。

なお、この時期の路線がもっていた偏向を原因として、六四年春闘、いわゆる四・一七スト問題のとき、正路喜社労組は四・一七スト回避の声明を発表し、スト決行態勢の組合に配るなどのまちがった行動をおこなった。このため、中央区労協の官公労の労働組合との共闘は困難になり、闘争突入後三年間、正路喜社闘争を支えた地域共闘はせばまり、全国一般や東京地評

のなかでも正路喜社労組の行動は激しく批判され、一部には支援打切の意見もでた。しかし、全国一般東京、中央区労協、東京地評とも、誤りは誤りとしつつも、独占と対決する反合理化闘争として、支援、共闘を続けるという方針を堅持し、正路喜社闘争が回復しがたい傷を負わぬよう配慮した。

# 3、情勢の変化と要求の再検討

討論する組合員

勝利の展望を明確にし得ぬままに、以上のような方針をかかげ苦闘していた正路喜社労組のまわりでは、徐々に、大きな変化が生まれていた。商業・サービス労働者やマスコミ労働者にも、米日独占資本の合理化攻撃が急ピッチで激しくなり、労働組合も次々とたたかいに立上りつつあった。それは正路喜社闘争が広範な労働者にとってより身近かなものとなり、独占と対決するその要求が、共同の要求になりうる条件が作られていることを意味するものであった。

また一方で、正路喜社労組自身の内部に蓄積されていた困難や矛盾のなかから、新たな前進を開始する契機が準備されてもいた。

## 独占資本の諸矛盾の激化

復活、強化の新たな段階を画しつつあった日本独占資本は、安保条約による「日米経済協力」のもとでの「高度経済成長」政策によって、生産と資本の集中をはげしく進め、急速に巨大化しつつあった。

こうした方向は、少数の独占体の集団による日本経済全体への支配を強化し、これらの独占体の富を増大させた反面、日本人民に耐えがたい犠牲を押しつける結果となり、日本資本主義の複雑な諸矛盾を著るしく激化させるものであった。六四年末頃から日本経済は深刻な「戦後最大の不況」に陥いったが、独占資本は、人民に一層犠牲を押しつけ、一段と集中を強化する彼等の「不況対策」を強行した。労働者には凶暴な「合理化」攻撃が加えられ、一部非独占大

企業と中小企業は次々に倒産・整理・吸収に追い込まれていった。

## 続発する大型争議団

六三年春には、有名な日本ロール闘争がはじまり、六四年には全金の東京発動機、東京磁石の倒産・全員解雇と、次々に百名をこえる大型争議団が誕生した。

倒産は、日本特殊鋼、山陽特殊鋼、サンウェーブなど非独占大企業にまで及び、分裂攻撃や苛酷な労働強化の「合理化」は、独占資本の直接支配する企業をはじめあらゆる職場で進行していった。こうした状況は争議団の眼を職場にむけさせ、職場の労働者とともにたたかう立場をつくっていくものとなった。

また新たに闘争に立ちあがった大型争議団の内容は、多数のさまざまな労働者を抱えていただけにそれまでの争議団の経験をこえて豊かなものであり、日本ロールの日比谷野外音楽堂の争議支援一万人集会や、春闘での全金東部地区協一万人の連帯ストライキの成功など大きな影響を与えるものであった。

東京争議団共闘は、六四年夏大討論集会を開いて経験を交流し、翌六五年に「東京争議団物語」を発行し、かつての「ど根性」を超える豊かな総括を行った。正路喜社労組もまた、こうした影響をうけながら「敵を明らかにし、自分を変え、たたかう」ことから、「要求に依拠してたたかう」立場へとその考え方を変えていくようになった。

## 民放労連への弾圧と広告職場の変化と闘い

一九六五年、この年、民放労連に激しい攻撃がかけられた。毎日放送労組へのロックアウト機動隊の乱入、福井放送労組へのロックアウト攻撃と暴力団の介入、そして、オルグに派遣された東京十二チャンネルの労働者が逮捕起訴、山陽放送東京支部のメーデーに参加した組合員の無期休職処分、それに抗議した民放支部連の四人の労働者の逮捕起訴、毎放映労組に企業閉鎖・全員解雇など処分・解雇の攻撃が吹き荒れた。ついで六六年には東京十二チャンネルの二三〇余名の大量首切り、ラジオ関東労組には活動家の首切り、刑事弾圧と続き、民放労連全体で三百名をこえる不当処分、首切り攻撃を受けた。民放労働者はこれ等の攻撃と正面から対決し、組織をあげてたたかつて行った。攻撃を受けた労働者たちのなかから「正路喜社労組のようにたたかおう」という声も聞かれ、共同してマスコミ独占にたち向かう条件が敵自らの弾圧政策によつてつくり出されたのである。

広告の職場でも「合理化」は急速に進んでいた。労働強化は一段とひどくなり、中小広告代理店へのマスコミ独占の支配、系列化は強化され広告労働者は賃金闘争を柱にしながら活発にたたかいはじめた。六四年十月、関東広告労協は二年間の停滞を克服し、第三回総会―事実上の再建総会をかちとった。正路喜社や三正堂労組の奮闘もあったが、何よりも広告労働者の統一を促進したのは職場での変化とそれにたいするたたかいの前進にあった。活動を再開した広

告労協は、六六年にマスコミ共闘に加盟し、マスコミ労働者との統一闘争を正路喜社労組が追求していく組織的保障が作られていった。

## 全国一般中部の変化

商業・サービス、証券、築地市場など全国一般中部の労働者たちの職場にも変化が目立ってさた。独占資本の流通政策の変化と、金融のしめつけなどで、独占資本は、この頃から中小企業の直接支配にのりだし、職場には一層苛酷な「合理化」をもたらした。資本の不況宣伝は労働者の間に企業不安をもたらし、倒産、全員解雇、分裂、首切り、全国一般脱退の強要などの攻撃が相次いでいた。職場にあらわれた形態は様々であったが、「合理化」に反対して闘争を発展させていくためには、独占資本と対決し、統一してたたかわなければならないことが共通の認識となっていた。個人加盟の中部地域支部は、結成と同時に、首切り、倒産、分裂と激しい攻撃をうけ、戦闘的にこれとたたかいながら隊列を強化していった。またこの間に、中央区の主要な企業のいくつかに労働組合が組織され、全国一般に結集し、全国一般中部は一段とその力量を強めた。

## 単組の矛盾激化と要求討議

六五年のマスコミ労働者への大弾圧の直前、二月から三月にかけて、TBS、毎日新聞から和解提案があり、交渉がもたれた。

この交渉でTBS、毎日新聞は「正路喜社の再建は現状では困難になっている。新社を設立してはどうか、一定の資金を出す」と新たな提案をした。しかし交渉の結果この新社案なるものは、TBS、毎日が責任をもって設立、経営にあたるのではなく「いくばくかの金を出すから、自分たちで企業をつくり、わらじばきでかけまわるつもりで経営したらどうか」というものであった。組合は、①TBS、毎日新聞が経営者を出し、資本金も出す②でなければ取引ルートの保障に最低必要な二億円の金を出すか③これが不可能ならTBS、毎日に全員雇用せよ、と回答し、TBS、毎日新聞はいづれも拒否し、和解は不成立に終った。しかしこの交渉を契機に、要求について再検討をする必要のあることがはっきりして来た。「企業再開、全員再雇用」の要求は闘争初期には適切なものであったが、四年間の時間的経過のなかで、破産が確定し、第一次配当が行なわれ、企業再開の社会的条件も困難になって来ていること、TBS、毎日新聞は当初の政策であった企業再開を拒否し、完全閉鎖に方針を変えてきていることなどの諸点を検討し、組合員自身の団結強化と支援共闘の職場の労働者の支持を獲得していく立場で、要求を考え再検討する必要があった。

しかし一方で、企業閉鎖攻撃だから企業再開を要求するのは当然だという考え方も根強く存在し、討議が深められぬままに終った。

六五年春に行なわれた参院選とひきつづく都議選は、社・共両党を中心とした革新勢力の飛躍的前進と自民党の後退をもたらした。正路喜社労組も全員で奮闘しただけにその勝利に大いに激励されたが、一方で正路喜社労組内部の矛盾、困難は爆発寸前になっていた。

すでに述べたような路線上の弱点によって闘争は受身となり、共闘も、各労組の幹部、活動家との関係だけになり、せばめられていた。一時期、全都七百組合に拡げられた行商も対策が不十分で闘争生活は極度に困難になっていた。闘争を訴え、カンパ物資を買ってもらい財政を確立するという方針だったが、財政を主に考えるとどうしてもよく売れるところにかた寄り、闘争と財政は結合せず、物売りになる傾向もでてきた。また闘争が忙しくなると財政活動に手がまわらないという結果にもなった。全員で決定した生活費も維持出来ず、六三年春には、全員五千円の賃下げ、六四、五年には、それぞれ生活状態を報告しあいながら、自発的に賃下げ額を決めていった。そうして決定された生活費も出たり出なかったりで、年間を通すと七割しか出ないという状態であった。これも、闘争方針がきちんと設定されなかったため、積極的な財政方針をもちえず、困難の解決を組合員一人一人の思想性による自己犠牲に依拠しようとした結果である。

参院選が終った直後、幹部の一人が闘争をやめる決心をかため、組合に一言の相談もなく郷里に帰ってしまった。また若い組合員がノイローゼで倒れ、医者には「争議をやめれば治るだ

ろう」といわれた。危機に直面した正路喜社労組は、弱点を緊急に克服する必要にせまられていた。やがて田舎に帰ってしまった組合員も再び戦列に復帰し、秋には病気の組合員も元気になった。説得や激励も役に立ったが四年間の苦闘のなかで築いてきた団結はまだ力をもっていたのである。

正路喜社労組は、年が明けたら、役員、任務分担を一新し、要求と方針の討議を全面的にやりなおすことを決定した。

六六年一月、東京争議団共闘は全争議団を結集して春闘討論会を開いた。これは初めての試みで、すべての労働者が、要求をかかげて闘争にたち上る春闘で、争議団も基本的要求だけでなく当面の日常的要求をかかげてともに春闘をたたかい、共闘を前進させようという立場から計画されたものであった。

集会は活発な討論ののち、各争議団が、労働基本権を守る要求や、平和、民主主義、独立などの要求だけでなく、当面の生活要求を重視し、春闘要求と方針をもつことを提起した。正路喜社労組は、この集会から学び、また、今までの弱点を克服し、新たな方針を打ち出すためにただちに全員で討議を開始した。

要求はたくさん出て来たが、六五年春の新社設立提案以来の課題であった基本要求の再検討を行った。

第一に、本当の要求は、元通りの正路喜社を再建すること、百六十名の団結とそれなりに民主的であった職場を戻せということであるが、これは実現不可能で、条件がなく、共闘の仲間

の共感を得られるものではなく、自分たちもそれではたたかえない。

第二には、企業再開、あるいは新社設立による全員再雇用については、倒産数ケ月位は、資本の動きからも、債権者の意図からも企業再開の条件がありこの要求は正しかった。しかし四年間の経過のなかで条件が変り、TBS、毎日新聞は労組攻撃のために企業再開を放棄し完全閉鎖に方針をかえている。この段階で可能性のある企業再開、新社設立なるものの本質は、争議団封じこめ、労務管理を目的としたものになる。マスコミ独占との取引の保障がなければやっていけない広告業界で、そうした企業が存続する条件はなく、やがて労務管理の任を果たして消滅する外はない。そのような企業をつくるためにたたかうことは出来ないし、そのような職場で働く気持にもならない。

討議の結果、以上のようなことが明らかになり、全員で確認した。今まで、自分たちすら確信をもてない要求を掲げて、長期間たたかってきたわけで、これでは、共闘が拡がり闘争が発展するはずがなかったのである。

結論として「TBS、毎日新聞に責任をもって職場を確保させ、解決時点までの一切の未払賃金を要求する」ことが新たに提案された。これは独占に責任をとらせるという立場を、具体的にはTBS、毎日新聞に全員雇用させるという要求に表現したものであった。

問題は、この新しい要求で共闘を組織出来るかという点であったが、正路喜社労組自身が、四年間の闘争の結果、これ以外にないということで一致した要求であること、また倒産させられた中小企業の労働者がたたかったすえ、親会社である独占に雇用させた実際の具体例なども

あわせて説明していけばやがて支持を得られると考え、全員であらためて闘争をやりなおす覚悟で意志統一を行った。

このほかに、争議生活の改善をはかる方針や、宣伝活動の強化、役員、任務分担を一新するなどを決め、正路喜社労組はようやく、要求を重視し、要求討議を行い、独占との対決を明確にし、実現可能な要求を決定したことで、前進的な団結をかちとったのである。同時に、この要求をＴＢＳ、毎日新聞に提出し、断固として団体交渉実現をかちとることが当面の目標として決定された。

この要求討議と変更は、正路喜社闘争にとって重要な画期となり、闘争を飛躍的に前進させる基礎となった。

# 第三章　独占資本と対決する戦線の形成

我々は、ジグザグな道をたどりながら、真の敵をとらえ、それと対決する正路喜社闘争の道すじをたどってきた。客観情勢の成熟のもとで、主体的条件を確立してきた正路喜社労組は、あらためて要求を重視しつつ、全力をあげてたたかいにたちあがった。この段階で支援共闘会議があらたに再編、強化され、独占資本と対決できる力が形成され、運動の発展のもとで、闘争の主体は支援共闘会議がになっていく。こうして、支援共闘会議として統一した、全国一般、広告、民放、新聞、地域の労働者の力で、拡大する矛盾のもとで露呈する独占の弱点にきりこみ、闘争の勝利をかちとることになる。それでも、数年の歳月がなお必要であった。ここでは、要求重視の立場から、他の労働者の要求と結合し、行動の統一を積極的に進めながら、複雑な交渉を重ね、必要な妥協を大胆におこなって勝利にいたる経過を報告し、とくに統一闘争の発展についての総括をおこなう。

# 1、統一行動の積み重ねと共闘会議の確立

'66　11・17正路喜社闘争５周年総決起集会
（講演する堀江正規氏）

## 団交申入れ

団体交渉申入れ書

一九六六年　一月二六日

株式会社東京放送

社長　今道潤三　殿

総評全国一般東京地方本部

委員長　倉持米一

全国一般正路喜社労働組合

委員長　安引正明

貴社が昭和三十六年十月に株式会社正路喜社に対し、破産申請を行ない破産法に基づく企業閉鎖、労組破壊を企ててからすでに満四年の歳月を経過しております。

その間、貴社は、貴社代理人を通じて、未払い賃金をはじめ、退職者に対する解雇予告手当、協定に基づく退職金を支払う途を閉ざし、なおかつ正当な争議行為として私たちが占有している正路喜社社屋から追い出しをはかるなどさまざまな攻撃を加えて来ました。

私たちは、生存権を確保するための要求をかかげ、地域・マスコミ・広告の労働者に支えられ、一貫して早期、平和的な解決の途を追求してきました。

昨六五年春に至り、貴社代理人は私たちに対し、「会社再建の方向で解決」することを提案してきました。

しかし、私たちが貴社代理人と話合った結果私たちの要求―生活と職場を確保せよ―をすりかえ、争議解決のみを目的とするような『会社再建』であり、また貴社の責任をあいまいにしたものであることが明らかになったので、私たちはその再建の提案を拒絶いたしました。

昨秋以降は裁判所が双方代理人を呼び、争議解決のための話合をアッセンしようと試みたと言われています。その際も貴社代理人は「組合員の雇傭を行なう」ということを裁判官に提出したと伝えられています。

しかし、それも組合員とは言うものの、それが全員であるかどうか、また雇傭すると言ってもそれが貴社に雇傭するのかそれとも関連会社であるのか、これもまたあいまいなものであると言わざるを得ません。貴社が代理人も含めてこの争議解決のため責任をもち、その任にある人を交渉委員として、左記の諸項に基づく団体交渉を開くよう申入れます。

記

一、企業の再建、或いは雇傭など職場確保の件

二、一九六一年十月分未払賃金支払いの件

三、一九六一年十一月より争議解決の時点までの賃金保障の件
四、退職を余儀なくされた組合員に対する協定に基づく退職金支払いの件
五、解決金その他支払の件

以上

これが、闘争突入以来満四年を経過して、はじめて提出した要求書である。TBS、毎日資本にこの要求書をだし、交渉を求めても、おいそれとそれが実現するものではなかった。それは最初から覚悟していた。しかし、今までとちがって、頭で考えだされたものでなく、四年の闘争と血のにじむような困苦と、討論のすえにだされたものだけに、粘り強く追求する構えが出来ていた。数回におよぶ抗議のすえ、四月二七日の民放労連春闘統一行動日に、全国一般、民放労連、中央区労協、広告労協など共闘団体代表と当該労組三役が団交要求にいったとき、TBS労組はちょうどひきのばされた春闘のスト中であった。正路喜社労組の副委員長が玄関前のスト集会で訴え、盛大な拍手とシュプレヒコールがきこえてくる五階の応接室で、激しい交渉がおこなわれ、TBSの総務局長も、ついに「話合いには応ずる」と回答せざるを得なかった。しかし、春闘が終わると、さまざまの保留条件がつけられ、団体交渉が実現するには、さらにいくつかの闘争が必要だった。

この六六春闘では、三月にマスコミ共闘に加盟した関東広告労協加盟組合の半数がストライキでたたかうなど、広告労働者が決起をはじめ、正路喜社闘争も、ようやく、大衆的に広告の

労働者に受け入れられていった。また、春闘を長期にたたかうＴＢＳ労組に組合員一名を常駐派遣して、常時スト集会や職場集会に出席して交流できる体制をつくり、ＴＢＳ労組との共闘強化につとめた。また、民放労連は、五月の中央委員会で支援決議を採択、ＴＢＳ資本に対し、要求に基づいて正路喜社労組および支援団体と交渉せよ、と要求した。六月、ＴＢＳがアメリカＣＢＳテレビの要請にこたえて、南ベトナムに労働者を送ることを決定し、ＴＢＳ労組がこれに反対闘争を急速に展開しはじめると、正路喜社労組もいち早く支援の申し入れをし、独自に抗議ハガキ一万枚の目標をたてて活動を開始した。ＴＢＳ資本は、ＴＢＳ労組のすばやい、断固たる反撃と、支援のひろがり、社会的反響におどろいて、すぐベトナム派遣をとりやめた。また八月には高知でおこなわれた民放労連の全国大会に傍聴参加して交流を深めた。大会は三日目にＴＢＳ、毎日に対する抗議電を採択し、さらに最終日には、ＴＢＳ労組の提案で、ＴＢＳ、毎日に抗議する決議が採択された。こうして、要求提出をきっかけに、共闘は前進しはじめた。

これらのたたかいをへて、ようやく八月に団体交渉が実現し、九月、十一月、翌六七年二月と断続的におこなわれた。この交渉では組合の要求にたいし、「雇用は考えられない。立上り資金としての金銭解決で」というＴＢＳ、毎日側の回答に終始し、内容的には進展しなかった。しかし、それまでの弁護士相手の交渉とちがい、「責任者でなく担当者だ」「裁判の争いが本筋で、この会談はサイド・ラインだ」「団体交渉ではなく、会談だ」などと言いながらも、ＴＢＳの総務局長と毎日新聞の計算課長が出席して、労組の要求について交渉をし、回答

しているのだからまさに団体交渉であった。五年にわたる正路喜社労組の苦闘と、拡がりはじめた共闘の力で、ついに「縁もゆかりもない」と言いつづけていた、TBS、毎日資本を中小企業労組との交渉の席につかせたのである。この事実は、正路喜社労組と支援の労働者に、解決の可能性をわずかだが示すものであった。

## 五周年総決起集会

六六年十月は、正路喜社闘争突入五周年にあたるので、五周年記念集会とバッジの販売を計画した。長いあいだよくたたかってきたといわれてきたが、正路喜社闘争の具体的な要求で組織した行動は、五年間で、六四年二月のTBS周辺デモ三〇〇名一回きりであった。要求を具体的にし、交渉もはじまったので、行動を組織する方向にやっと眼がむいたのであろう。そして長いあいだの混迷をうちやぶるかのように、正路喜社労組は全精力をあげてこの集会の成功のために奮闘した。八月末には、全国一般東京、関東広告労協、中央区労協、民放労連、全印総連、出版労協、映演総連、東京争議団共闘会議の八団体で実行員会が発足、

名　称　十一・一七正路喜社闘争五周年総決起集会
場　所　読売ホール。動員目標一、五〇〇名
財　政　入場券一〇〇円及び各組合協賛カンパ一口一、〇〇〇円
集会内容　記念講演と構成劇

宣　伝　ポスター二千枚、ビラ・ニュース八種類七万六千枚

をきめた。読売ホールは一種の劇場で、会場費用も高く、当時の状況で屋内集会一、五〇〇名は無謀に近い数で、批判や忠告もあったが、結果的には大成功だった。バッジは二、〇〇〇個売れ、協賛カンパも予想をこえ、入場券も二千枚分集金し、財政的にもかえって余裕が出来た。全国一般中部と広告労協の圧倒的な動員、TBS労組の六〇名をこえるスト参加、超満員の集会の感動的な成功は、正路喜社闘争に多くのものをもたらした。

また正路喜社労組の団結も、しっかりと作りあげられた。この集会は、結果的には、正路喜社労組の新しい要求を広範な共闘の労働者が確認し、独占と対決してともにたたかいぬく決意をかため、守勢から攻撃に転ずるための意志統一の場であった。しかし、まだ敵にたいする攻撃になっていたわけではない。真に独占に脅威をあたえるには、まだ多くの段階が必要だった。

## 四・一八統一スト

正路喜社労組では、五周年集会の成功に喜んでいたが、集会成功が目的のように取組まれたため、その次の行動を素早く提起することは出来なかった。しかし、その年の十・二一のベトナム反戦ストの壮大な成功は、夢想するだけで現実に考えたことのなかった統一連帯ストを具体化させる手がかりになった。正路喜社労組は、全国一般中部地区協の有志単組の代表と、

「五周年集会の総括会議」、「正路喜社闘争勝利をめざす六七年春闘への活動者会議」、「春闘勝利をめざし統一闘争を前進させるための交流会」、と名称をそのつど変更しながら、一種の工場代表者会議を持続して開催し、六七春闘統一ストの準備に入った。全国一般東京地本も四月一八日を統一行動日として設定したので、この提起は、春闘を前にして確立した全国一般中部地区執行委員会に受け入れられ、中央区労協にも提起されて、中央区春闘共闘四・一八統一ストとして結実した。この統一行動では、全国一般中部の五組合がスト、十三組合が職場集会、広告で一組合がスト、三組合が職場集会、中央区春闘共闘全体としては三〇単組がストを行い、八、〇〇〇名の労働者が参加し、六〇年安保闘争以来最大の規模の行動になった。正路喜社闘争支援は統一ストの中心にはならなかったが、争議団勝利が主要スローガンの一つとなり、この行動のなかで凶路喜社闘争支援の決議、抗議電報を採択した組合は三〇に達し、正路喜社労組員は十三のスト集会で訴えることが出来た。この行動の成功は、正路喜社闘争が統一闘争として前進するうえで、重要な基礎をきずいたことになる。なお、正路喜社労組は五周年集会の成功から四・一八ストにいたる経過で多くのことを学んだ。端的に言えば、実行委員会の名称が何度も変ったことが示すように、行動にたち上る労働者の要求を重視すること、及びその状態を正しく判断して無理をせず、正路喜社闘争の要求を可能な形で結合すること、さらにどんなに困難でも労働組合の機関を重視し、最大限の努力をしつつ、機関の決定にまかせること、である。

## 六・一五集会

五周年集会から四・一八ストにかけて、それまでときおり和解提案や裁判の重要な時期にもたれていた「共闘戦術委員会」が、全国一般東京、広告労協、中央区労協、弁護団に民放労連も加えて、たたかいのふしぶしに持たれ、闘争の方向や行動の内容が討議されるようになっていった。

五月、夏闘をむかえると正路喜社労組は、この共闘戦術委に、夏闘のヤマ場六月一五日に、TBS付近で、TBS労組と一諸に集会を持ちたい、主催は全国一般、民放労連、広告労協と提案した。なんとかTBS資本を攻めあげようという考えからである。討議のすえまだその時期にあらず、と否決されたが、そのかわり操短合理化の大量解雇とたたかう十二チャンネル、委員長解雇をたたかうラジオ関東両労組との共同行動が提起された。

集会名　十二チャンネル労組、ラジオ関東労組、正路喜社労組支援、夏闘勝利、首切り合理化不当弾圧粉砕六・一五総決起集会

主　催　全国一般東京、民放労連関東甲信越地連、中央区労協、港区労協

場　所　桜川小学校講堂（雨天のため）

この集会も、突然の大雨の中で一、〇五〇名を結集し、また予想をこえる感動的成功をかちとり、正路喜社闘争の発展方向をあらたに切り開いた。争議団支援の要求を結合して、異なる

単産、地区労の共同行動を組織すること、それによってTBS労組との共同行動も事実上前進すること、それが独占連合に大きな打撃をあたえる道であることがわかってきたのである。他の民放在京労組とともに、TBS労組もストライキによる集会参加をきめた、この統一行動の前日、TBSでは緊急常務会が招集され、日本テレビとともに、緊急異例なやり方で夏闘第一次回答をだし、統一行動の分断にでた。正路喜社労組も、民放労連関東甲信越地連も、「統一行動こそ、独占をゆるがすことができる」と総括した。

## 九・一四集会から秋闘、年末闘争へ

六・一五集会の成功のあと、七月は「闘争財政強化特別月間」とし「財政のたちおくれを克服し、パンフにとりくみ秋の大闘争を準備しよう」、八月には「意志統一を拡げ、パンフを完成させ、体を鍛え、秋に備えよう」と月間の行動スローガンをかかげ、カンパを訴え、闘争突入六周年を目ざして闘争の総括をパンフにまとめるために、徹底的な討論を行なった。九月にはマスコミ労働者の統一闘争と争議勝利を結合した集会を提起した。集会は、中日新聞への営業権譲渡という理由で攻撃を受けていた東京新聞労組を中心に、『東京新聞、十二チャンネル、正路喜社、日本書院、東京印書館労組支援、首切り「合理化」粉砕、企業閉鎖反対、秋闘勝利、九・一四総決起集会』として、新聞労連、同東京地連、民放労連関東甲信越地連、全国一般東京地本、関東広告労協、全印総連東京地連、出版労協、港区労協、中央区労協、新宿区労協、

板橋区労連、千代田区労協、当該五争議団による実行委員会の主催、場所は日比谷野外音楽堂で行なうことを決定した。この計画は、時間がなく、動員規模も大きく、それに九月初旬はまだ職場で闘争が組織されていないなどの困難な条件をもっていたが、実行委員会に加わった各単産の強力なとりくみによって集会は大成功をかちとった。この成功は、独占資本によるマスコミ支配の攻撃に反対するマスコミ労働者の戦線統一を進め、正路喜社闘争にとっては、従来からの弱点であった新聞労働者との共闘前進の展望を与えるものであった。

また同じ九月の民放労連関東甲信越地連第七回定期大会は、「一九六七年度運動方針、(4)不当弾圧を粉砕するために」の項で「東京放送・毎日新聞経営者は、正路喜社労組の佐藤君ら十名をただちに採用せよ」として他の問題とともに統一要求として決定をした。さらにまた、同九月TBS労組も第二〇回定期大会議案書で「V、職場の団結と共闘の前進　B、共闘の前進と不当弾圧粉砕　1、統一闘争を重視し、共闘を発展させよう」の項に「(ハ)正路喜社労組との共闘を強化し、要求解決のための諸活動（TBSと交渉、ビラまき、公判闘争、物品販売など）にとりくみます。」と提案、決定し、同時に「要求解決に向って正路喜社労組とともにたたかいぬく決議」を採決し「私たちは、正路喜社労組のたたかいに勝利することは、私たち自身のたたかいに勝利することだということを知っています。私たちの生活を守り生命を守るたたかいは正路喜社労組の要求を解決し、生きる権利をとり戻すたたかいと同じだということを知っています。民放労連東京放送労組は、正路喜社労組との共通の勝利に向って断固としてともにたたかいぬくことを第二〇回大会の席上で改めて確認します」と宣言した。こうした取組

みは、民放労働者の反合理化闘争、統一闘争を前進させようとする立場から、正路喜社労組の知らない間に、自主的に行なわれたもので、正路喜社闘争は民放労働者、TBS労組にとって支援から共同闘争の課題へと明確な質的転換をとげるのである。

この方針はただちに実践に移された。民放労連関東甲信越地連は、十一月九日から十六日迄を不当弾圧粉砕週間と設定し、民放の不当弾圧粉砕、首切り反対闘争とともに正路喜社闘争をとりあげ、最終日の十六日の統一ストを目ざす行動に入った。正路喜社労組はこの間民放在京の各職場に直接訴えに入り、またこれらの職場には、ステッカー、ワッペンが貼られ「正路喜社の仲間を東京放送、毎日新聞に雇用させよう」と大書されていた。十一月一六日には、「不当弾圧粉砕・年末一時金獲得」で統一ストに決起した民放各職場の集会に参加し、あわせてTBS抗議が上部団体、支援単産代表によって行なわれた。

夜には、全国一般東京地本、民放労連関東甲信越地連、新聞労連東京地連の主催で「不当弾圧粉砕、年末一時金獲得総決起集会」が開かれ、正路喜社、十二チャンネル、東京新聞の各闘争勝利が決意された。

一方これより先、全国一般中部地区協は、闘争突入六周年を迎えた正路喜社闘争の支援決起集会を十月三一日に開き、二百名の単組代表を結集し、統一ストで支援に決起することを呼びかけた。中部地区協の十一・二一統一ストはこの呼びかけにこたえ、年末一時金獲得とともに正路喜社闘争支援を柱にかかげてたたかわれたのである。ストライキで決起した組合を先頭に、決起集会やリボン闘争など様々な形態でとりくまれ、他の地区協でも正路喜社支援をかか

げてストに入る組合も生まれるなど、ここでも闘争は新たな前進を示した。

さらにまた、広告労協は、十一月二三日に第六回定期総会を開き、特別決議「正路喜社闘争勝利のために」を採択、年末闘争と結合して支援共闘の様々な行動にとりくんだ。これ等の秋闘年末闘争での前進は、十一月十六日に発行されたパンフ「砦にひるがえる旗＝正路喜社闘争この六年」のとりくみ（それは短時日のうちに五千部が売り尽さされた）や、十月に入って東京地裁ではじまった「和解」交渉などとからみながら進んでいった。

こうした共闘の積み重ねと前進のなかで、支援共闘は確立し、東京地評、全国一般東京地本、中央区労協、関東広告労協、新聞労連東京地連、民放労連、民放労連関東甲信越地連、小島成一法律事務所によって「正路喜社労組支援共闘会議」として再編・強化され、各団体からの代表で「共闘幹事会」を構成、これにより、正路喜社闘争はマスコミ独占資本と対決する組織的保障をかちとり、六八年、六九年、七〇年と闘争を飛躍させていくのである。

# 2、TBS労組のスト権確立と全国一般四・二統一スト

全国一般東京・'67春闘　4・2統一スト総決起集会

一九六八年は、地裁での和解交渉の状況をにらみながら、約一週間、集中的なビラまき行動からたたかいははじまった。支援共闘各団体はそれぞれの立場でビラを作成し、TBS玄関前で赤旗をたて、出勤、あるいは退社時の労働者、通行人などに手渡していった。二月に入るとTBS労組は大会決定に従って六八年春闘の主要な要求の一つとして「正路喜社労組全員を雇用し、一切の未払賃金を支払え」を決定し、他の九項目の要求とともにそれぞれ単独でスト権を確立してたたかうことを決定した。二月二十六日、スト権確立、正路喜社に関する投票の内訳は、

組合員総数　一、一八三名
投票者総数　一、〇四六名
賛成　六四一名
反対　二四〇名
白票　一六五名　であった。

このとりくみもまた、直接、正路喜社労組が要請して行なわれたのではなく、TBS労組の大会決定とそれにもとづく自主的な闘争として組織されたものであり、その意義は極めて大きく、正路喜社闘争に確信と力を与えた。TBS労組はこの後も、正路喜社闘争終結に至るまで一貫して夏闘、年末闘争、春闘、と常にスト権を提起しつづけ、資本の攻撃もあって成立に至らない時もあったが、それらの場合も正路喜社闘争に賛成票を投ずる労働者は五百名を下ることがなく、TBS資本への強力な直接的な圧力となった。こうして六八年春闘は『三・一五マ

スコミ共闘統一スト』、『三・二二中央区統一デモ（一千名）』、『三・二六広告労協春闘決起集会（二百人）』、『中央区春闘共闘のデモ（千名）』、四月には『四・二全国一般統一ストと決起集会（七千名）』、『四・一〇TBS抗議（八〇名）』と次々に闘争が組織され、春闘要求とともに正路喜社闘争勝利が結合されてたたかわれた。三・一五マスコミ統一ストは、春闘要求とともに不当弾圧粉砕を掲げ、TBS労組は正路喜社要求を含めてストに突入し、支援共闘会議は四十数名でこの闘争に参加し、TBS総務局長を相手に抗議団交を行った。TBS労組の連帯ストを背景に、直前の三月十一日地裁和解交渉決裂の責任を激しく追及、要求を受け入れるようせまった。このような闘争の高まりに動揺した総務局長は「正路喜社は企業再建に労働組合が協力しないので潰すしかなかった」と発言、ついに本音をもらし開き直る一幕もあった。全国一般東京地本は、春闘要求を貫徹し、合理化粉砕、平和と民主主義を守る労働者の闘争を前進させるため、四・二統一ストを提起した。四月二日、地本傘下の約七〇単組、分会が半日ストライキに決起し、七、〇〇〇名の労働者が日比谷野外音楽堂をうめつくした。このような、全国一般東京地本の統一して独占と対決してたたかう決意は、正路喜社闘争勝利の確信を一層深めるいま一つの画期となった。集会は反動化と結びついた不当配転反対の闘争をたたかうTBS労組委員長の特別の訴えと、TBS、毎日資本に対する抗議をも採択し、抗議行動が組織された。

広告労協もこの春闘で初めて単独で決起集会を成功させた。正路喜社破産に積極的役割を果たした広告独占電通の労働組合は、四月末に開かれた定期大会で正路喜社闘争勝利を要求に入

れ具体的な支援・共闘活動の方針を明らかにした。TBS労組につづく電通労組のこのようなとりくみはさらに力を加えるものであった。

以上のような六八年春闘の高まりののち、夏闘から秋闘、年末闘争にかけて『六・一四、夏闘勝利、不当弾圧粉砕、参院選勝利総決起集会』が、新聞労連、民放労連、広告労協主催、日比谷野外音楽堂で千五百名を集めて開かれ、毎日新聞までデモ行進を行った。九月には全国一般東京地本による『合理化反対、争議団支援九・二〇大集会』が千代田公会堂で開かれ七〇〇名を結集した。一〇・二一大統一闘争ののち、『年末闘争勝利、東京新聞、十二チャンネル、正路喜社、大映、東京印書館労組支援、一一・一四統一決起集会』がマスコミ関係単産、地区労、全国一般東京など十四団体の主催で行なわれた。正路喜社労組はこの集会成功のため各関係組合の大会や職場集会に参加して精力的に訴えた。民放労連関東甲信地連は、年末闘争要求の一つとして正路喜社支援スト権の確立を提起、民放在京各単組はこの集会の準備と並行して職場の組織に入った。TBS労組は僅差で成立しなかったが、十二チャンネル労組、日本テレビ労組、ラジオ関東労組、TBSサービス労組、TBS映画労組、TBSミュージック労組などで、六〇%～九〇%の高率で正路喜社支援スト権が確立した。一一・一四統一決起集会はこうしたなかで美濃部知事も来賓として挨拶するなど、感動的な成功をおさめ、全国一般東京、一、五〇〇名、広告労協はメーデー規模の動員三〇〇名をかちとり、日比谷野外音楽堂は八千を超える労働者でうめつくされた。「共闘は、これを契機に新しい段階へ進み、正路喜社闘争勝利の大きな条件をつくった」と正路喜社労組は総括した。こうした統一行動を軸に共闘会議

は、ＴＢＳ、毎日新聞にくり返し抗議行動を組織し、大量ビラまき活動にとりくんだ。

六月には共闘会議の正式代表によるはじめての毎日新聞抗議が行なわれ、秘書室長と面談した。十一月には、ＴＢＳ、毎日新聞の経営者自宅周辺にビラをまき、宣伝カーで地域住民に訴えた。十一月二〇日には、全国一般、民放労連、新聞労連、などが年末ストをうち、その力を背景に、以前からとりくまれていた抗議署名の第一次集約分をＴＢＳに手渡した。支援共闘会議は、くり返し行なわれた統一行動、統一スト、抗議行動、ビラまき、などの力を結集しながら、三月に決裂した地裁和解交渉ののち、早期に団体交渉をかちとることを方針にしてたたかった。

東京高裁で進行していた「ＴＢＳ、毎日の債権確定訴訟」はほぼ証人調べが終り、結審が近づいていたが、十一月十一日に裁判所は「和解」を勧告して来た。共闘会議は、検討ののち、高裁の和解勧告を受け、裁判所を交渉の場にし、年末から来春闘にむけて勝利をかちとっていく方向を確認し、ただちに行動に入った。十二月にはＴＢＳ玄関前でＴＢＳ労組とともに決起集会をもち、寒風のなかでビラをまき、六九年こそ勝利の年にしようと決意した。

# 3、TBS玄関前の抗議集会、大量宣伝活動と最後の追い込み

'69春闘勝利・TBS労組スト支援・正路喜社闘争勝利総決起集会

## ＴＢＳ玄関前決起集会

六九年二月七日、時間外労働手当支給を要求してストライキ闘争に突入していたＴＢＳ労組と、正路喜社闘争が結合され『正路喜社偽装閉鎖・ＴＢＳ時間外不払反対闘争支援二・七統一抗議集会』がＴＢＳ玄関前で午後六時より開かれた。ＴＢＳ・正路喜社両労組を支援する労働者は続々結集し、ＴＢＳミュージック労組の全員参加、電通労組も大型バスで乗りつけるなどＴＢＳ玄関前は六百名を越える労働者と赤旗でうずまった。集会ののちＴＢＳ局舎を一周し、赤坂一ツ木通りを力強くデモ行進し正路喜社闘争は更に新たな段階に進んだ。

ＴＢＳ労組との共闘によるこのようなＴＢＳ玄関前の集会とデモはこの後も、闘争終結に至るまで、くり返しとり組まれた。

五月二十一日には『春闘勝利・ＴＢＳ労組スト支援、正路喜社闘争勝利総決起集会』が六〇団体、八四五名を結集し、ＴＢＳ・正路喜社両労組の要求を書いたステッカーをＴＢＳのフロント・ガラスにはりめぐらした。

九月二十六日には、ＴＢＳ劇団員で、雇用契約の履行を要求して闘争に入った明石氏を支援したたかっていたＴＢＳ労組と再び決起集会を玄関前で開き、五〇団体、四五〇名を結集した。七〇年三月六日にもＴＢＳ玄関前で『ＴＢＳ明石不当判決粉砕、正路喜社闘争要求貫徹総決起集会』をもち四〇団体、二〇〇名を結集した。これ等の集会とは別に、後述する六九春闘

四・四統一スト、七〇春闘四・三統一ストの当日にもＴＢＳ玄関前は抗議に結集した支援共闘の労働者の波にのみこまれた。

このような闘争は、当然のことであるが、ＴＢＳ労組の支援、共闘なしに実現はあり得なかった。単なる支援ではなく共闘の立場で組織されたこれらの闘争は正路喜社闘争は、もち論、ＴＢＳ労組の諸闘争や、結集した労働者の職場の闘争をそれぞれ前進させるものでもあった。しかしなによりもこうした行動はＴＢＳ資本に打撃を与え、放送事業という、表向きは公正で清潔を装わねばならないＴＢＳにはガマンのならぬことであった。

後に彼等は「玄関前の集会とビラまきにはまいった」と述懐するのである。

## 六九春闘四・四統一ストから七〇春闘四・三統一ストへ

全国一般東京地本の六八春闘四・二統一ストの画期的成功は、六九春闘の四・四統一ストへの前進をもたらした。早くから準備に入っていた全国一般東京傘下の各単組、分会は続々と半日ストライキに決起し、（文祥堂、東陽社、読広などの労組は争議団支援、正路喜社闘争勝利の要求を含めたストライキを決行した）昼休みから、銀座、日本橋、室町の各ブロックに分れ中央区労協傘下の他単産の組合とともに中部春闘共闘主催の行動に結集し、決起集会が開かれる日比谷野外音楽堂にデモ行進を行った。一万人近い労働者を結集した集会は、重要な段階にある闘争として「正路喜社闘争支援、ＴＢＳ、毎日資本にたいする抗議文」を採択し、各団体

代表による十五名の抗議団を編成し、TBS抗議に向った。

## 抗　議　文

私たちは、今日一九六九年四月四日、全国数十万の仲間たちと共に、歴史的な四・四統一ストに決起し、ここ日比谷野外音楽堂に結集した。いま、私たちの隊列のなかには、ひときわめだつ正路喜社労組の風雨にさらされた組合旗がある。私たちは、正路喜社労組の仲間たちがすごしてきた、八年にわたる苦難の日々をおもい、貴社をはじめマスコミ独占資本の暴挙へのあついいきどおりをあらたにした。なぜ彼等は職場を追われ、生活の道をたたれねばならなかったのか。まさに彼等が、全く当然な組合活動の権利を、貴社らのあらゆる恫喝、脅迫に抗してたたかいぬいたからにほかならない。

貴社らが広告業界の独占集中と再編成に際して、正路喜社労組破壊の目的で、まず組合潰しの労働協約を押しつけ、これに失敗するや、偽装閉鎖の挙に出たことは、今日では全く明白であって、われわれ労働者はもとより、多くの人々の「常識」となり、貴社ら自身も認めざるを得なくなっている。にもかかわらず貴社らは言を左右にして依然として、責任をとって事態の解決にあたろうとせず、正路喜社労組への攻撃を続けている。

このような貴社らの行為は、貴社らがTBS労組、毎日新聞労組に対して現におこなっている攻撃と軌をいつにするだけでなく、私たちのすべてがいま直面している米日独占資

本の攻撃の一環でもある。

私たちは、正路喜社労組にたいする貴社らの不当不法な態度に抗議し、これを自らのものとして受けとめ、正路喜社労組の仲間とともに、どこまでもたたかいぬくことを通告し、次の如く要求する。

一、TBS・毎日新聞両資本は、正路喜社労組全員をやとえ

一、一切の未払賃金を全額支払え

右　抗議する

一九六九年四月四日

株式会社東京放送社長　今道潤三殿

株式会社毎日新聞社々長　梅島　貞殿

中部ブロック春闘共闘会議

四・四統一スト日比谷決起集会

集会終了後、TBSにむかって抗議のデモが展開された。集会参加の各職場の代表によって組織された隊列は、予想をはるかにうわまわる三〇〇〇名の部隊となり清水谷公園を目ざして延々と続いた。TBS玄関前ではTBS労協の春闘ストライキ決起集会が開かれており、デモ隊のなかから代表約二〇〇〇名の労働者がこの集会に合流し、統一決起集会が行なわれ、再びTBS局舎を一周し、一ツ木通りをシュプレヒコールをひびかせながらデモ行進が行なわれ

た。こうして四・四統一行動は正路喜社闘争にとって予想をはるかにこえる空前のＴＢＳに対する直接的抗議行動として結実したのである。

一方、毎日新聞への抗議行動は、十二チャンネル、報知・報印労組などと統一して行なわれることになった。報知・報印労組は読売新聞資本の暴力的合理化と激しいたたかいを展開していた。行動は、『科学技術振興財団、毎日新聞、読売新聞資本抗議、六・一一統一デモ――報知、報印、正路喜社、十二チャンネル、科学技術館労組支援』として提起され、竹橋の毎日新聞社の近くの、北の丸公園科学技術館前に集合、毎日・読売新聞社の前を通るデモが組織された。この統一デモが行なわれる直前に、六八年暮から続いていた高裁の和解交渉は、ＴＢＳ・毎日の事実上の拒否回答によって不調、交渉は再び決裂し、正路喜社労組は六・一一統一デモの成功を目ざして必死の奮闘に入った。六月十一日、全国一般、広告、新聞、民放、中央、千代田、港地区の労働者約二〇〇〇名が結集し、六台の宣伝カーをつらね、力強いデモ行進が展開された。この日抗議を恐れた毎日資本は、全館に警備員を配置し、扉を閉し、はては社屋裏手に機動隊を待機させるなどの狼狽ぶりを見せた。

全国一般東京地本は、交渉決裂後、正路喜社労組を励まし、闘争勝利を断固としてかちとる決意をかため、六月二六日に『正路喜社闘争、夏期一時金、都議会議員選挙勝利総決起集会』を千代田公会堂で七五〇名を結集して開いた。闘争は画期的に前進し、力関係も変化し、勝利に近づいているものの、更に、行動をつみ積ね、抗議、ビラまき、統一闘争をくり返し、敵を解決に追い込んで行かねばならなかったのである。

こうして猛暑のなかで支援共闘会議は決起し、後述するように大量ビラ入れ行動を展開していった。

十月九日には『不当弾圧粉砕、全争議組合の闘争勝利、秋闘勝利、安保廃棄、沖縄全面返還佐藤訪米反対、国会即時解散、十・九マスコミ労働者大決起集会』が日比谷野外音楽堂で開かれ四五〇〇名の労働者を結集し、銀座にむかって大デモ行進を行った。

十月三十日には、全国一般中部地区協が主催し、闘争突入八周年を迎えた『正路喜社労組をはげます集い』をもち、十一月二〇日には、支援共闘会議主催による『正路喜社闘争突入八周年、交渉促進、要求実現総決起集会』を国労会館で開き、六八団体、三〇〇名を結集し、闘争勝利を断固かちとるために、追い込み態勢に入ることを呼びかけた。これは東京地裁で進行していた「社屋立退本訴、労働債権確定訴訟」が十一月八日に結審し、裁判所は判決日を七〇年四月二四日に決定し、同時にその間に集中的に和解を進めることを勧告し、三たび裁判所での和解交渉が開始されようとしていた情勢に応え、支援単組代表を集めたものであった。

支援共闘会議は年末にむけ大量ビラ入れ行動を進めながら、七〇年春闘での勝利の態勢づくりの準備に入っていった。

一九七〇年は、東京地評主催の『七〇年春闘、争議・弾圧事件勝利一・二七総決起集会』で闘争の火ぶたが切られた。全都約二〇〇の争議団を代表して正路喜社労組委員長は「七〇年春闘に決起した労働者、争議・不当弾圧とたたかうすべての仲間と団結し、春闘のたかまりのなかで、八年間の長期争議に決着をつけ、断固、勝利をかちとる」と五〇〇〇名の労働者を前に

力強く決意表明をした。この集会は、争議をかかえる民間単産と、弾圧事件とたたかう官公労の単産が多数参加し、新春早々から地評傘下の労働者が統一して戦闘の火ぶたをきったことで、七〇年春闘を大きく激励するものであった。二月二十六日には、『七〇年春闘で正路喜社闘争を勝利させる総決起集会』が開かれ、アッピールを採択した。

七〇年春闘で正路喜社闘争の勝利をめざす総決起のよびかけ

一九六一年十月、正路喜社労組の受けた全員解雇の攻撃は、マスコミ・広告百年の計と称するみせしめの攻撃であり、それは類例のないきわめて苛酷な攻撃であった。

退職金、解雇予告手当は勿論のこと、すでに働いた分の賃金も支払われないまま、巷にほおりだされたのだ。

以来まる八年、あしかけ九年に及ぶ長期の文字通り長い闘いを正路喜社労組の仲間たちは、身心をけずるような困苦の生活を耐えぬき、組合つぶし、偽装閉鎖反対、八名の組合員を雇え、一切の未払賃金を払えとTBS、毎日新聞に迫り、われわれの先頭に立って闘い続けてきた。そしてわれわれもまたこの正路喜社労組の仲間たちを支え、全国一般東京地本を中心に、民放、告広、新聞、中央区労協で共闘会議を確立し、戦線を拡げ、TTBS、毎日新聞と対決し、闘いを発展させてきた。いまわれわれは、目前に張本人であるBS、毎日新聞を引きづり出して、交渉を行っている。昨十二月初めから東京地裁ではじ

まった「和解」がそれである。

裁判所は「雇用なくして和解なし」と宣言し、和解の基本路線を「雇用」におき、推進し、これが社会的にみてもっとも妥当な解決であることを明らかにしている。しかし同時に、四月二十四日に「判決日」を決め、三月一杯をメドに「和解」することを宣言している。TBS、毎日新聞は、裁判所の提示している和解の基本路線を切り崩そうと必死になってまきかえしをはかっている。

二月二十八日には、全関係者が東京地裁に集まり、これを契機にしのぎをけずる闘いの火ぶたは切っておとされる。これらの闘いが八年間の正路喜社闘争の成否をきめる鍵であり、最大のヤマ場になることは明白である。

残された一ケ月、三月のたたかいを、原則を堅持して最後まで乱れずに、集中して、敏速に行動し、この八年間にわたってつちかってきた力を最大限に出し切るならば、われわれの手で「勝利」をつかみとることが出来る。

舞台はできた。幕は上げられた。

支援共闘に結集するすべての労組のみなさん！　今、共闘会議傘下のすべての職場では、七〇年闘争の緒戦である春闘をたたかっている。その中に正路喜社闘争をしっかりと位置づけ、たたかいを展開しよう！

総決起し、勝利のための行動に結集しよう！

勝利は目前にある、われわれの手でつかみとろう！

そして七〇年春闘を壮大に展開しよう

一九七〇年二月二十六日

正路喜社労組支援共闘会議

『三・六TBS玄関前総決起集会』ののち、三月十日には『七〇年春闘、争議団勝利をめざすマスコミ労働者総決起集会』が日比谷野外音楽堂で雨中をついて三五〇〇名を結集し、決行された。十二チャンネル労組の闘争勝利報告は、ともにたたかってきた仲間の勝利として一層、確信を深めるものであった。また四月三日には、全国一般中部（二三単組）は春闘要求をかかげ、半日ストに突入し、中央区春闘共闘とともに、七〇〇〇名の労働者が坂本公園に結集した。この集会もまたTBS・毎日への抗議決議を採決し、代表団を組織し、バス十台に分乗、TBSに向った。ストライキで決起していたTBS労組、労協の仲間とともにTBS玄関前で『春闘勝利、TBS「合理化」粉砕、正路喜社闘争勝利統一決起集会』を開き九〇〇名を結集し断固勝利をかちとる決意にあふれる気迫のこもった集会となった。

一方、民放労連十二チャンネル、TBS映画、TBSサービス各労組は、この春闘で民放不当弾圧事件とともに正路喜社要求をかかげふたたびスト権確立に成功し、闘争は追い込みにふさわしい発展を示していった。

## 広告労協の共闘の前進

一九六七年十一月、第六回定期総会で特別決議として「正路喜社闘争勝利のために」を採択した関東広告労協は、これを契機に、正路喜社闘争に精力的にとりくんでいった。

統一行動、抗議行動、ビラまき、カンパ活動など、年を追って前進し、正路喜社闘争を支える力の一つを形成した。

六八年春闘では、全国一般にも加盟している読売広告労組、東陽社労組で正路喜社要求が掲げられ、団体交渉項目になり、経営者に社会的責任を追及し、解決のために行動するよう要求した。このような闘争形態は終結に至るまでくり返されまた拡げられ、電通労組、聯合広告労組、万年社労組、東京弘報社分会などの職場でも要求として取り上げられ、それぞれの経営者と団体交渉が独自にもたれた。経営者の回答は様々で、「当社とは無関係であり回答の必要を認めない」から「社としては具体的行動はとれないが、労組が正路喜社支援を行うことについては干渉しない」「解決のために出来ることなら何でもしたい」という調子のよい回答も出て来た。こうした闘争の前進は、広告の職場に、正路喜社闘争を支持するにとどまらず、共にたたかう立場が定着して来たことを意味し、ここでも、マスコミ独占の攻撃は破綻を見せていた。六八年暮からはじまった旭広告闘争は、翌六九年七月に勝利の終結をかちとったが、この闘争と勝利は、正路喜社闘争の意義と勝利の確信を広告労働者にさらに深めるものでもあっ

た。六九年、四月と九月に開かれた、関東、関西、九州、中部の四地区広告労協の合同会議で、一致して正路喜社闘争支援決議を採択し、闘争は全国的にも発展して行った。

七月十六日には、『旭広、正路喜社闘争勝利七・一六総決起集会』が、広告労協主催で画期的な成功をかちとった。

さらに、一方では、独自の抗議、ビラまき活動にとりくみながら『七〇年春闘三・二〇総決起集会』で「今春闘で正路喜社闘争を勝利させるために共にたたかおう」とする特別決議を採択し、広告労協も追い込み態勢に入っていった。

## 大量宣伝活動と波状抗議

宣伝、ビラまき、抗議行動は、統一行動や和解交渉などにあわせて計画し、くり返しとりくまれた。とくに闘争の最終的段階では、集中的、波状的に共闘会議の力量を発揮して宣伝や抗議が展開された。

六九年の四月から五月にかけて、それまで不充分だった毎日新聞の労働者にむけて連続五回シリーズでビラ入れを行った。五月には、広告労協、全国一般中部、民放関東甲信越地連、中央区労協など共闘会議傘下諸団体がそれぞれ独自の立場でTBS・毎日に波状的に抗議行動を展開した。六月には再び毎日新聞の仲間に三回に分けてビラ入れを行った。七月から八月にかけては、TBS、毎日新聞の重役約十二名と電通社長の自宅周辺にビラをまき、面談を要請

し、宣伝カーを配置して、一回三千枚、五次にわたるビラまき行動を集中的にとりくんだ。さらに経団連ビル、民放連およびTBS・毎日の主要取引銀行である三井・三和の両銀行労働者にビラをまいた。

九月には、マスコミ全債権者にむけて共闘会議は「TBS・毎日新聞にたいして解決のためなんらかの行動を要請」する声明を発表し、それぞれ訪問し要請を行った。

また結審に直面した地裁訴訟の「公正判決要請団体署名」にとりくみ、短時間で一〇〇〇団体の署名を集約し、裁判所に要請行動を行った。十一月には再びTBS・毎日・電通・読売などの全重役一〇〇名の自宅周辺に五日間にわたって、約三万枚のビラを入れ、地裁和解交渉での解決をせまった。年末には、全国一般東京地本が機関紙を特集号として編集し、支援共闘の全労働者はもとより、経団連、日経連も含めて、総力をあげて対決する宣戦布告をした。またこのとき全国一般東京地本中部地区協と、その主力である全国企業連が正路喜社闘争を勝利までたたかいぬく意志統一をし、共闘会議の共同デスクとして新年早々三万枚の新聞を発行した。七〇年に入って、五月TBS、六月毎日新聞とそれぞれ四回、六回と連続ビラ入れを行った。さらに和解交渉で態度を硬化させていた毎日新聞には、六月十一日に重役自宅にビラまき、労働者にも約十回にわたって共闘会議各団体および単組がそれぞれの立場からTBS・毎日の労働者によびかけるビラが六月後半から七月にかけてとりくまれた。くり返し行なわれたこのような宣伝、抗議行動は、統一行動の積み重ねとともに、TBS、・毎日をゆるがせ、TBS今道社長をして、職場の労働者の前で正路喜社闘争について、三〇分も言いわけじみた言辞を

はくにいたらせるなど、着実に力関係を変えていくものであった。

## 最終段階の闘争

四・三統一ストの成功のあと、五月二十九日に、春闘共闘中部ブロックの主催で『正路喜社闘争勝利、報知ロックアウト粉砕総決起集会』が築地祝橋公園で一七〇〇名を結集して開かれ、読売新聞から毎日新聞に至る一時間半のデモ行進を決行した。報知闘争との結合は、新聞労働者との共闘を前進させ、解散地点の毎日新聞前で多数の毎日新聞の労働者の拍手と激励をうけるなど、毎日労組との共闘を一歩前進させるものであった。

さらに六月十七日には、六・二三安保廃棄、沖縄全面返還闘争を展望しつつ『安保廃棄、沖縄全面返還、報知弾圧粉砕、正路喜社闘争勝利、夏闘勝利、六・一七総決起集会』が四〇〇〇名を結集し、清水谷公園で行なわれた。また七〇年夏闘では、TBS労組が、正路喜社闘争勝利を含め「首切り、不当弾圧反対、不当処分反対、職場復帰を要求する」スト権を七四六票（六〇・六％）の賛成を得て二年ぶりに確立し、全国一般中部地域支部も、正路喜社連帯ストを呼びかけ、各分会で高率で確認した。広告の読広労組、東陽社労組もまた連帯ストを提起、確立に至らなかったが、闘争勝利をかちとる態勢は大きく前進していった。

こうしたなかで、地裁から高裁に移った和解交渉では東京地裁が提示をした「和解案」をめぐって激しい攻防が展開され、五月から七月にかけての交渉と、八月中行なわれた共闘会議と

ＴＢＳ・毎日資本との自主的団体交渉で合意にたっし、それを基礎に、九月二十五日、裁判上の和解成立の形で勝利をかちとるに至ったのである。

# 4、三年連続の和解交渉

決意表明をする正路喜社労組

「三週間でかたづける」と豪語していた独占の、仮処分および本訴は、三週間どころか六年たってもかたづかなかった。独占債権否認訴訟も、一審で敵が勝利したものの、高裁へ移ってから、むしろ長びいていった。市民法的見地からすれば、いずれの裁判も単純なものであった。破産進行のために、建物から余計な者を追いだすこと、債権を確定させること、倒産時の協定を認めないことは、資本の側から言えば、まさに「常識」であったろう。しかし、弁護団は、破産法ベースに乗せず、労働法的立場から、全面的な理論構成をおこない、そのためにも、「常識」はずれの証人申請で、経済学者、総評幹部、マスコミ単産幹部、法律学者などを採用させ、裁判所に労組法的立場から事件を見直させる方向に成功をかちとってきた。もちろん法廷闘争が、正路喜社闘争全体のなかに正しく位置づけられ、闘争全体の高揚が反映する戦術をとったことも力になった。こうして、裁判所は、現行法体系の基本的矛盾点である、市民法的立場、資本の私的自由を守る道を選ぶか、労組法的社会立法的立場で生産の社会的性質にそくした道を選ぶか、という選択をつねに迫られていった。彼らは、ここから、和解への異常な情熱をもやすのである。

さきにふれたように、六七年末、東京地裁から和解提案がおこなわれた。運動は上昇段階に入ったところ（今日から見れば）なので、好機きたれりとばかり、応じていった。交渉では、まず裁判所から、雇用関係の要求があるが、困難だから金銭的解決にしぼってのぞむように、と方向づけがされた。組合側は、当然のこととして、拒否した。この争議は雇用、人事問題を焦点に争われてきたのだ、その点を除外してというのは、なんら解決にならない、と主張し

た。二回ほどの和解期日で裁判長とやりとりがあったのち、なんとか職場確保の問題を含めて解決する方向で、TBS、毎日側の弁護士と相談したいということになった。慎重検討中などというおもわせぶりののち、年があけて六八年二月にだされた回答は、「毎日の子会社に、五、六名を、嘱託という形で、暫くのあいだ」というあいまいな回答であった。組合側は、あいまいな回答をもってきた裁判所に激しく質問し回答の偽瞞性を追求し、拒否的ニュアンスのもとで、「この案はのめないが、一定の前進は感じられる。踏みこんで解決する気があるのなら、TBS、毎日新聞の責任者が裁判所に出席して、真剣に和解交渉に臨むべきだ」と回答した。結局三月の和解席上TBS、毎日の弁護士は、責任者の出席はできない、回答は変らないと答え、組合側も全く態度を変える気がない、ということで決裂になった。二月にこの回答があった直後、上部団体と当該単組はTBSおよび毎日新聞をたずねて回答の真意をたしかめるため、不誠意な回答に対する抗議をしたが、それらを通じて判明したのは、この回答はTBS、毎日新聞の回答ではなく、弁護士が自分の顔のきく場所で偽瞞的に解決しようとした、いわば私案であることが判明した。TBSでは、総務局長自体が、回答の事実を全く知らなかった。この段階では、結局弁護士が、闘争の予想外の長期化に音をあげ、彼の裁量内では最大の努力をする、というところまでの力関係であったと見るべきである。

しかし、たたかいは、むしろここから前進したのだ。和解決裂直後、TBS労組は、はじめて正路喜社労組支援スト権をたてる。全国一般は四・二ストで日比谷を埋める。TBS、毎日の重役自宅への直接攻撃、民放在京組合の正労支援スト権確立、十一・一四争議団支援集会の

成功へと、単産の闘争も、マスコミ単産との共闘も、ＴＢＳ労組との独自の共闘も、ＴＢＳ、毎日資本へのより直接的な攻撃も、始まり、深まっていった。このような状況下で、六八年末、東京高裁は結審をひかえて、和解提案をおこなった。この交渉では、正路喜社労組支援共闘会議幹事会が責任をもって臨むことも決められ、こちらは交渉メンバーつまり解決責任メンバーの一覧表を提出した。その上で雇用問題もからんでいるのだし、前年の経験もあるから、ということでＴＢＳ、毎日資本の責任者が交渉に出席することを要求した。今度は、ＴＢＳが総務局長を責任者として、毎日新聞が計算部長を担当者として、交渉に直接参加させた。交渉は、雇用問題を除外して進めるかどうかから、はじまった。ＴＢＳ、毎日側は除外を主張し、共闘会議側はこれを議題にしなければ解決はあり得ないことを主張した。年をこして四月までその問題があらそわれたのち、「組合員の職場の問題も全く考えないわけではない」旨のあいまいな方向が裁判長から伝えられたので、支援共闘会議は、情勢分析をおこない、交渉の主導権を握り、資本の態度を明確にさせるため、以下のように要求を具体化して提示した。

一、東京放送、毎日新聞社、及びその直接の子会社（同一資本、同一構内、ＴＢＳ・毎日の名がついているもの）に雇用せよ。

二、雇用人員は八名。職種を尊重し、勤務地は東京とする。

三、バックペイ、退職金、慰謝料、解決金合計一億五六七四万七三五円（四月末現在）及び利息年六分を支払え

（注）　金額の内容

昭三六年十月〜四四年四月までの二六名のバックペイ　七三、六一九、六二六円

解雇予告手当、二六名　一、一〇〇、一三一円

退職金一五三名分　四六、四二〇、九七八円

これを受けたTBS・毎日側は、六月まで検討を続けた末、

「職場確保には一切応じられない。金額も破産財団の配当内で考える」という回答をぶつけてきた。ここで交渉はふたたび決裂した。前年の地裁交渉とことなり、運動もいっそう高揚した段階であっただけに、この決裂は、いささかこたえた。当該単組を中心に、やはり壁は厚い、という実感をもった。しかし、がっかりしていたのでははじまらない。ただちに、夏をむかえての攻撃に入った。報知で激しい攻防がはじまったのと結合して、新聞労働者との共闘は進み、毎日資本への大デモがおこなわれた。夏のあいだは、TBS、毎日の重役自宅周辺のビラまきが反復しておこなわれた。TBS玄関前の集会も、今までの規模をこえるものが、何度ももたれた。TBS、毎日資本への直接抗議も何度も組織された。このなかで、毎日新聞社から、「組合潰し、倒産の責任をとれと言われても困るが、債権者の代表として、事態の解決をはかる、という立場なら、話し合うことが出来る」という交渉再開の角度についての提案があった。ここから、自主交渉がはじまりだした。

交渉の進め方として、管財人を中に入れて進めた方が良かろうということで、毎日新聞とこ

ちら側の意見が一致し、管財人が毎日を訪れだした。ＴＢＳの顧問弁護士で、この件では毎日新聞をも担当している弁護士は、自分が除外されているので、怒り、恐れた。ＴＢＳ資本はあわてた。両社の矛盾が露呈した。毎日の担当者はＴＢＳを説得する行動もした。管財人は裁判所に経過を報告した。地裁の立入禁止妨害排除の本訴と仮処分、協約にもとづく退職金の確定を求める本訴の三事件は、八年ぶりで結審した。六九年十一月四日、裁判長は結審を宣するとともに、判決日を四月二四日に指定し、その間和解を進めたいと、強引な和解勧告を行ない、第一回目の和解期日を指定した。毎日を窓口に続けてきた自主交渉は裁判所の場に移すことで双方合意した。裁判官は和解冒頭に、「この事件は、今迄の審議の状況から見ても、復職路線で進めたい」と異例な進め方で、基本方向を明示した。管財人から毎日新聞の意向を聞いていたからであろう。以降二～三回、和解期日ではもっぱら、裁判長とＴＢＳ、毎日側弁護士との論争になる。今回の和解には、ＴＢＳと毎日の責任者が最初から列席した。論争は、雇用、あっせんの義務をめぐっておこなわれたらしい。裁判官は「ＴＢＳ、毎日が、職場確保をするのは当然だ。力を持っものが解決するしかない。倒産自体が不当労働行為だとまではいわないが、再建できる会社を、倒産のままにしたのには、労働組合排除の意志と見得る」とも発言したようである。何度か論争があったのち、裁判長は共闘会議に対して「雇用先を和解前に明確にするのは困難だ、就職あっせんということで、解決を考える以外ない、その線なら実質的なことも期待できる」という発言があった。共闘会議は情勢分析をおこない、理論的にも証拠の面でも当然組合側が勝つべき裁判だが、独占資本の政策の根本にふれる問題だから、結果的に

判決は不利と考えねばならぬ、むしろそれだからこそ裁判所は和解でまとめるべく組合側に有利に動いている、と見て、就職あっせんという形でも実質的なものが期待できればやむを得ない、という立場にたち、積極的にこちらから提案をおこなうことにした。三月二三日、共闘会議の代表は裁判長に面会して、次のような解決案を提起した。

一、TBS、毎日新聞社は、正路喜社労組員八名の就職を、その子会社、関係会社、関連会社にあっせんする。

二、あっせんは早期に完了するよう努力し、その間生活資金を保証し、現建物に滞留することを認める。

三、あっせん先の業種はこだわらないが、勤務地は東京周辺とし、各人の職種を尊重する。

なお、解決金は話合って煮つめる。

以上の提案により、具体的に解決へむけて動きだす方向に入ったので、三月三〇日、共闘会議は、さらに金額問題で、解決のための提案をおこなった。

それは、総額六、八一九万二、三四二円であり、従来の主張からみれば大幅に譲歩したものである。共闘会議は、とるべき金額は一億九千万円余だが、解決のため必要最低限の額を提案すると説明した。

内訳は

一、就職あっせんを求める八名について、七〇年四月現在までの賃金、予告手当、協定に基く退職金、（年間四千円賃上げ一時金四ヵ月）五、四九九万五三一円。

二、他の組合員八名について、未払賃金、予告手当、協定退職金二三六万二、二八一円。
（六一年十一月現在）
三、退職をみとめた組合員のうちいまだ配当を受けていなかった者十三名の六一年十月分賃金、予告手当、就業規則内退職金八三九、五三〇円。
四、解決金一、〇〇〇万円
以上総計六八、一九二、三四二円

この提案を受けて裁判所は、解決の可能性を確信し、具体的に煮つめる作業に入った。共闘会議は、あっせん先の具体例として、TBS、毎日両社の完全な子会社と見うけられるもの、及び両社が事実上支配権をもつ系列会社、さらに大きな影響力をもつ関係会社の具体例を文書で裁判所に提出した。また裁判所からの要請もあり、就職あっせんを希望する組合員八名の経歴と、就職あっせん期間の賃金保証額を算定する資料として、広告の中小資本で全国一般の組合がある会社の年齢別モデル賃金を提出した。このように要求が具体化され、現実性をもってくると、裁判所はTBS、毎日資本と話をつめだした。TBS、毎日は、頭から断わることはできなくなり、あっせんする気はあるが、実際にはむつかしい、という応答をするしかなかった。そこで裁判所は、文書で和解条項(案)を、共闘会議とTBS、毎日両社および管財人に示した。和解がはじまってから五ヵ月の交渉をへて、判決予定日を二日のちにひかえた四月二二日のことである。

一、昭和三七年(ワ)第一〇、〇四四号建物明渡請求事件
二、昭和三八年(ワ)第七、五〇五号建物明渡請求事件
三、昭和三七年(ワ)第四、二三八号破産債権確定請求事件
四、昭和三七年(ヨ)第二、一三四号不動産仮処分申請事件

和解条項（案）

一、破産管財人は、正路喜社労働組合及び佐藤一晴ら一八名（一、事件被告）に対し示談金として金三千五百万円の支払義務のあることを認め、右金員を昭和四五年一二月末日限り正路喜社労働組合及び佐藤一晴ら一八名に対し支払うものとし、正路喜社労働組合及び佐藤一晴ら一八名は破産管財人に対し別紙目録(一)記載の建物を明渡す義務のあることを認め、右金員の支払と引換えに同建物より退去してこれを明渡すこと。

二、破産管財人、破産会社、毎日、ＴＢＳは別紙目録(二)記載の佐藤一晴他七名が広告代理店、新聞社その他に各々その能力、技倆に応じ就職する意志のあることを認め、就職に際し、誠意を以て斡旋、推薦の労をとることを確約する。

三、破産管財人、破産会社、毎日、ＴＢＳは、昭和四五年五月一日以降昭和四六年三月末日まで、第二項記載の佐藤一晴他七名に対しそれぞれ毎月二五日限り一ヵ月金六万円を支払うものとする。

但し、佐藤一晴他七名が他に就職したときは、その者に限り右金員の支払を取止める

ものとする。
四、一ないし四事件の当事者は、右事件につき、本和解条項以外に何らの債権債務のないことを確認し、互に今後一切の請求をしないこと。
五、控訴人佐藤一晴外一七名は、目下東京高等裁判所に係属中の昭和三九年㈜第四〇一号破産債権確定請求事件の控訴を取下げること。
六、訴訟費用は各自負担とする。
以上

共闘会議は、その夜、全体で一致して、和解私案の受諾を決めた。翌日、それを裁判所に伝えるとともに、TBS、毎日にも通告した。

TBS、毎日は数日後、上申書という形で裁判所に回答した。その文書は、和解案があまりにも唐突に出されたということ、和解案で示した金額が高すぎるということ、とくに裁判で争っている額より高いのは論外だということ、就職あっせんは事実上困難であることとを主張したうえで、和解条項私案を提案してきた。解決金二千万円で一切和解という内容である。

双方の主張が出揃ったため、四月二四日の判決期日は延期され、激しい論戦が交されたが、決着はつかなかった。裁判長、担当裁判官とも四月いっぱいで地方配転になるため、これ以上延期はできず和解決裂、判決をむかえるしかない四月三〇日ギリギリまでいって、債権確定訴訟がちょうど結審した高裁へ和解がもちこまれることとなった。こうして高裁で和解が再開されたが、交渉は前進せず、夏休みに入り、ふたたび自主交渉をおこなった。裁判所の和解にな

ってから、毎日はむしろ態度を硬化させ、TBSが一定の範囲内で柔軟な姿勢を示すようになっていた。毎日は、就職あっせん努力を文章から削除することを強く要求した。夏の間の交渉は、この問題をめぐって、TBS、毎日側の真意をただすことを中心におこなわれ、九月はじめ、支援共闘は、妥結後事実上の就職あっせん行為をTBS、毎日がおこなう意志のあることを確認し、破産管財人と旧会社社長が就職あっせん行為を行うという文言で、双方一致した。最後は、金銭問題が残って、高裁の和解で争われ、結局和解案ほぼ全額を認めさせて、和解成立、闘争終結をかちとったのである。

## 和解条項

一、昭和三七年(ワ)第四二三八号事件被告、同年(ワ)第一〇〇四四号事件原告、昭和三八年(ワ)第七五〇五号事件原告破産者株式会社正路喜社破産管財人（以下「破産管財人」という。）は、昭和三八年(ワ)第七五〇五号事件被告正路喜社労働組合（以下「正路喜社労働組合」という。）および昭和三七年(ワ)第一〇〇四四号事件被告佐藤一晴ら一八名（以下「佐藤一晴ら一八名」という）に対し、示談金として金三千七百五十万円（ただし、破産手続において異議のない債権額に基く配当金を除く。）を支払うものとし、正路喜社労働組合および佐藤一晴ら一八名に対し、内金三千万円を昭和四五年一〇月九日限り、別紙目録(一)記載の建物に同居人ならびに第三者の占有のないことを条件として、破産管財人事務所

において、正路喜社労働組合および佐藤一晴ら一八名の代理人小島成一に支払い、残金七百五十万円は、右建物に同居人ならびに第三者の占有のないことを確認の上、同建物の明渡と引換えにこれを支払う。

二、正路喜社労働組合および佐藤一晴ら一八名は、破産管財人に対し、別紙目録㈠記載の建物を明渡す義務のあることを認め、昭和四五年一二月二〇日限り、右建物から退去してこれを明渡さなければならない。

三、前項の建物明渡期限である昭和四五年一二月二〇日以前においても、正路喜社労働組合および佐藤一晴ら一八名から日時を指定し一週間以上前に建物明渡の申出がなされたときは、破産管財人は、右指定された日時に、建物明渡と引換えに第一項の残金を支払う。

四、正路喜社労働組合および佐藤一晴ら一八名が第二項記載の明渡期限を徒過し、または他に占拠者があって破産管財人が建物の完全な占有を取得できないときは、破産管財人は、第一項の残金の支払義務を免れ、直ちに建物明渡の強制執行をすることができる。

五、昭和三七年㈦第四二三八号破産債権確定請求事件原告佐藤一晴ら一四一名は、同事件につき、同事件被告らの同意を得て訴を取下げる。

なお、再度訴を提起しない。

六、破産管財人は、東京地方裁判所昭和三七年㈢第二一三四号不動産仮処分申請事件につき、申請を取下げる。

七、佐藤一晴ら一六名（別紙目録㈡記載の控訴人。）は、東京高等裁判所昭和三九年㈠第四〇一号破産債権確定請求控訴事件（東京地方裁判所昭和三七年㈦第三一一三八号事件）につき、破産手続において申立てた異議をすべて撤回した上、右事件の訴の取下に同意する。

八、本事件の各当事者は、相互の間に本和解条項以外に何らの債権債務のないことを各確認し、今後互いに一切の請求をしない。

九、破産管財人および利害関係人株式会社正路喜社取締役原田幸衛は、佐藤一晴、安引正明、池田吉雄、兎本雅俊、一重栄一郎、加賀見蒔子、倉田達章、嘉重明雄ら八名の就職につき、その斡旋、推薦、紹介に努力する。

一〇、前項の斡旋、推薦、紹介は昭和四六年三月末日を期限とし、右期間中に斡旋、推薦、紹介が効を奏しなかった場合といえども、事柄の性質上、佐藤一晴ら八名、正路喜社労働組合その他の関係者は、本和解の効力に何らの影響がないことを承認し、破産管財人らに対して何ら異議を述べないものとし、名儀の如何を問わず一切の請求をしないことを確約する。

十一、破産管財人は、第七項表示事件の破産債権者に対し、第一回配当期日以降配当金につき、支払ずみまで年六分の割合による金員を附加して支払うものとする。

十二、破産管財人は、その余の請求を放棄する。

十三、訴訟費用は、各自弁とする。

# 5、情宣活動

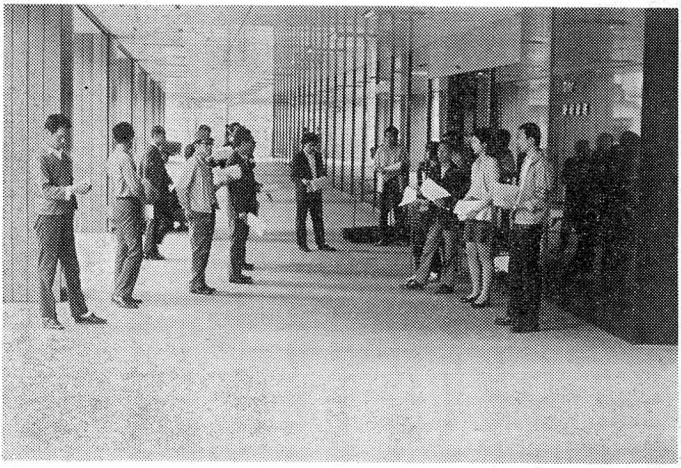

ＴＢＳ玄関前で朝ビラを入れる共闘会議

正路喜社労組の情宣活動もまたジグザグの道をたどった。前章でも述べたように六六年春の要求討議によってようやく情宣活動も一新された。それまでは「正労ニュース」「闘争情報」などが組合の機関紙として発刊され、それでも闘争突入時は比較的活発につくられていたが、その後は機関紙活動といえるような状態ではなくなった。「長期抵抗路線」の時期の弱点はここにも現われたのである。

六六年団交申入れ活動に呼応しながら機関紙「砦」が発刊され、ほぼ定期的、月二回作られるようになった。こうして闘争終結まで「砦」を中心に情宣活動が行なわれ、闘争の発展状況に側応しながらビラその他の大量宣伝活動を行い、六九年から七〇年にかけては共闘会議の全労働者にたいして、統一行動の提起、および一回ごとの和解交渉の報告が週に一、二回の割合でビラとしてとどけられ、闘争発展に積極的役割を果たした。

また闘争の新たな発展をきりひらかねばならないときには、六八年の「正路喜社闘争と一問一答」「抗議署名付リーフレット」（写真入り、色刷り）六九年末の「正路喜社闘争ニュース＝共同デスク編集」（タブロイド四頁）などが出され、そして六九年四月からは共闘会議の決定によって「正路喜社闘争ニュース」が週一回のテンポで事実の報告を主にして発行された。また、主要な統一行動および新年のあいさつなど、広告労働者の特技を生かしたポスターをたびたび作製、各職場に貼りめぐらす活動も続けられた。闘争の前進はこのような情宣活動にもそのまま現れており、十分とはいえないにしてもこれ等の活動もまた統一闘争として正路喜社闘争を発展させるうえで大きな役割を果たしている。

機関紙「砦」は第七四号、闘争ニュースは、五三号を数え、これとは別にパンフ類「破産にたいする闘いの中間総括」（六三年）、「正路喜社破産の原因と闘いの意義について」　経済学者　堀江正規著（六五年）、「砦にひるがえる旗」正路喜社労組編（六七年）などが約一万六千冊発行された。その他に配布されたビラは約二九一種、二五四万三千枚となっている。

さらにいま一つの特徴は、共闘会議の独自のとりくみとして結集した各単組で正路喜社闘争の情宣活動が、それ等の組合機関紙で活発に行なわれたことである。TBS労組や電通労組ではシリーズとして、実にくわしく闘争の意義・経過・現段階が報じられた。その他漫画入り解説や文集をだしたところ、速報形式のところなど数多くの組合がとりあげ、共闘幹事会や正路喜社労組の知らないうちに、知らないところでも進んでいた。全国一般東京地本機関紙が九年間にわたってとり上げたことはいうまでもないが、その他に、新週刊（総評）、社会新報、赤旗、エコノミスト、読書の友、河北新報、全電通文化、闘う労働者のど根性、東京争議団物語、経済（雑誌）、総評新聞などが正路喜社闘争のそれぞれの時期を扱っている。

# 6、財政活動

'69秋闘、マスコミ労働者とともに

六三・六四・六五年の財政は前述したように闘争全体が様々な問題点をかかえていたことや、財政独自のとりくみも不十分であったために困難を極めていたが、六五年の年末に、フランスCGTの炭鉱労働者のストライキ闘争に学び、思い切って支援の仲間に、一日分の賃金相当の大口カンパを要請することになった。この提起は全国一般および中央区労協の労働者に受けとめられ、この時は大口で二十数万のカンパが寄せられ、正路喜社労組を感激させた。大口カンパはこの後も夏冬の一時金の時期に支援共闘会議の各団体代表者の連名でつねに訴えが行なわれ、支援共闘の労働者も正路喜社闘争の慣例として積極的に応えた。また大口カンパにとり組み得ない条件にある単組には、小口のカンパを訴えた。全国一般東京地本・中部地区協は九年間、一貫して、傘下の労組に一時金の時期には組織カンパを提起してきたが、重要段階に入った六八年末には、中部地区協一人四〇〇円の組織カンパを提起し、六九年も引きつづき取りくまれ、七〇年の闘争追い込み段階では地本とともに緊急カンパ二百円を組織した。

また、少なくない組合が東京地本と正路喜社労組の要請にこたえて、必要な時期に闘争資金の貸与を行った。こうしたなかでユニバーサル通信労組は六二年から闘争勝利に至る八年間、一貫して毎月小口ではあるがカンパが途切れることはなかった。またオートスライド分会は、労金融資によって一時金がやっと支払われるという状況のもとで大口カンパに応じてくれた。丸善労組では、六八年春に、組合員一人一人から千円づつ集め、約四〇数万円を集約し、二年間の期限で正路喜社闘争に貸出した。

広告労協でも六七年末頃からカンパ目標を設定し、精力的にとり組み電通労組の大口カンパ

のとりくみをはじめとし、七〇年夏には万年社労組で全国的なとりくみが行なわれるなど二〇万から四〇万近い額がそのつど集約された。民放労連でも、傘下に多くの不当弾圧をかかえながら、各単組で常に心よく応じてくれ、TBS労組は六七年夏から大口カンパにとりくみ、TBS労協もまた多額のカンパを寄せてくれた。

こうして、六六年暮には二十数万、六七年夏には三十万、暮には六十数万、六八年夏には八十数万、暮には九十万、六九年は、夏九十数万、暮百十数万、そして七〇年夏には百三十万となった。まさに共闘が進み、闘争が発展するにしたがってカンパは飛躍していったのである。行商活動は、TBS、毎日にたいする攻撃に入った頃から、闘争に一層集中していくために徐々に縮小し、最終段階では、年末に民放の争議団の仲間達と統一販売にとりくむ程度になった。それも、以上のようなカンパ活動の飛躍的前進によって可能となったのはいうまでもない。また闘争困難な時期に、勝利した三正堂労組からのカンパ、追い込み段階での旭広告労組の多額のカンパは、それぞれの時期のたたかいを、支える力となった。とはいえ、組合員平均二二、〇〇〇円（三十三歳、終結時）という闘争生活費は、八名の組合員の団結、困難な生活に耐えてたたかいぬく決意、家族の犠牲的な協力なしに、闘争を維持することは出来ないものでもあった。

九年間の物品販売カンパをはじめあらゆるカンパの総合計は二六、八一七、〇二七円という巨額に達する。この間の、支援共闘に結集した労働者の感動的な連帯はとうてい筆舌につくすことは出来ない。ただ感動と感謝の意を表明するのみである。

# 7、十・二二正路喜社闘争勝利報告集会

報告集会でお礼の言葉をのべる正路喜社労組委員長と全組合員

歴史的大闘争が終結した約一ケ月のちの十月二十二日に、共闘会議主催で『正路喜社闘争勝利報告集会』が国労会館で開かれた。

壇上にいならぶ共闘会議幹事会の全メンバーを先頭に、会場の定員を倍以上を超える六百五十名が結集した。全国一般、民放、新聞、広告、区労協など、勝利の原動力となった組合の幹部や職場の活動家はもとより、闘争初期のころの指導者や、当時の単組幹部、TBS、毎日の労働者、社・共両党代表も加わり、多彩で盛大な集会となった。勝利のかちどきは会館をゆるがし、挨拶にたつ共闘会議幹事や参加した労働者の目には光るものさえあった。

八名の組合員は壇上にならび、委員長が代表して心からのお礼の挨拶をのべ、また組合員の家族を紹介し、その労をねぎらった。乾杯に移る頃になると会場に入りきれなくなるほど仲間がつめかけ、急拠予定していた第二会場（正路喜社）に一部移動して二つの会場で同時に祝賀会を行った。

九時に国労会館での集会を閉じたのちも、去り難い人々が続々正路喜社に集まり、夜おそくまで勝利を喜びあった。正路喜社の組合員や、闘争を指導した共闘会議幹部たちが、つぎつぎにつかまっては胴上げを受けた。この集会の成功もまた、当初の予想をこえるものであり、正路喜社闘争勝利が、八名の組合員の団結を中心にしながらも、まさに、共闘会議に結集した数万の労働者の統一した力の勝利であることをまざまざと実感させるものであり、九年間の闘争終結にふさわしい感動的なものであった。

# 8、統一の教訓

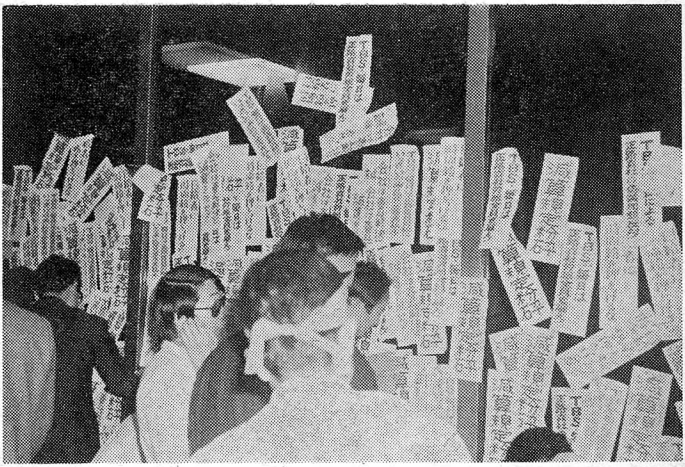

ＴＢＳ正面玄関のガラスに、ステッカーを貼るＴＢＳ労組と共闘会議

## 支援共闘会議の確立

闘争突入時から、共闘会議は存在したと言うこともできた。突入直後、全国一般東京、中央区労協の各単組それに京橋ブロック共闘や、社・共両党、地域の民主団体も含めて、会議がひらかれ、正月を迎えての泊りこみ態勢の動員割当などを行った。この席には、また民放労連や毎日新聞労組の代表も参加していて、情報討議に加わった。これが共闘会議の原型となり、特別な事態、方針の大きな変更のときに、全国一般や区労協の単組代表者に集ってもらうのが、共闘会議で、恒常的な組織としては機能せず、年に一度位しか開かれなかった。そのかわり、共闘戦術委員会を置き、全国一般東京地本、中央区労協、弁護団、正路喜社労組で構成し、そのつど広告労協、東京地評、民放労連などの参加を要請する形で、闘争方針の大綱がきめられ、法廷や交渉の対策もたてられていった。しかしこの委員会の位置づけも不明確で、結局は上部単産と弁護団と当該単組の意志統一の場になっていた。しかし、五周年集会、四・一八スト以降この戦術共闘は、民放労連、広告労協の参加を得て、すくなくとも三ケ月に一度は開かれるようになっていった。さらに六・一五集会や九・一四集会で民放・新聞の労働者と共闘が深まり、一方、六七年末地裁から和解勧告がおこなわれるにおよんで、あらためて正路喜社労組支援共闘会議を確立することになった。この共闘会議は、全国一般東京地本、中央区労協、関東広告労協、民放労連、新聞労連東京地連、民放労連関東甲信越地連、東京地評、小島法律

事務所で構成し、正路喜社闘争の推進主体であり、その幹事会は闘争の最高指導部として位置づけた。幹事会は議長として全国一般東京地本の委員長、事務局長として担当オルグの全国一般東京の副委員長を置き、事務局には当該単組の三役が入り、他の加盟単産、地区労から担当責任者を一名固定して幹事会を構成した。以後、とくに六八年四・二ストの決行による全国一般東京地本の態勢確立と、その主力である中部地区協、全国企業連の意思統一にともない、上部単産の指導責任を明確にしつつ、しかも闘争に関する一切の決定をこの共闘会議でおこなった。すべての交渉に共闘会議幹事会が出席し、複雑な交渉の進展のもとでは毎週のように開催し、諸統一行動、宣伝、和解案受諾、すべての妥協、解決金の使途、配分に至るまで、ここで決めた。支援共闘会議は各団体の構成であり、下部組織は自動的に参加しているものという考え方にたち、重要な段階としては総会にあたるものとして単組代表者会議をおこなって意志統一をした。

この支援共闘会議の確立こそ、独占資本に対抗し得る組織された労働者の数の力を、具体的、組織的に結集したものであり、勝利の基本的力であった。この単産のワクをこえた共闘会議こそが、独占資本の指導のもと、放送、新聞、広告の資本が一致して協力し、TBS資本と毎日資本が直接手をくだした攻撃と対決できる、唯一の力であった。これが闘争突入時から一貫して追求される必要があったのは当然である。しかし一方、結成された共闘会議が、現実に闘争の指導部であり、推進部隊となりうるには、前節でのべたような統一行動の積み重ねが必要であったのだ。民放労連や新聞労連の争議と結合し、相互に影響をおよぼしつつたたかわれ

ていったから、共闘会議が現実に運動体となっていたのである。また指導責任をもつ上部単産が、統一ストライキをうち、中部地区協を中心に一貫して正路喜社問題にとりくみ、必要なときは一定の組織動員をなしうる力量を備えたからであり、また広告労協が業種協議体として、一定の運動が可能な組織に成長したからである。東京地評も、重要な時期に適切かつ卒直な助言を行い、七〇年には春闘と争議弾圧勝利を柱に総決起集会を組織して正路喜社闘争に大きな力を与えた。中央区労協も、突入直後の苦しい初期には動員などで奮闘し、闘争が発展する時期には、東京地評と協力して、中部春闘共闘の行動に組み入れ、地域全体の要求にねりあげる努力を積極的におこなった。また弁護団も法廷闘争を指導しつつ、共闘体制確立のために積極的な努力を行った。たまたま、弁護団が同時に、TBS、毎日両労組の弁護団であり、民放労連、新聞労連とも多くの関連をもっている条件を生かして、機会あるたびに正路喜社闘争への支援協力を訴えたことも共闘確立に有効な力をもった。

共闘会議は、このように生きた運動のうえに築かれたからこそ、真に敵に対決できる組織として確立したのである。

## 全国一般東京地本の統一闘争と共闘方針の確立

五周年集会の大成功は、行動の提起が重要なこと、それが時宜にかない、かつ真剣にとりくまれれば労働者はうけとめこたえてくれ、従来の経験をこえた行動も組織できること、そして

長い困難な道をへてきた正路喜社闘争が労働者の胸に生きつづけていたことを、正路喜社労組にも、全国一般中部地区協にも、広告労協にも確信として植えつけた。しかし、それだけでは運動は持続して発展はしない。支援の労働者の要求と結合すること、争議団の要求が共闘の部隊の要求となるにはさまざまの段階があること、要求の結合による行動の統一こそその要求自体を深める基本的な道筋であることは、十・二一ストの経験に学び、六七年四・一八ストを組織する過程で、どちらかというとはやりがちな正路喜社労組に、独占と対決する戦力を作りあげるうえで必要な迂回を、粘り強くたどることを教えた。それでも六八年の全国一般東京の画期的な四・二統一スト、日比谷大集会の成功を、正路喜社労組はひどく喜びながらも、春闘の中で自分たちはじめ争議団の独自行動や、争議団支援を中心にした統一行動がないのを見てさびしがったりもした。しかし、この画期的な四・二統一ストの成功こそ、その後の正路喜社闘争の飛躍的発展、独占と対決し、攻撃をかけ、勝利をかちとる土台になったのである。事実、この闘争を基礎に、六九年四・四スト、七〇年四・三ストへと発展し、ストライキ自体も、春闘先行十四単産の統一行動になり、全国的影響をもつものになっていった。しかも、東京中部のとりくみでは、正路喜社闘争勝利が行動の大きな柱の一つとなっていったのである。最初の六八年四・二スト成功のためには、どうしても賃金要求を重視し、事実上行動の中心をこれにしぼる必要があった。正路喜社のために、そんなしんどい行動を組むのはごめんだ、という声は多かったし、それは当然だった。賃上げ中心に四・二ストが組まれ、成功したという土台にたって、翌年から統一行動が切実な要求である賃上げのために組織され、しかも行動の中で正

路喜社闘争解決にもとりくむということが、抵抗なくおこなわれていったのである。六九年四・四スト、七〇年四・三ストにおけるＴＢＳ資本にたいする圧倒的な大衆的行動は、このような道をへ、仲間たちの要求に根ざしたうえに、組みたてられたものだからこそ、真に力をもち、独占資本とマスコミ独占企業に脅威をあたえることができたのである。

## 争議団を軸にする共闘

六七年の六・一五集会、九・一四集会、六八年の十一・一七集会、六九年の六・一一統一デモ、七〇年の一・二七総決起集会、三・一八総決起集会、五・二一統一デモ、六・一七総決起集会など、地評主催または、民放、新聞、およびマスコミ共闘傘下単産の争議団勝利と結合した行動は、正路喜社闘争を推進し、共闘の部隊を確固たる隊列につくりあげるうえで、また広範な労働者にたたかいをひろげるうえで、大きな役割をはたした。直接正路喜社闘争支援で結集することが出来ない、しかも正路喜社闘争の勝利にとって重要な役割を果たす職場との共同行動は、この道筋をとおって実現し、前進し、直接の共闘へ発展する道も開けた。

またこの行動は、もちろん正路喜社闘争に役だっただけでなく、他の争議団にとっても同様の役割をはたした。さらにマスコミ各単産の争議と並置されることによって、個々の争議の位置や問題点がより深く理解された。そのうえ争議団勝利の要求を出発点としながら、やがて春闘賃上げや、政治課題とも結合し、それらが主要スローガンとなり、マスコミ各単産と全国一

般の統一行動がより広範な安定した基盤にたって組まれるようになっていった。また、東京地評の主催で、争議、弾圧事件が結合し、民間単産と官公労の仲間が権利闘争でともに決起する画期的な集会へと進んだ。こうして、これらの行動は、六九年以降、春闘先行十四単産の統一行動を組織するうえで、重要な役割をはたし、労働戦線の右翼的再編の動きが目立つなかで、たたかう労働戦線の統一の具体的な前進をもきりひらいていったのである。このような、独占資本の七〇年代の基本的路線を大きく妨げるたたかいの基礎に、争議団の粘り強い活動があり、一定の重要な役割をしたということは、日本独占資本全体にたいする打撃になったといいうる。

## TBS・毎日労組の合理化反対闘争との結合と共闘の発展

先にのべたように、正路喜社労組と民放、新聞、広告の労働者が共闘できる条件は、資本がみづから作りあげていったのである。TBS労組、毎日労組との共闘も同様である。とはいえ、そこで果敢にたたかう良心的で戦闘的な労働者がいなければ、正路喜社労組がいかにがんばっても、共闘は前進しなかったであろう。

TBS労組の幹部の人たちは、「自分たちの合理化問題と真剣に対決しようと考えたとき、正路喜社労組との共闘は自明のことに思われた」と語る。TBS労組が、分離された下請け子会社TBSサービス、TBS映画、TBSミュージックの仲間たちと構内共闘を組みともにた

たかう方向をとっていたのが、第一歩であった。つづいて、激増する社外工、臨時工、請負い工の組織化にふみきり、事実上ユニオンを中心とする労働協約をはみ出る活動に入り、また膨大な額にのぼる時間外未払賃金の要求を追求し、ついに基準法通りの残業料を払わせるなど、会社側から従来の恩恵的労使慣行（有給組合休暇・ストライキ賃金カットの事実上の免除）をはく奪されながらも、組合側も従来の企業内本工組合のワクを大きく踏みこえる闘争にたち上ったのが決定的であった。さらに、十七年間勤めた劇団員の解雇に反対し、法廷闘争を含めた闘争に入るにおよんで、共闘、共同行動、統一集会などは次々とおこなわれ、ストライキ権の確立や、正路喜社闘争パンフ三百冊以上が職場で売れるような活動もおこなわれた。これに、さきにのべた十二チャンネルやラジオ関東、東京支部連事件など民放労連傘下の争議団との統一行動、および電通労組も加えた執行部交流、また正路喜社労組の担当者はりつけ派遣なども力となって、共闘は進んだのである。

ＴＢＳ労組との、安定した基礎のうえにたつ共闘の前進は、ＴＢＳ資本ののど元を締めつけるものであった。それはＴＢＳ資本がかかえている、合理化と反動化の諸計画の遂行を著しく妨げる力であり、最も直接的な勝利の力であった。

毎日新聞労組との共闘も複雑な道筋をたどった。闘争突入直後は、共闘会議に出席してもらい、支援の方向であったが、すぐ執行部体制が変り、それも無理になった。ビラまきに行くと、組合役員からチェックされる状況が何年も続いた。この間、毎日新聞の現場を中心とする戦闘的な人々は、毎日新聞内の不当配転を組合がとりあげぬため、守る会を作ってたたかって

いた。この人たちが、正路喜社の行商物品を売るなどの支援を続けてくれていた。東京新聞、十二チャンネルと一緒に組んだ九・一四集会のビラも、新聞労連も主催団体に入っていたのだが、正路喜社労組の訴えがのっているために、毎日の職場に配布されなかった。しかし、毎日新聞資本の合理化、低賃金政策は、職場の大衆の憤激を買い、執行部も年々職場要求に基いてたたかう方向をとりつつあった。その上、ベトナム反戦の映画を休憩時間中に上映したとして、従来の慣例を破って処分を強行し、これが都労委の場で、労働組合として正式に提訴することになった。これらの闘争にとりくみ、かつ十一・一四集会や報知闘争ぼっ発、報知―正路喜社共闘の統一行動などのなかで、毎日労組執行部は、職場の複雑な反応を指導しつつ、公然と正路喜社闘争のビラをまき、機関紙にも名前がでるようになっていった。六八年の十一・一四集会では、毎日労組のベトナム処分問題の訴えもあり、毎日労組から多数が参加して、正路喜社労組の要求、毎日資本への抗議も盛大な喚声と拍手で迎えられた。報知労組と共同のデモ行進も、毎日労組が多数で社屋をとりまき、ともにシュプレヒコールを叫んだ。闘争終結が近い段階では、重要な時点で委員長、書記長が会社の担当者、および責任者の重役と個別交渉による説得をするところまで踏みこんでくれた。

このような、困難をふみこえての、TBS、毎日両労組の支援と共同行動こそ、独占を攻めあげる有力な武器であったし、また他の支援共闘に結集した労組を大きくはげまし、いっそう正路喜社闘争を発展させたのである。

## 広告労働者との共闘

問題を最も理解しやすい同業の組織労働者との共闘は、しかしそれだからこそ、困難な局面にぶつかった。最初の章で述べたように、広告資本は自社の労務対策ともあわせて、正路喜社闘争の孤立化を徹底しておこなった。新聞でも、民放でも、そして法廷でも、資本は、正路喜社倒産は労組と無関係だと宣伝し、主張した。しかし広告の職場の中では、全く逆に、組合が強すぎた、総評に入ったから、潰れたという宣伝が横行していたのである。かくて広告労協自体が閉店休業状態になってしまった。しかし、広告における独占の支配が貫徹し、合理化、とくに労働強化が、自己評価、行動報告制度、総合予算方式の導入と電算機利用などと結合して進められるなかで、広告労働者の闘争も前進をはじめた。六四年、万年社労組が、一九五五年の電通労組のスト以来約十年ぶりでストライキ闘争にたちあがった。つづいて大広、東陽社などのストに続き、六六年末、広告における唯一の独占企業、電通の労働者が十一年ぶりにストに決起するのである。この年は、活動を再開した広告労協が、マスコミ共闘に正式加盟を決めた年でもあった。こののち、毎年の春闘で広告労協加盟組合はほとんどストライキを打つようになる。このなかで、たたかいはじめた頃も、争議団、つまり正路喜社労組と共闘するより民放の労働者と共闘した方が意味がある、とか、正路喜社問題は政治課題と並んでウチではタブーだ、と語っていた幹部たちが、次々と正路喜社闘争に熱心に参加してくるようになった。

とくに、六八年～九年の全国一般大阪地連旭広労組の倒産闘争がはじまり、大勝利のうちに解決をかちとることで、正路喜社闘争勝利の要求は、いっそう深く理解されるようになってきた。正路喜社闘争が広告労働者の生活を守り、その勝利が広告労働運動の今後の発展の基礎になると確信されてきたのである。

広告労働者は、カンパ、スト、TBS、毎日への抗議、各自の経営者にたいする要求提出、情宣と多彩な行動でたたかった。正路喜社闘争は、つねに行動の主要スローガンとされ、経営者たちは各単組の独自闘争をそとに拡げるのも正路喜社闘争を通じてのことと考えていた。正路喜社闘争解決は、おそらく、電通を先頭に広告資本の切実な要求になった。かくして、電通の労務担当重役がTBSの労務担当重役に、「TBSにやとって、解決したらどうか」とじょうだんめかして言うようにもなり、闘争突入時の資本の統一は、あきらかにうちこわされていったのである。このように、広告の場でも、まず広告労働者が自らの切実な要求でたち上り、合理化との対決をはじめるなかで、正路喜社闘争との共闘へ一歩踏みだしはじめるのであった。六八年以降は、なんといっても身近かな広告労働者が、正路喜社闘争を支え、発展させる上で、また独占に脅威をあたえる上でも、財政や動員の面でも、立派に共闘全体の一翼をになったのであった。

# 第四章　たたかいをふりかえって

## ――総括――

すでに第一章で明らかにしたように、正路喜社労組にかけられたマスコミ＝広告独占の攻撃は、企業処理をめぐってのさまざまな矛盾はあったものの、労働組合の破壊＝消滅という基本方針では完全に一致した先制的攻撃であった。それだけに、企業主義的な枠でのたたかいの経験しかもたない正路喜社労組は、この攻撃のまえに大量の組合員の脱落を生みだし、少数の孤立化した組合員が〝とにかく頑張る〟というところから出発せざるを得なかった。

破産法を利用し、大口債権者として登場したＴＢＳ・毎日資本は、『われわれもみなさんと同じように被害者だ』とうそぶき、『雇用関係がないのだから団体交渉など申入れられる筋合ではない』といっさいの交渉を拒否し、さらにたたかいを放棄させるために破産管財人ですら認めている賃金債権を否認するという暴挙を行い、ストライキで占拠した職場から『企業がないから労働組合はない、労働組合がないから争議行為ではない』と立入禁止仮処分及び本訴を提起し、追い出しをはかるなど、独占は、徹底した労働組合無視の攻撃、いや彼らの考えている労働組合の枠外のものはいっさい無視し、ふみにじる攻撃をかけてきたのである。

従って、たたかいは、企業主義的な枠をこえるたたかいをどうつくっていくのかが中心課題にならざるを得なかった。

第二章で明らかにされているさまざまな問題は、資本のまきかえしによる六〇年代前半の日本の労働組合運動の困難の波をまともにかぶり、試行錯誤を繰りかえしながらも敵の追撃をくいとめ、破壊された団結をねばり強く、自覚的な、階級的団結につくり変えていく過程であった。独占の〝抵抗もせず消滅するだろう〟残っても〝なんとでも処理できる〟と考えていた労

働組合とそれを支えた共闘会議は、彼らが予想もしなかった戦線をつくりあげていった。それは、独占の攻撃によって破壊された企業内的団結に代わる、量的にも質的にも強大な、真に独占と対決し得る団結とその戦線をつくりあげていったのである。

そして、この戦線が、独占の矛盾と弱点をえぐる存在として組織され、集中的な行動を展開していく過程で、独占は団体交渉に応じ、裁判所は和解を勧告し、独占の譲歩を引出し、勝利終結をかちとったのである。そして、この九年に及ぶ日本の労働運動史上きわめてまれな長期のたたかいとその勝利は、企業内的統一と団結をこえて、独占と真に対決し得る統一とその戦線を構築し得ること、そして、その存在が強固であればあるほど独占の譲歩を引きだし、生活と権利を守ることができることを事実をもって示しているのではなかろうか。以下、この章では、かちとった要求および守りぬいた権利の評価と、このたたかいの過程でつくられ、前進した労働者の団結の評価をおこなう。さらに独占の矛盾が拡大し、統一した労働者のたたかいのまえに露呈した弱点とそれを攻めるわれわれの力の結集、九年間の力関係の変化、およびこの闘争の局面では動かし得ぬ力関係、そのもとで必要とされる妥協、戦術上の柔軟さと、交渉の主導権、有利な妥協について総括を行う。

# 1、たたかいが得たもの

和解成立直後の関係者たち、東京高裁会議室

## 要求解決

就職あっせんについて。どのようなかたちであれ、職場確保の条件がつけば解決できない、というのが、TBS・毎日資本の一貫した基本線であった。和解条項では、債権者の代表である破産管財人が、就職あっせんの努力をするという条項をTBS・毎日資本の了承のもとに明記させた。しかも、実態的には、TBS・毎日新聞の交渉責任者が、就職あっせん努力をおこなうことになった。この点では、基本的な問題で一定の譲歩をさせたと評価できる。もちろん、争議終了後の生活保証としては、きわめて不充分である。TBS・毎日資本のあっせん義務を明記しえなかったし、あっせん期間の制限もある。努力ごの結果について異議を申立てず何らの請求もしない、という項もある。しかし、正路喜社闘争の場合、この要求は法廷で争えないという基本的な困難がある。むしろそれをねらって、独占は完全破産という彼らにも損失の多い攻撃を敢えて選び、法的優位を確立したのである。現在ほとんどの長期争議が、地位保全などの提訴を、有力な攻撃の武器としているのを見るとき、この武器をつかえなかった正路喜社闘争が、裁判上争われていなくても、大衆的な要求とし、闘争を拡大して実力で裁判所に和解の基本点として認めさせ、独占にこれを了承させること自体が、大変な成果であり、不充分な点はやむを得ぬ妥協と言えるのではないだろうか。

解決金について。解決金、就職あっせん中の生活保証金、規定の未払賃金、予告手当、退職

金で、総額三、九二八万円は、裁判所の第一次和解案の金額に匹敵するものである。裁判上組合が要求していた額は二六〇〇万円であるから、やはり裁判とは別に、大衆的な結集の力でかちとったものである。しかも、最後までたたかった組合員についてみれば、九年間のバックペイおよび、倒産時に経営者と交した特別退職金の合計を優に超える額である。もちろんこれについても、九年間の賃上げや一時金が殆んど考慮されていないこと、（賃上げ、一時金を考慮にいれれば獲得した金額は休業補償としての六〇％にあたる）など、当初の要求からみれば当然不充分である。しかし、独占の争議解決の金額算定の基礎は、たたかったもの一人当り百万、計八百万という金額であり、闘争中の、とくに倒産後の賃金や、経営者と締結して債権者である独占に損害をかけたという特別退職金など決して認められぬ、という独占の立場を大きくうちやぶるものである。

## 守りぬいた権利

破産、つまり企業の消滅。企業の消滅すなわち組合の消滅。組合の消滅したところに、争議権も団体交渉権もありえない。まして経営者相手でなく、債権者である独占企業に対する争議権や団交権なぞ、論ずる余地もない。以上が正路喜社闘争における独占資本の論理である。しかしこれは完膚なきまでにうちやぶった、事実の力で。

団体交渉権。和解交渉自体が、一種の団体交渉であった。出て来る義務のない、TBS・毎

日資本の責任者がでてきて、結局彼らが決める。しかも、闘争終結の夏は、一週に一回位のわりで、文字どおり団体交渉をおこない、そこであっせんと金額の基本点はすべてきめられた。倒産した企業の組合でも団体交渉権があること、それも雇用関係にある経営者に対する団体交渉権という、現行労組法および諸慣例の企業内的ワクを超えて、間接および直接支配関係にあった独占企業にたいする団体交渉権を、実力で確立したことは高く評価さるべきである。

争議権。独占の企業消滅＝争議権消滅論にもとづく立入禁止仮処分および本訴を、ついに九年にわたって出させなかった。また、官憲、暴力団の介入も許さなかった。こうして闘争勝利まで全面ストでたたかい、職場占拠をし続け、スト中のスティ・イン権利を守った。また、事実上、土地建物等の換価を、ストライキで阻止し、独占＝債権者＝管財人の業務をストライキと職場占拠で妨害する権利を守った。

## 闘争が示し、つくりあげたもの

正路喜社闘争の勝利は、この闘争に参加した労働者はもとより、日本の労働者階級全体に、多くの教訓を示した。その基本的なものだけを列挙する。

第一、独占資本と対決できる巨大な労働者の統一を、小さなたたかいの火種から出発して、つくりあげることができる。そして、強大に見える独占体も多くの矛盾をはらみ、労働者階級の統一の具体的な組織のもとで弱点をあらわにし、階級的に統一された力のまえに、一定の譲

歩をせざるを得ない。

第二、裁判所も、それが総資本としての国家の立場にたつからこそ、そしてまたその範囲内で、独占に対する労働者の権利を容認せざるを得ないところに追い込むことが出来る。

第三、破産で企業を消滅させても、労働組合を消滅させることはできない。関連した資本も労働組合も存在し続け、労働組合は要求をかちとることができる。

第四。中小争議、特に倒産争議で、中小資本家である経営者に解決能力がなく、事実上これを支配してきた独占企業と労働組合の間の闘争と交渉で一切が決る。これが今日の中小争議の本質である。

第五、合理化攻撃がすべての職場にかけられている今日の情況のもとでは、中小争議団と関連親企業の独占企業の労働者との共同闘争を成功させる可能性が存在している。

また、正路喜社闘争は、その九年にわたる闘争のなかで、労働者の団結上多くの足跡を残してきた。その主要なものを列挙する。

第一、全国一般東京地本、とくにその主力部隊である中部地区の統一要求として、中部地区協の統一行動を前進させる上で、一定の役割を果した。

第二、この闘争が、民放・新聞資本を直接の敵としたこと、および民放労連との共闘を通じて、全国一般、広告労協、民放労連、新聞労連、およびマスコミ共闘の間の共同闘争を前進させる上で一定の役割を果した。

第三、広告労協の強化、発展の上で、一定の役割を果した。

第四、全国一般中部地域支部の設立、発展の上で一定の役割を果した。

第五、東京の争議組合を結集する上で、ひとつの拠点となり、東京地評の運動に結集し、争議組合の闘争が全都の労働者の支援を受けるうえで一定の役割を果した。

第六、以上の全体によって、正路喜社闘争は、独占と対決してたたかう、労働組合運動の戦線統一を、具体的に推進する上で、一定の貢献をなし得た。

# 2、要求をかちとった力

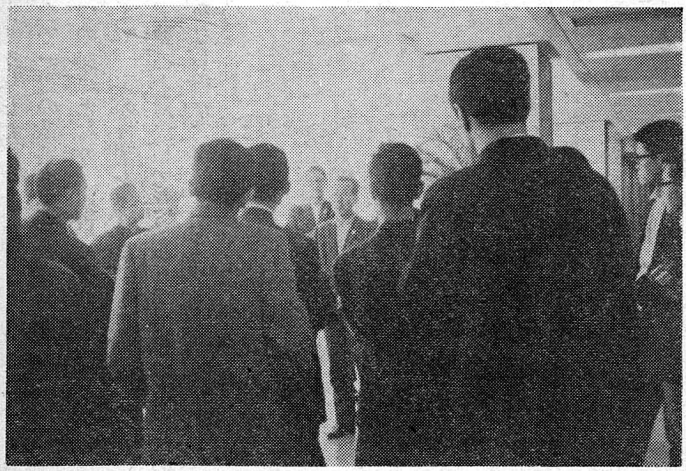

抗議行動後総括する共闘の人々、ＴＢＳ重役室前ロビー

## 攻撃と対決する要求の具体化とそれの徹底した重視

たたかいの課題は、破壊された崩された団結をどう独占と対決する団結・戦線につくりかえていくかということであったが、その基礎になる対決点としての統一要求をねりあげる作業は、たやすくはなかった。企業内のたたかいしか経験していなかった労働組合では、当初機械的に、企業破産＝閉鎖だから、企業閉鎖反対＝企業再開＝全員再雇傭が要求になるのが当然と考えていた。しかし、独占の攻撃が組合つぶしのための企業閉鎖であることをつかんだ時、独占に責任をとらせる要求、破壊した職場と生活を保証させる要求へと具体的にねりあげられていった。この要求—「TBS、毎日新聞は、八名の組合員の職場と生活を確保せよ」—がねりあげられた段階から、闘争は飛躍的に発展する方向へ進みはじめたのである。

## 独占の支配と攻撃の狙いの徹底的バクロ

要求を具体的にねりあげ、TBS、毎日資本につきつけていくと同時に、徹底して独占の支配と攻撃の狙いをバクロしていった。それは、独占の中小企業支配、吸収合併、組合つぶし、偽装閉鎖、破産の策謀、からくり、手口を細部まで具体的事実に基づいてバクロすることによって、要求のもっている性質、たたかいのもつ意味をも明確にしていった。そのことによっ

て、独占と対決してたたかわざるを得ない場でたたかっている仲間たちとの統一を拡大していく武器になった、と同時にTBS、毎日資本を社会的に孤立させていく武器にもなった。さらにマスコミ＝広告取引における独占資本の中小企業収奪の仕組みをバクロし、広告中小企業労働者及び経営者の共通の課題を明らかにした上で、また、広告における独占集中とマスコミ反動化の関係を具体的事実にもとづいてバクロし、独占のイデオロギー支配の偽装を明白にすることによってたたかいの幅をいっそう拡大した。

## 単産の枠をこえた共闘会議の確立と共闘会議中心のたたかい

上部団体である全国一般東京地本が争議指導の責任をもち、その上で広告・民放・新聞・東京地評、地区労によって組織された共闘会議で、事実にもとづいて力関係の変化・戦闘局面の綿密な分析が行なわれ、それにもとづく戦術行動の設定と取組み、さらに点検、相互批判などを常時行ってきた。これは、まさに崩された、破壊された団結に代わる新しい団結・戦闘司令部の確立であった。名称は支援共闘会議であったが、単産の枠をこえたまさに共闘会議であった。言いかえれば共闘会議を確立したところから失われた数の力を上廻る労働者を結集し得たことで闘争は飛躍的に、そしてダイナミックに発展していった。

さらに、関連親企業とも言うべきTBS・毎日資本の職場で、TBS労組、毎日労組がみずからの反合理化闘争＝権利擁護闘争と結合してたたかいを展開し、特にTBS労組のストライ

キによる決起は、全国一般東京地本傘下各組合、広告労協各単組、民放在京労組、新聞、マスコミ労組のなかに正路喜社闘争勝利が要求となっていくうえで、さらに連帯ストへと発展していくうえできわめて大きな役割を果した。

## 長期の闘いにも耐えることができた単組の団結

闘争突入直後の大量脱落とその後一～二年で数名の脱落があったのみで、それ以降一名の脱落もなく経済的・社会的・精神的困難に耐えぬき、初期の階級的未成熟を克服し、団結して、必要とあれば九年でも十年でも労働者はたたかい抜くことを身をもって独占に示した単組の団結。この団結の維持と質的発展は、平担な道ではなかったが、毎週定期的にもたれる全員集会での、点検、総括、分析、行動設定、任務分担、日誌による自己点検などを通じて、まさに闘いを通じてかちとられてきたものである。独占は、これ以上の脱落は望めないこと、八名の団結が、八名だけでつくられているのではなく、企業主義的枠をこえた団結に支えられていることを知ったとき解決を真剣に考えねばならなかった。

# 3、独占の諸矛盾の拡大と力関係の変化

ＴＢＳ労組安田委員長とともに訴える佐藤委員長
ＴＢＳ玄関前の決起集会

第一章で述べたように、正路喜社偽装破産・労組破壊劇の第一幕は、独占体の圧倒的優位のうちに幕がおりた。しかし、彼らの優位は、それ自体のうちに矛盾をはらみ、その矛盾は拡大する一方であり、労働者階級の統一闘争の発展とともに弱点に転化する。この節では、その点をまとめてみる。

## マスコミ資本を一致させた独占の力と矛盾

第一章でのべたように、資本、取引、人的関係などさまざまな利害を通じつつ、TBS、毎日、電通、東急の資本は、日米支配層の六〇年代を貫くマスコミ政策および対労組政策で一致をし、つづいて新聞、放送、広告資本がこれにならった。しかしこの一致は、消滅し得ぬ矛盾をはらんでいた。また、早期に労組破壊が成功し、再建にしろ吸収合併にしろ、正路喜社問題の決着が「常識」的に行なわれるという条件のもとでの一致にすぎなかった。この条件は破壊された。しかも夢想だにしなかった統一闘争の力で、各資本は攻撃されたのである。電通は、重役がTBSに解決した方が良いのではないかと提案するほどで、無関係をよそおうのに精一ぱいになった。毎日とTBSの矛盾も拡大し、毎日が労組との話合いのルートを開いたり、担当者があけすけに真相を語ったり、TBSがそれにあわてて踏みきると毎日が硬化したり、金の問題でもめたり、最終段階で両社の社長が話合って、最後まで一致した線で進もう、という申し合せをわざわざしたりするほどであった。他の新聞、放送資本は、正路喜社破産事件処理

のＴＢＳの不手際を、労組側に公然と批判し、組合員の労働債権否認というあまりの暴挙に相談もなくひきこまれたことに怒りを表明するところもあらわれた。こうして、当初新聞、民放七十社の名で労働債権否認をおこなったが、ＴＢＳ、毎日以外の否認は取り消さざるを得なくなり、労働債権否認訴訟は、形の上でも、ＴＢＳ、毎日だけが孤立して争わなければならなくなる。また、大部分のマスコミ債権の委任を受け、正路喜社破産事件に対し絶大な権力を手中にしたＴＢＳ資本とその弁護士の好き勝手なふるまいは、裁判官あがりのブルジョア弁護士で理論家といわれる破産管財人、および株式会社正路喜社の弁護士、さらにＴＢＳと並ぶ債権額をもち、独自の弁護士をたてた読売新聞社の弁護士などの反発をかい、みにくい争いが絶えなかった。職場占拠に対する警官や暴力団の実力介入をなし得なかった背景には、この矛盾も大きな要因となっていたと思われる。また破産管財人は、ＴＢＳ資本、およびその弁護士と対抗する必要および感情的反発から、労組に対する一定の譲歩や法廷における労組に有利になる真実の証言――つぶす必要のない会社だ――もおこなった。これら個別資本間の矛盾や、代理人間のあつれきなどは、ＴＢＳ、毎日資本を孤立させた点、破産後の攻撃で機敏な処置をとれなかった点、交渉におけるＴＢＳ、毎日、管財人の不一致、法廷で労組側に有利になる諸証言など、闘争勝利にむけて、組合側が利用できるいくたの弱点となつていった。

## 独占と正路喜社経営者の矛盾

ＴＢＳ、毎日資本は、自分たちの力を過信しすぎて、無力にはなったが正路喜社の経営者が果す一定の役割、とくにそれが労組の闘争と結合したときの有効性を見ることができなかった。まず、破産申請の段階で、独占は正路喜社の経営者に充分な約束と方針をあたえなかったため、経営者は確信も警戒心もないまま、単産・地区労・弁護団の抗議と心のこもった説得で、倒産会社の社長としてできるすべてのことを、協定としてとられてしまったのである。これは闘争終結まで、建物占拠にも退職金要求裁判にも、大きな役割を果した。つづいて、破産決定で、形態的にも経営者がすべてを失ってしまってから、独占は労組の存在を根本理由として、約束していた再開を反故にしてしまう。やがて経営者は、法廷上で「私はだまされていた、再開が約束されていた倒産だった」と証言をする。これも法廷闘争で組合側に有利に作用した。毎日資本をおしきって倒産にふみきった、ＴＢＳ資本の新しさ、強力さと、電通資本の大代理店誕生に対するおそれと反民主的性格は、資本家の間の仁義や、広告界の慣例をふみにじって完全閉鎖にふみきり、正路喜社の経営者を業界からほおりだしたが、最後までそれは彼らの弱点となった。

## 労働組合の階級的成長を予見できぬ独占の歴史的制約

独占は、全国一般正路喜社労組とその組合員を、つまり六〇年安保闘争を真剣にたたかった日本の労働者と労働組合を、正確に判断することができなかった。職業的な運動家や単産の大幹部ならいざしらず、正路喜社労組の如き小組合が、つまり職場の名もない労働者が、独占資本に対抗する、非従業員的、階級的戦線を組織する方向で、企業がなくなってもたたかいつづけるとは夢想だにしなかった。企業別労働組合、企業別昇進制度を不動の前提として異常な高蓄積を続けてきた日本独占資本は、企業を離れて存在する労働組合を理解する感覚をもたなかった。これは正路喜社の場合だけではない。六〇年代前半の争議、エスエス、三協紙器、小川分会、ウルベ帽子、日本ロールにいたるまで、独占が、五〇年代の経験から勝負あったと考えたその瞬間から、むしろ争議ははじまっていたのである。TBS、毎日資本は、法廷でも主張していたが、単なる主張ではなく、不動の信念として、会社が倒産した以上、労働組合は消滅すべきだし、消滅するにちがいない、存立の基盤がなくなったのだから、と考えていた。消滅すべきものが存在していること自体が違法だ、というのが独占の実感的法理論の基礎であった。まさに、階級的、歴史的な制約のもとにおける、わらうべき頑迷固牢さである。この弱点は、独占の政治的、経済的、法的優位と結合して、資本の強さとして現象した。残るはずのない労組が存在を続け、職場を占拠し、要求をだし交渉をもとめたので、逆上したのである。

それが、のちにのべる法的優位と結合して、労働組合の徹底した無視、労働組合の一切の権利のじゅうりん、未払賃金など資本の立場からしても当然許容すべき最低の要求についても問答無用の交渉拒否として現象したのである。こうして独占は、必要な手を機敏にうって、早期に争議をおさめる期を逸し、予想外の大闘争にまきこまれる。彼らの立場は、解雇前の未払賃金であろうとも、労働組合との交渉を通じてではなく、あくまで一人一人が一債権者として、破産法の手続きの中で、何年か後に配当を受けるべきだというものであった。ついには、組合側の独占債権否認に対する戦術的対抗だとはいえ、誰が見ても無理な主張をこねあげて、明治時代制定の破産法ですら優先債権として認めている労働債権を、残ってたたかう組合員にだけ否認し、八年にわたって支払を拒否しつづけたのである。倒産合理化が激増する政策を推進している日本独占資本主義の立場からみても、このような民主主義的権利のあまりにもあからさまなじゅうりんは、あきらかに行きすぎであった。この行きすぎは、正路喜労組の団結と決意をかためる上で、支援共闘の戦線を拡大するうえで、また資本間の矛盾を拡大するうえで、さらに終結まで一定の限度をもちながらも裁判所を、組合側に有利に、個別独占企業に不利に行動させるうえで、有効に利用できる敵の弱点となった。

## 独占の法的優位と矛盾

破産に踏みきることで、独占資本は、圧倒的な法的優位を獲得した。彼らは、私的資本の損

失を担保にして社会的無責任をとおす法的権利を手に入れたのである。この破産法のもとでは、独占は一債権者として、〝被害者〟として、債権に見合う配当額を受けるだけの存在になる。第一章の経過が語る独占の間接的および直接的支配や労組問題への介入は消しさられる。どんなに生産と流通が社会化していても、私的資本の私的行為として生産が進められる資本主義社会の根本矛盾は、破産法には全く反映していないし、現行憲法下の裁判所のこの点についての態度は、労組法などへの考慮と若干の手直しはあっても、基本的には〝私的資本の自由〟の守護神であることは明白である。こうして、国家独占資本主義の諸機構を最大限に援用する独占企業と、賃金も未払いのまま街頭にほおりだされた労働者各個人が、それぞれ一債権者として、〝対等に〟〝平等に〟あつかわれるのである。この条件は、闘争終結時まで基本的には変らない。正路喜社闘争では、まず身分保全など独占に生活と職場を保証させる訴訟については、勝ち負け以前に、提訴することすらできなかった。さらに、独占の債権を否認した事件は勿論のこと、こちらの提訴した協定にもとづく退職金の請求や、資本が提訴した、建物明渡し立入禁止妨害排除の事件でも、つねに組合側の敗訴を前提にして闘争を進めねばならなかった。これらの裁判でもし組合側が勝訴をかちとれば、それは独占の中小企業支配、つまり中小の労働者支配、しかも全く無責任という〝基本的自由〟を制限し、日本独占資本主義のよって立つ基礎を真向から掘りくずすことになるからである。

しかし、独占は法的優位を過信しすぎた。そのために、彼らは争議突入直後に妥協であれ弾圧であれ、手をうつことをせず、裁判で早期かつ合法的に争議を圧殺し組合を破壊することに

戦術をしぼった。裁判になれば三週間で一切片づくというのが、彼らの見とおしであった。事実が示すように、これは全く誤りであった。たしかに裁判所は資本の侍女であり、資本の〝自由〟と社会的無責任の守護神であろう。しかし、総資本としての国家の一部である裁判所は、最終的には個別資本、とくに独占企業の〝自由〟を守るにせよ、個別資本のやり口をすべてそのまま肯定するわけではない。五〇年代後半から六〇年にかけての激烈な労資対決——結局は六〇年安保闘争へ発展した対決——を再来することのないよう最大限努力しながら、倒産の急速な増大を含む全面的な合理化を進行させようとしている、米日支配層の六〇年代基本政策からみれば、TBS・毎日資本の極端な労組否認と中小経営者無視は、我慢のならぬ不手際である。判決では組合側を敗訴にせねばならぬ裁判所が、高裁や地裁も判決を出すことを非常に嫌い、組合の立証主張をみとめて裁判を延ばしつつ、最終段階で組合に有利な和解案を再三にわたって出すという態度をとった根底には、この矛盾が横たわっていたのである。したがってこの矛盾の範囲内で、またその限りで、裁判所は我々の武器たり得たのである。

## 独占の経済的力と職場の矛盾の激化

闘争突入時、TBSは、国家権力から数少ない電波の免許を受け、その上公共事業として広大な国有地を二足三文で払下げさせるなど、国家独占資本主義の機構をフルにつかって、急速に異常な蓄積をなしとげつつあった。一方、毎日新聞は大新聞資本のなかでも、借入金が特に

多く、苦しい経営といわれていた。これが、倒産方針決定をはじめ、闘争終結まで、さまざまな機会に露呈する両資本の態度のちがいの一つの原因かもしれない。しかし、いずれにせよ、両社とも、正路喜社倒産およびその後の争議による経済的損失——倒産によって回収不能になった債権は両社で二億九千万、労組との闘争長期化で九年間棚上げになっていた配当額は両社で約五千四百万——には優に耐えうる力をもっていたのは、まちがいない。これは闘争終結時まで変らぬ力関係で、我々は、建物占拠、債権否認戦術で、経済的には破産の進行をほぼ全面的にストップさせてきたが、その打撃だけでは、闘争勝利をかちとることはできなかった。しかし、彼らの蓄積の高さこそが、致命的ともいえる弱点を生みだすのである。第一章でものべたように、当時、TBSでも、毎日でも、またとくに電通では、職場における労資の対決は、いまだ顕在化していなかった。これは、彼らにとって有利であった。とくにTBSは、高蓄積とスタジオを中心とする設備投資に明け暮れし、企業内本工組合のワクさえでなければ、労働条件の若干の改善には適当に応じていたのである。また、実態は大分怪しくなっていたとはいえ、まだ大多数の労働者が〝民放の良心〟、〝雑誌でいえば「世界」〟といった形で、放送局としてのTBSに誇りをいだいていた。毎日新聞では、正路喜社闘争を決して受け入れないような執行部体制になっていた。配転反対闘争を守る会でたたかう仲間たちが、わずかに行商物資の販売をしてくれていた。しかし、このような条件は、資本自らの政策のもとで崩壊していった。

TBSでは、すでに六二年頃から、社外工、臨時工、請負い工の比率を急速に増大させる政策をとりはじめていた。また同時に、以前からあった子会社へ業務を移管し、出向を増やし、

差別支配を強めていた。こうして、本工すなわちTBS労組員の比重は急速にさがっていった。この傾向は、蓄積を異常なテンポでつづけながら、放送事業への直接的設備投資のしようがなくなり、かつ深刻な不況をむかえ、多角経営的傾向を急激にあらわにする六五年以降、一層露骨になる。TBS労組は民放労連の組織拡大と闘争の前進のもとで、六二年からストライキをうちはじめ、まず子会社の労組との共闘を粘り強くはじめていった。つづいて、実質組織率五割をわるほどの、資本の社外工、臨時工、請負い工増大政策に対抗して、事実上ユニオン協定をのりこえ、不安定雇用労働者の組織化にのりだした。これらの、従業員組合のワクをこえた、階級的立場にたつ反合理化闘争のもとで、正路喜社労組への支援共闘の条件がつくられ、それがまたTBS労組の闘争発展にも影響する関係がつくられていった。さらに、製作部門の切り離しや、報道部門への露骨な圧迫などで、〝世界のTBS〟への誇りは職制層を含めて広範な人々の心の中で急速に色あせていった。また、TBS映画、サービス、ミュージックなどの労組も、差別反対の意識から立ち上がりはじめ、それぞれ合理化攻撃とも鋭く対決しつつ、TBS労組とはまたちがう親近感で正路喜社闘争を支援する。これらは、いずれも、蓄積されすぎた資本が、その価値増殖の場をあらたに求め、また低下する利潤率を維持上昇させるための、運動がひきおこした結果である。

毎日新聞社も、銀行資本とのゆ着やアメリカ資本との提けいで体制をたてなおし、他の新聞社にさきがけて、六六年ごろ新社屋に移転し、印刷体制もあらたにし、大手新聞社随一の合理化体制、印刷能力で、たちおくれを克服し、一定の盛況をむかえてきた。しかしあからさまな

労組軽視による急速な合理化と、低賃金のもとで、毎日労組は着々と戦闘的体制をつくりあげ、権利闘争を堂々と労働委員会で争い、正路喜社闘争支援の方向もうちだしてきた。

これらの動きは、独占の最も弱い環であり、かつそれが正路喜社闘争と結合をはじめ、闘争突入時の最大の強味が、最大の弱点に転化していったものといわなければならない。

# 4、柔軟な戦術と大胆な妥協と交渉の主導権

闘争勝利の報告祝賀集会につめかけた仲間たち、国労ホール

今迄総括してきたように、我々は多様で、幅広く、強大な統一をつくりあげ、敵の矛盾の展開と弱点の露呈のもとで、力関係を有利にすることができた。しかし、もちろんそれも、大きな変化はみせていないこの「平和的」十年間の総資本と労働者階級の力関係のもとでの、一定の制約をもった変化でしかない。前節でみたように、独占の経済力は変らず、法的優位も結局は保持している。一方、こちらの共闘部隊も、当然今日の労働組合運動のもとで限界をもっている。はっきりしているのは、こちらが独占を圧倒しきるような、TBS・毎日資本の商売が全く行きづまってしまうような力関係ではないということである。したがって、共闘会議は、要求の基本にしっかりと立ち、しかも柔軟な姿勢で具体的に解決点をつくりあげていくという立場にたった。その意味で、戦術も情況に応じて使いわけ、大量の抗議行動を組むこともあれば、小人数で話しこむこともあった。また要求の設定とそれを解決するうえでの当面の焦点――「和解交渉に直接責任者が出席せよ」「ともかく、自主的な話し合いをすべきだ」「ただちに具体的な回答をだせ」など――を明確にし、すぐ要求が解決するみとおしがなくても、つねに大衆的に理解され、支持されうる対決点をはっきりさせて訴えた。その上で、また、共闘に結集する労働者の状態を重視し、行動の提起もその状態に合せ、必要なら迂回をし、あせらず、一歩づつ着実に鋭い行動と、基本要求のスローガンに進んでいった。さらに、情勢や力関係を論議しながら、必要な妥協は大胆におこなった。決して受け身にならぬよう、むこうの態度待ちにならぬよう、つねに交渉では先手をとることが必要であった。そのためには、こちらから積極的に解決のため、妥協した提案を、具体的に、思いきってぶっつけた。長いあいだの

要求であり、単組の原則的基本姿勢のようになっているものを、大胆に妥協をするのは、むずかしかった。こちらから折れて出ることはない、むこうの回答をみて良ければのむ、といった姿勢がすぐでてきた。しかし、主張や立場と、具体的な争議の解決＝妥協は別のことである。むしろ、闘争の成果に確信をもち、真に階級的に事態を見ることが出来るからこそ、大胆な妥協による主導権の確立が可能になるのである。

こうして、正路喜闘争は勝利した。六〇年代をたたかいぬいたこの争議は、大きな成果を運動全体につけ加えた。同時に、多くの欠陥と、達成されなかったいくつもの課題を残している。

独占資本と対決しきった正路喜社闘争の掲げた旗は、ともにたたかった数万の労働者の胸に、ひらめきつづけるであろう。また、この闘争の成果と欠陥、さらに決して充分とはいえないこの総括自体も、大衆的な批判と検討を加えられ、七〇年代の運動にひきつがれることによって、日本の労働者階級が、我々の到達した地点から、さらに、はるかに、遠く、さきへ進むための、一つの武器になりうるであろう。

# あとがきにかえて

総評全国一般東京地本副委員長
正路喜社労組支援共闘会議事務局長
大沢栄一

「いい総括パンフをつくってくれよ」「どんなパンフをつくるんだ」。こんなことを正路喜社労組の争議ではよく聞かされた。別に調べたことで言うわけではないが、この争議ほど、総括パンフに関心がもたれた争議は他にないのではなかろうか。しかもそれが、ここの場合、争議終了後ならともかく、終了前からそうだったのである。

これには多少思いつく原因がある。「砦にひるがえる旗」と関係があるように思われるのである。言うまでもなく「砦にひるがえる旗」は当該組合が、闘争六周年を記念して、中間総括の意味で発行したパンフレットであり、単組からみた視野という限界から、いろいろ問題をふくんでいるにせよ、当時評判の高かった「東京争議団物語」より、内容の面で、一歩深めたものとして評価され、それだけに、多くの活動家に、何か新しい啓示をあたえてきたのである。したがって正路喜社闘争を考えるとき、これらの人々が、「砦にひるがえる旗」を通じて、闘争の評価に一定のイメージをもっていることは、当然のことであろう。

そこで、いま正路喜社闘争が勝利的に終結した時点で、支援共闘会議によって新しく出される総括パンフにたいして、これらの人々が求める気持のなかにはかってのパンフによって触発

され、運動上でうけた啓示の経験と、それにプラスされて、その後の闘争の発展のなかで、当然にうみ出されるであろう今日的課題にそった啓示——それがないとは疑ってもみない！——を、今回の総括パンフから触発されてみたいという、あらわな期待とが重なっているにちがいないのである。しかもこれらの人々はそうしたことをかくすことなく、要求さえするのである。

それゆえ今回、正路喜社労組の争議の総括パンフをつくるに当たって支援共闘会議は、そのはじめから「砦にひるがえる旗」をのりこえるものをつくることが、課題として要請され、そういう意味では、この仕事は、出発から気の重い仕事だったのである。言ってみれば、支援してくれたこれらの人々の期待や気持があまりにもわかりすぎるのである。

しかし、そうはいっても総括はなされなければならないし、また、その後の正路喜社労組のたたかいの飛躍的な発展をみるならば、より教訓的な総括パンフをつくることは可能な筈である。だが可能なことと必要なこととは、そのままそれにこたえるものができることを意味しない。そうなるとやはりそれは支援共闘会議の資質が問われていることになるのである。だがその資質も結局のところ、正路喜社労組のたたかいの、展開された広さと深さとの、客観的事実についての科学的分析と、そのなかからつかみだす、たたかいを発展させていく運動の法則、あるいは否定的側面、それらを全面的に総括していく力量のなかでしか試されないのである。

したがって支援共闘会議は、限られた力量のなかで、支援してくれた労働者の期待にいささかでもこたえ、運動上何らかの寄与するものをつくることで割りきり、その限りではこれまた

消極的ではなく、積極的にとりくんできたのでもある。

そのため支援共闘会議は、パンフ作成を一つの課題としながらも、総括そのものを確かなものとしていくために、和解調書成立の直後から何回かの会議を重ねて、最終的にこのパンフにみられるものを仕上げるにいたったのである。それは内容的にいっても十分なものではないことを百も承知で、敢えて支援共闘会議の名で正路喜社闘争の総括パンフとする次第なのである。

最後に、この総括パンフが、支援共闘会議の責任において出されていることをあきらかにするために、いささか、くどくなるが、できあがるまでの手順的な経過を説明しておこう。まず、和解調書成立直後、争議の総括のために、支援共闘幹事会が、概括的な討論をおこない、つぎに、その討議にもとづき、事務局で簡単なレジメを作成し、ついでそのレジメを土台として幹事会が討論をおこない、それにもとづいて事務局が、争議全体を総括した詳細なレジメと年表を作成し、それをもとにして再び拡大共闘会議が討論をおこない、補足と修正をし、つぎにその補足と修正した意見をそえ、支援単組代表者会議の討論に付し、それを共闘幹事会がまた集約するという作業経過をたどって総括文の基本が確認された。つぎに共闘幹事会は、その総括を土台とし「本」にするための会議をもち、「本」の大綱を定め、そこではじめて当該単組が執筆作業に入った。できあがった原稿は、共闘幹事のメンバーに回覧され、修正、加筆、書きなおしがなされ、総括パンフとして確認された。こうしてこのパンフは、全くといってよい程、支援共闘会議の責任において作成されたのである。

しかし、共闘幹事会といえども部分的には、微妙な評価の点で、ちがいがあることはさけられないのは当然である。もしそうした意味のものがあるとすれば、その部分については、直接執筆した単組に、執筆という、機徴にわたる点での文責はあるかもしれないが、しかしそれは主要なものではなかろう。

ところで、この総括パンフのなかでは、この争議で、共闘会議に結集した労働者と労働組合の他に、堀江正規氏をはじめ、多くの文化人や著名人の御協力を得たのであるが、それらのことについては直接何もふれられていない。また共闘幹事のメンバー以外にも、まるで争議組合の一員であるかのように日夜世話になった多くの活動家がいるが、それらの活動もここにはのせられていない。

ここで、それらの方がたに厚く御礼申し上げる次第である。

また、正路喜社闘争にたいして、たえず叱咤激励し、本来なら、この総括文書にも、さまざまな注文をつけていただくはずの人であった元東京地評争対部長の故佐藤福正氏が、正路喜社闘争の勝利をみず亡くなられたことは何ともさびしい限りであり、紙上をかりて、氏の冥福を支援共闘会議一同心からお祈りする次第である。

# 正路喜社闘争九年の歩み ――年表――

| | | |
|---|---|---|
| 一九五九年（昭34） | 12月 | ・正路喜社労組結成 |
| 一九六〇年（昭35） | 6月 | ・安保闘争に参加、広告労働者と交流深まる |
| | 10月 | ・関東広告労協結成、初代議長をだす |
| 一九六一年（昭36） | 4月 | ・毎日新聞監査常駐、春闘、一時金闘争に介入 |
| | 5月 | ・メーデーに広告労働者初の統一参加 |
| | 9月 | ・執行部東急本社総務部長と会談<br>・東急より三条件の申入れあり<br>・執行部、東急ホテルで東急専務と会談<br>・組合大会で少数意見にアカ攻撃が出る。三条件受諾 |
| | 10月 | ・東急より新しく四条件提示<br>・組合大会で四条件拒否<br>・東急より合併中止の通告<br>・TBS・毎日新聞が突如破産申請<br>・執行吏による財産仮差押え<br>・仮差押えにより不渡手形を出す<br>・10月分賃金支払われず生活権擁護のスト権確立<br>・全員解雇通告、職場占拠、泊り込み体制に入る |
| | 11月 | ・全員で公開団交、解雇撤回、退職金協定、建物共同保管の協定をかちとる |

| | | |
|---|---|---|
| | 12月 | ・東京地方裁判所で破産確定<br>・第1回債権者集会 |
| 一九六二年（昭37） | 1月 | ・第2回債権者集会、TBS・毎日の債権否認<br>・TBS・毎日新聞は報復的に組合の未払賃金、予告手当、退職金等労働債権否認 |
| | 5月 | ・東京地方争議団共闘会議結成、事務局長をだす |
| | 8月 | ・全国一般中部地域支部（個人加盟）結成 |
| | 11月 | ・正路喜社闘争1周年記念総括会議 |
| | 12月 | ・退職者にたいする労働債権の一部を獲得 |
| 一九六三年（昭38） | 2月 | ・エスエス労組解雇撤回かちとる |
| | 9月 | ・「たたかう労働者のど根性」を東京争議団共闘会議が発行 |
| | 10月 | ・全金日本ロール、日比谷野外音楽堂で10・18団結集会<br>・三正堂労組（全国一般、広告労協）が企業閉鎖、第二会社設立、全員解雇の攻撃を受け争議に突入 |
| | 11月 | ・マスコミ共闘会議結成 |
| 一九六四年（昭39） | 2月 | ・「TBS・毎日新聞債権確定訴訟」東京地裁で敗訴、ただちに高裁に控訴<br>・「正路喜社、三正堂両労組闘争支援、マスコミ反動化阻止、春闘総決起集会」を永川公園にて行い、TBS前をデモ行進 |
| | 3月 | ・高裁費用40万円の「訴訟費用救助」をかちとる |

| | | |
|---|---|---|
| | 6月 | ・三正堂労組、闘争勝利 |
| | 10月 | ・関東広告労協、第3回総会を開き画期的な成功をかちとる |
| | 12月 | ・マスコミ争議団交流集会 |
| 一九六五年（昭40） | 1月 | ・喜多パン労組（全国一般）山崎パンに雇用かちとる |
| | 5月 | ・マスコミ大弾圧（東京新聞、大映、毎日放送、福井放送に機動隊が介入） |
| | 8月 | ・「東京争議団物語」を東京争議団共闘が発行 |
| | 11月 | ・闘争四周年記念パンフ「正路喜社破産の原因とたたかいの意義について」（経済学者堀江正規氏）発行 |
| 一九六六年（昭41） | 1月 | ・東京争議団共闘〝第1回春闘討論集会〟 |
| | 2月 | ・TBS・毎日新聞に「団体交渉」申入れ |
| | 3月 | ・広告労協、マスコミ共闘に加盟 |
| | | ・民放12チャンネルで大量首切り |
| | 6月 | ・TBSでのベトナム派遣反対闘争に共闘申入れ |
| | 8月 | ・TBS・毎日新聞と団体交渉始まる |
| | | ・民放労連第21回定期大会、正路喜社闘争支援、TBS・毎日新聞抗議決議採択 |
| | 10月 | ・10・21ベトナム侵略反対統一スト |
| | 11月 | ・正路喜社闘争5周年11・17総決起集会（読売ホール） |
| 一九六七年（昭42） | 2月 | ・〝春闘勝利をめざす中央区マスコミ労組交流集会〟開かる |
| | 4月 | ・春闘4・18全国一般中部地区協統一ストの成功 |

6月
・「正路喜社、12チャンネル、ラジオ関東労組支援、夏闘勝利、首切り合理化、不当弾圧粉砕・総決起集会」
・TBS・12チャンネル、ラジオ関東に一斉抗議行動

8月
・マスコミ争議組合学習交流集会

9月
・民放労連関東甲信越地連第7回定期大会「東京放送・毎日新聞は正路喜社労組佐藤君以下10名をやとえ」という要求を採択
・東京放送労組第20回定期大会「要求解決に向かって正路喜社労組とともにたたかいぬく決議」を採択
・「東京新聞、12チャンネル、正路喜社、日本書院、東京印書館労組支援、首切り「合理化」粉砕、企業閉鎖反対、秋闘勝利9・14総決起集会」日比谷野外音楽堂で開かる

10月
・東京地裁民事6部、正路喜社共闘とTBS・毎日に和解提案
・10・21ベトナム侵略反対統一行動
・10・31争議突入六周年正路喜社闘争支援総決起集会
・たたかう労働者の長編劇映画「ドレイ工場」完成

11月
・民放労連関東甲信越地連、不当弾圧粉砕週間で正路喜社闘争にとりくむ
・11・16民放、新聞、広告、全国一般統一決起集会
・正路喜社闘争この6年「砦にひるがえる旗」発行
・11・21全国一般中部地区協正路喜社闘争連帯スト
・関東広告労協第6回定期総会「正路喜社闘争勝利のために」特別方針を

採択

12月 ・東京地裁、雇用前提に「和解」勧告

一九六八年（昭43）

1月 ・TBS・毎日代理人私案を地裁に回答

2月 ・正路喜社闘争勝利をめざす一万人署名の取組み開始

・TBS労組連帯スト権確立

3月 ・地裁和解交渉決裂

・TBS労組、不当弾圧粉砕でストライキを決行、TBSから日比谷までデモ

・3・15マスコミ、金融春闘総決起集会　於日比谷

4月 ・全国一般東京地本4・2統一スト成功、日比谷で決起集会、

・地裁証拠調べ再開

5月 ・大阪・京都にパンフ「皆にひるがえる旗」オルグ団派遣

6月 ・毎日新聞への抗議行動を展開

8月 ・総評大会で争議団支援決議

9月 ・ソ連文化労組代表来訪・交流

10月 ・共闘の仲間へ総決起を訴えるビラ入れ

11月 ・TBS、毎日新聞経営者自宅周辺地域にビラ入れ

・NTV労組、ラジオ関東労組、12チャンネル労組、TBSサービス労組、TBS映画労組、TBSミュージック労組、支援連帯スト権確立

・11・14年末闘争勝利、争議団支援総決起集会　於日比谷

・TBS玄関前で抗議集会

12月
・高裁「和解交渉」はじまる
・TBS玄関前抗議集会
・TBS、毎日経営者自宅周辺ビラ入れ、宣伝カー乗り入れ
・旭広争議はじまる。

一九六九年（昭44）
1月
・高裁第2回和解交渉
2月
・正路喜社偽装閉鎖、TBS時間外不払反対闘争支援2・7統一集会、於TBS玄関前
・毎日へ抗議行動
3月
・12チャンネル労組、高裁で勝利判決
・中部春闘共闘、春闘総決起集会でTBS、毎日への抗議決議採択
4月
・4・4統一スト、日比谷からTBSまで三千名のデモ、TBS玄関前で二千名の「春闘勝利、正路喜社闘争勝利統一集会」
・共闘会議、四項目の「解決案」を高裁和解交渉で提案、
5月
・TBS、毎日へ共闘会議、各単産、単組代表による波状抗議行動展開
・TBS玄関前で「春闘勝利、TBS労組スト支援、正路喜社闘争勝利総決起集会」ステッカーをはりめぐらす
6・
・毎日新聞へシリーズビラ入れ
・高裁和解交渉決裂
・6・11科学技術振興財団、毎日、読売資本抗議統一デモ
・TBS今道社長、ラジオ職場で正路喜社問題について発言
・正路喜社闘争、夏闘、都議選勝利、全国一般東京地本総決起集会　於千

代田公会堂

7月
- 旭広、正路喜社闘争勝利総決起集会　於国労ホール
- 旭広闘争勝利
- 第1次、TBS、毎日重役自宅訪問と周辺地域ビラ入れ
- 第2次、TBS、毎日重役自宅訪問と周辺地域ビラ入れ

8月
- 民放連、電通訪問
- 第3次、TBS、毎日重役自宅訪問と周辺地域ビラ入れ
- TBS、毎日取引銀行へビラ入れ

9月
- TBS、毎日主要株主へビラ入れ
- TBS玄関前総決起集会
- 東京高裁、裁判再開
- 東京地裁最終弁論

10月
- 河本管財人、毎日新聞と接触をはじめる
- 不当弾圧粉砕、全争議組合の闘争勝利、安保廃棄、沖縄全面返還、佐藤訪米反対、国会即時解散10・9マスコミ労働者総決起集会　於日比谷
- 8周年を迎えた正路喜社労組をはげます会

11月
- 東京地裁結審、判決日4月24日に決定、同時に和解勧告
- 正路喜社闘争8周年、交渉促進、要求貫徹総決起集会
- TBS・毎日・読売・電通重役自宅周辺地域ビラ入れ

12月
- 経団連、民放連へビラ入れ
- TBS、毎日重役自宅周辺地域ビラ入れ

・地裁第1回和解交渉
・共闘デスク第1号「正路喜社闘争勝利のために」を発行
・地裁第2回和解交渉

一九七〇年（昭45）

1月
・債権者集会
・70年春闘、争議、弾圧事件勝利1・27総決起集会、於日比谷
・TBS労組、大会で特別決議

2月
・70年春闘で正路喜社闘争を勝利させる総決起集会　於国労ホール
・地裁第3回、4回和解交渉

3月
・TBS明石君不当判決粉砕、正路喜社闘争要求貫徹3・6総決起集会
於TBS玄関前
・70春闘、争議組合勝利、マスコミ労働者総決起集会　於日比谷
・高裁結審
・地裁第5―7回和解交渉

4月
・4・3統一スト、バス10台でTBSへ抗議、玄関前で〝春闘勝利、TBS「合理化」粉砕、正路喜社闘争勝利統一決起集会
・地裁8―13回和解交渉

5月
・地裁和解条項（案）を共闘会議受諾
・TBS・毎日・上申書を裁判所に提出
・和解交渉、地裁から高裁に移行
・高裁第1回和解交渉
・支援共闘各単産、単組によるTBS、毎日への連続ビラ入れ

・支援共闘各単産、単組によるＴＢＳ、毎日への電報集中
・春闘勝利、正路喜社闘争勝利、報知ロックアウト粉砕総決起集会、毎日へデモ

6月
・毎日への集中ビラ入れ
・代理人による交渉
・安保廃棄、沖縄全面返還、夏闘勝利、報知弾圧粉砕、正路喜社闘争勝利
6・17総決起集会　於清水谷公園

7月
・毎日への集中ビラ入れ
・高裁第2回和解交渉

8月
・ＴＢＳ・毎日との個別自主交渉開始
・正路喜社闘争の早期解決をめざす団結集会

9月
・高裁和解交渉再開
・和解成立―争議終結（25日）

10月
・正路喜社闘争勝利報告集会　於国労ホール（22日）

# 砦にひるがえる勝利の旗

発　行　　1967年2月10日
編　者　　正路喜社労組支援共闘会議
東京都港区芝浦3丁目18の15　東京地評会館内
総評全国一般東京地本　TEL (451) 4141

印刷者　　光陽印刷株式会社